

【表紙】

| | |
|--------------------------------------|---------------------------------|
| 【提出書類】 | 有価証券届出書 |
| 【提出先】 | 関東財務局長 殿 |
| 【提出日】 | 2024年6月28日提出 |
| 【発行者名】 | 大和アセットマネジメント株式会社 |
| 【代表者の役職氏名】 | 取締役社長 小松 幹太 |
| 【本店の所在の場所】 | 東京都千代田区丸の内一丁目9番1号 |
| 【事務連絡者氏名】 | 佐竹 優子 連絡場所 東京都千代田区丸の内一丁目9番1号 |
| 【電話番号】 | 03-5555-3431 |
| 【届出の対象とした募集内国投資信託受 益証券に係るファンドの名称】 | 常陽3分法ファンド |
| 【届出の対象とした募集内国投資信託受 益証券の金額】 | 1兆円を上限とします。 |
| 【縦覧に供する場所】 | 該当ありません。 |

第一部【証券情報】

(1)【ファンドの名称】

常陽3分法ファンド

(2)【内国投資信託受益証券の形態等】

追加型証券投資信託(契約型)の受益権です。

信用格付業者から提供され、もしくは閲覧に供された信用格付はありません。また、提供され、もしくは閲覧に供される予定の信用格付もありません。

ファンドの受益権は、社債、株式等の振替に関する法律(以下「社振法」といいます。)の規定の適用を受け、受益権の帰属は、後述の「(11) 振替機関に関する事項」に記載の振替機関および当該振替機関の下位の口座管理機関(社振法第2条に規定する「口座管理機関」をいい、振替機関を含め、以下「振替機関等」といいます。)の振替口座簿に記載または記録されることにより定まります(以下、振替口座簿に記載または記録されることにより定まる受益権を「振替受益権」といいます。)。委託会社は、やむを得ない事情等がある場合を除き、当該振替受益権を表示する受益証券を発行しません。また、振替受益権には無記名式や記名式の形態はありません。

なお、受益者は、委託会社がやむを得ない事情等により受益証券を発行する場合を除き、無記名式受益証券から記名式受益証券への変更の請求、記名式受益証券から無記名式受益証券への変更の請求、受益証券の再発行の請求を行なわないものとします。

(3)【発行(売出)価額の総額】

1兆円を上限とします。

(4)【発行(売出)価格】

1万口当たり取得申込受付日の翌営業日の基準価額とします。

基準価額は、販売会社または下記にお問合わせ下さい。

大和アセットマネジメント株式会社

電話番号(コールセンター) 0120-106212(営業日の9:00~17:00)

ホームページ <https://www.daiwa-am.co.jp/>

(5)【申込手数料】

販売会社におけるお買付時の申込手数料の料率の上限は、2.2%(税抜2.0%)となっています。

具体的な手数料の料率等については、販売会社にお問合わせ下さい。

申込手数料には、消費税および地方消費税(以下「消費税等」といいます。)が課されます。

「分配金再投資コース」の収益分配金の再投資の際には、申込手数料はかかりません。

(6)【申込単位】

販売会社にお問合わせ下さい。

(7)【申込期間】

2024年6月29日から2024年12月26日まで(継続申込期間)

(終了前に有価証券届出書を提出することにより更新されます。)

(8)【申込取扱場所】

下記にお問合わせ下さい。

大和アセットマネジメント株式会社

電話番号(コールセンター) 0120-106212(営業日の9:00~17:00)

ホームページ <https://www.daiwa-am.co.jp/>

(9)【払込期日】

受益権の取得申込者は、販売会社が定める期日(くわしくは、販売会社にお問合わせ下さい。)までに、取得申込代金(取得申込金額、申込手数料および申込手数料に対する消費税等に相当する金額の合計額をいいます。以下同じ。)を販売会社において支払うものとします。

販売会社は、各取得申込受付日における取得申込金額の総額に相当する金額を、追加信託が行なわれる日に、委託会社の指定する口座を経由して、受託会社の指定するファンド口座に払込みます。

(10)【払込取扱場所】

受益権の取得申込者は、取得申込代金を、申込取扱場所において支払うものとします。申込取扱場所については、前(8)をご参照下さい。

(11)【振替機関に関する事項】

振替機関は下記のとおりです。

株式会社 証券保管振替機構

(12)【その他】

該当事項はありません。

第二部【ファンド情報】

第1【ファンドの状況】

1【ファンドの性格】

(1)【ファンドの目的及び基本的性格】

当ファンドは、安定した収益の確保および信託財産の着実な成長をめざして運用を行ないます。
一般社団法人投資信託協会による商品分類・属性区分は、次のとおりです。

商品分類表

| 単位型投信・追加型投信 | 投資対象地域 | 投資対象資産（収益の源泉） |
|-------------|--------|---------------|
| 単位型投信 | 国内 | 株式 |
| 追加型投信 | 海外 | 債券 |
| | 内外 | 不動産投信 |
| | | その他資産 () |
| | | 資産複合 |

(注) 当ファンドが該当する商品分類を網掛け表示しています。

属性区分表

| 投資対象資産 | 決算頻度 | 投資対象地域 | 投資形態 | 為替ヘッジ |
|--|--------------|-----------------|------------------|-----------|
| 株式 | | | | |
| 一般 | 年1回 | グローバル (含む日本) | | |
| 大型株 | | | | |
| 中小型株 | 年2回 | 日本 | | |
| 債券 | | | | |
| 一般 | 年4回 | 北米 | ファミリー ファンド | あり () |
| 公債 | | 欧州 | | |
| 社債 | 年6回 (隔月) | アジア | | |
| その他債券 | | オセアニア | | |
| クレジット属性 () | | 中南米 | ファンド・オブ・ ファンズ | なし |
| 不動産投信 | 年12回 (毎月) | アフリカ | | |
| その他資産 (投資信託証券 (資産複合 資産配分固定型 (株式、債券、不動産投信))) | 日々 | 中近東 (中東) | | |
| 資産複合 () | その他 () | エマージング | | |
| 資産配分固定型 | | | | |
| 資産配分変更型 | | | | |

(注) 当ファンドが該当する属性区分を網掛け表示しています。

属性区分に記載している「為替ヘッジ」は、対円での為替リスクに対するヘッジの有無を記載しております。

(注1) 商品分類の定義

| | | |
|---------|-----------------------|--|
| 単位型・追加型 | 単位型 | 当初、募集された資金が一つの単位として信託され、その後の追加設定は一切行なわれないファンド |
| | 追加型 | 一度設定されたファンドであってもその後追加設定が行なわれ従来の信託財産とともに運用されるファンド |
| 投資対象地域 | 国内 | 目論見書または投資信託約款(以下「目論見書等」といいます。)において、組入資産による主たる投資収益が実質的に国内の資産を源泉とする旨の記載があるもの |
| | 海外 | 目論見書等において、組入資産による主たる投資収益が実質的に海外の資産を源泉とする旨の記載があるもの |
| | 内外 | 目論見書等において、国内および海外の資産による投資収益を実質的に源泉とする旨の記載があるもの |
| 投資対象資産 | 株式 | 目論見書等において、組入資産による主たる投資収益が実質的に株式を源泉とする旨の記載があるもの |
| | 債券 | 目論見書等において、組入資産による主たる投資収益が実質的に債券を源泉とする旨の記載があるもの |
| | 不動産投信(リート) | 目論見書等において、組入資産による主たる投資収益が実質的に不動産投資信託の受益証券および不動産投資法人の投資証券を源泉とする旨の記載があるもの |
| | その他資産 | 目論見書等において、組入資産による主たる投資収益が実質的に株式、債券、不動産投信(リート)以外の資産を源泉とする旨の記載があるもの |
| | 資産複合 | 目論見書等において、株式、債券、不動産投信(リート)およびその他資産のうち複数の資産による投資収益を実質的に源泉とする旨の記載があるもの |
| 独立区分 | MMF(マネー・マネージメント・ファンド) | 「MMF等の運営に関する規則」に定めるMMF |
| | MRF(マネー・リザーブ・ファンド) | 「MMF等の運営に関する規則」に定めるMRF |
| | ETF | 投資信託及び投資法人に関する法律施行令(平成12年政令480号)第12条第1号および第2号に規定する証券投資信託ならびに租税特別措置法(昭和32年法律第26号)第9条の4の2に規定する上場証券投資信託 |
| 補足分類 | インデックス型 | 目論見書等において、各種指数に連動する運用成果をめざす旨の記載があるもの |
| | 特殊型 | 目論見書等において、投資者に対して注意を喚起することが必要と思われる特殊な仕組みあるいは運用手法の記載があるもの |

(注2) 属性区分の定義

| | | | |
|------------|---------------------|--|---|
| 投資対象 資産 | 株式 | 一般 | 大型株、中小型株属性にあてはまらないすべてのもの |
| | | 大型株 | 目論見書等において、主として大型株に投資する旨の記載があるもの |
| | | 中小型株 | 目論見書等において、主として中小型株に投資する旨の記載があるもの |
| | 債券 | 一般 | 公債、社債、その他債券属性にあてはまらないすべてのもの |
| | | 公債 | 目論見書等において、日本国または各国の政府の発行する国債(地方債、政府保証債、政府機関債、国際機関債を含みます。)に主として投資する旨の記載があるもの |
| | | 社債 | 目論見書等において、企業等が発行する社債に主として投資する旨の記載があるもの |
| | | その他債券 | 目論見書等において、公債または社債以外の債券に主として投資する旨の記載があるもの |
| | | 格付等クレジットによる属性 | 目論見書等において、特にクレジットに対して明確な記載があるもの |
| | 不動産投信 | 目論見書等において、主として不動産投信(リート)に投資する旨の記載があるもの | |
| | その他資産 | 目論見書等において、主として株式、債券、不動産投信(リート)以外に投資する旨の記載があるもの | |
| | 資産複合 | 目論見書等において、複数資産を投資対象とする旨の記載があるもの | |
| | 資産複合 資産配 分固定型 | 目論見書等において、複数資産を投資対象とし、組入比率については固定的とする旨の記載があるもの | |
| | 資産複合 資産配 分変更型 | 目論見書等において、複数資産を投資対象とし、組入比率については、機動的な変更を行なう旨の記載があるものもしくは固定的とする旨の記載がないもの | |
| 決算頻度 | 年1回 | 目論見書等において、年1回決算する旨の記載があるもの | |
| | 年2回 | 目論見書等において、年2回決算する旨の記載があるもの | |
| | 年4回 | 目論見書等において、年4回決算する旨の記載があるもの | |
| | 年6回(隔月) | 目論見書等において、年6回決算する旨の記載があるもの | |
| | 年12回(毎月) | 目論見書等において、年12回(毎月)決算する旨の記載があるもの | |
| | 日々 | 目論見書等において、日々決算する旨の記載があるもの | |
| | その他 | 上記属性にあてはまらないすべてのもの | |

| | | |
|----------|---------------------|---|
| 投資対象地域 | グローバル | 目論見書等において、組入資産による投資収益が世界の資産を源泉とする旨の記載があるもの |
| | 日本 | 目論見書等において、組入資産による投資収益が日本の資産を源泉とする旨の記載があるもの |
| | 北米 | 目論見書等において、組入資産による投資収益が北米地域の資産を源泉とする旨の記載があるもの |
| | 欧州 | 目論見書等において、組入資産による投資収益が欧州地域の資産を源泉とする旨の記載があるもの |
| | アジア | 目論見書等において、組入資産による投資収益が日本を除くアジア地域の資産を源泉とする旨の記載があるもの |
| | オセアニア | 目論見書等において、組入資産による投資収益がオセアニア地域の資産を源泉とする旨の記載があるもの |
| | 中南米 | 目論見書等において、組入資産による投資収益が中南米地域の資産を源泉とする旨の記載があるもの |
| | アフリカ | 目論見書等において、組入資産による投資収益がアフリカ地域の資産を源泉とする旨の記載があるもの |
| | 中近東（中東） | 目論見書等において、組入資産による投資収益が中近東地域の資産を源泉とする旨の記載があるもの |
| | エマージング | 目論見書等において、組入資産による投資収益がエマージング地域（新興成長国（地域））の資産を源泉とする旨の記載があるもの |
| 投資形態 | ファミリーファンド | 目論見書等において、親投資信託（ファンド・オブ・ファンズにのみ投資されるものを除きます。）を投資対象として投資するもの |
| | ファンド・オブ・ファンズ | 「投資信託等の運用に関する規則」第2条に規定するファンド・オブ・ファンズ |
| 為替ヘッジ | あり | 目論見書等において、為替のフルヘッジまたは一部の資産に為替のヘッジを行なう旨の記載があるもの |
| | なし | 目論見書等において、為替のヘッジを行わない旨の記載があるものまたは為替のヘッジを行なう旨の記載がないもの |
| 対象インデックス | 日経225 | 目論見書等において、日経225に連動する運用成果をめざす旨の記載があるもの |
| | TOPIX | 目論見書等において、TOPIXに連動する運用成果をめざす旨の記載があるもの |
| | その他の指数 | 目論見書等において、上記以外の指数に連動する運用成果をめざす旨の記載があるもの |
| 特殊型 | ブル・ベア型 | 目論見書等において、派生商品をヘッジ目的以外に用い、積極的に投資を行なうとともに各種指数・資産等への連動もしくは逆連動（一定倍の連動もしくは逆連動を含みます。）をめざす旨の記載があるもの |
| | 条件付運用型 | 目論見書等において、仕組債への投資またはその他特殊な仕組みを用いることにより、目標とする投資成果（基準価額、償還価額、収益分配金等）や信託終了日等が、明示的な指標等の値により定められる一定の条件によって決定される旨の記載があるもの |
| | ロング・ショート型 / 絶対収益追求型 | 目論見書等において、ロング・ショート戦略により収益の追求をめざす旨もしくは特定の市場に左右されにくい収益の追求をめざす旨の記載があるもの |
| | その他型 | 目論見書等において、特殊型のうち上記に掲げる属性のいずれにも該当しない特殊な仕組みあるいは運用手法の記載があるもの |

商品分類・属性区分の定義について、くわしくは、一般社団法人投資信託協会のホームページ(アドレス<http://www.toushin.or.jp/>)をご参照下さい。

< 信託金の限度額 >

- ・委託会社は、受託会社と合意のうえ、3,000億円を限度として信託金を追加することができます。
- ・委託会社は、受託会社と合意のうえ、限度額を変更することができます。

< ファンドの特色 >

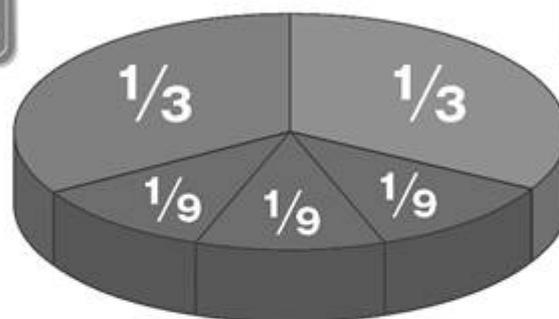
1

わが国の株式(茨城企業の株式)、海外のリートおよび海外の公社債に投資します。

- 各資産の組入比率については、下記の標準組入比率を目処に投資を行ないます。

資産配分のイメージ

わが国の株式
(茨城企業の株式)



海外のリート

海外の公社債

(注) 海外の公社債への投資にあたっては、5つの通貨建ての公社債等の中から3つの通貨建ての公社債等を選定します。投資対象とする通貨建ての公社債等は、半年ごとに見直します。

※上記はイメージであり、実際の組入比率とは異なります。
※市場規模等によっては、組入比率を変更することがあります。

- 当ファンドは、複数の投資信託証券に投資する「ファンド・オブ・ファンズ」です。

■ 投資対象ファンド

- ①(FOFs専用) ダイワいばらきファンド(適格機関投資家専用)
- ②ダイワ・グローバルREIT・マザーファンド
- ③ダイワ高格付米ドル債マザーファンド
- ④ダイワ高格付豪ドル債マザーファンド
- ⑤ダイワ高格付英ポンド債マザーファンド
- ⑥ダイワ高格付カナダドル債マザーファンド
- ⑦ダイワ高格付ユーロ債マザーファンド

ファンドの仕組み

- 当ファンドは、複数の投資信託証券への投資を通じて、わが国の株式、海外のリートおよび海外の公社債に投資します。



(注) 海外の公社債を投資対象とする5つのマザーファンドのうち、当ファンドが投資する3つのマザーファンドを、以下「外債マザーファンド」といいます。外債マザーファンドの選定にあたっては、5つのマザーファンドのポートフォリオの最終利回りを参考とし、最終利回り上位の3つのマザーファンドに投資します。投資対象とする外債マザーファンドは、半年ごとに見直します。

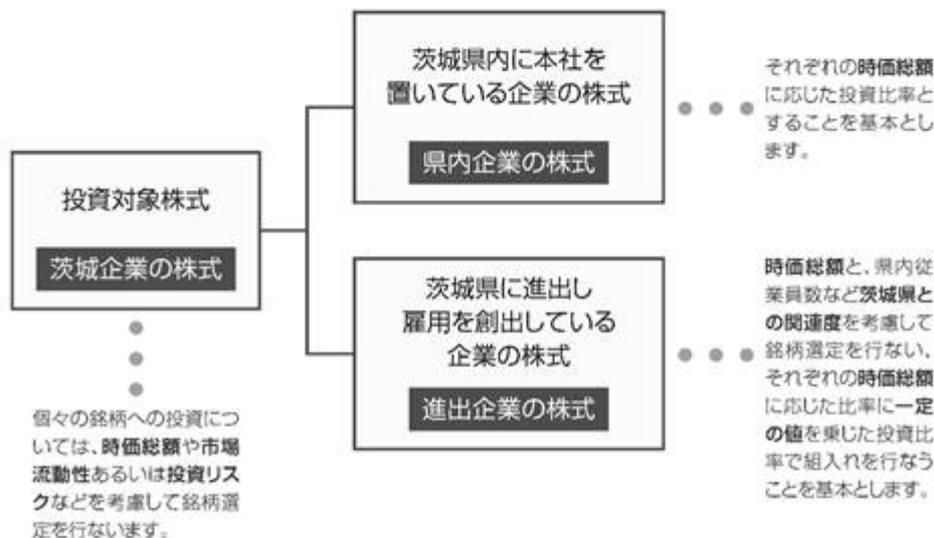
※くわしくは、「投資対象ファンドの概要」をご参照下さい。

2

わが国の株式への投資にあたっては、茨城企業（株式公開企業に限ります。）の株式に投資します。

- 茨城企業とは、茨城県内に本社^(注)を置いている企業（「県内企業」）と、茨城県に進出し雇用を創出している企業（「進出企業」）とします。

(注) 本社に準ずるものを含みます。以下同じ。

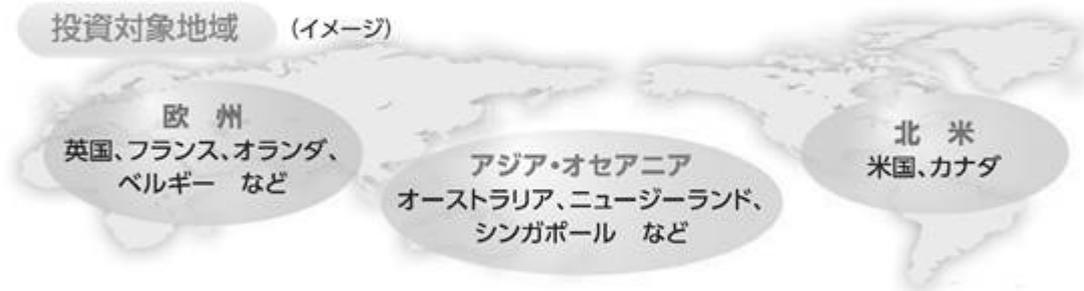


3 海外のリートへの投資にあたっては、個別銘柄の投資価値を分析して、配当利回り、期待される成長性、割安度などを勘案し投資銘柄を選定します。

- 組入れる銘柄の業種および国・地域配分の分散を考慮します。
- 海外のリートの運用は、コーヘン&スティアーズ・キャピタル・マネジメント・インクが行いません。

ダイワ・グローバルREIT・マザーファンドにおける外貨建資産の運用にあたっては、コーヘン&スティアーズ・キャピタル・マネジメント・インクに運用の指図にかかる権限を委託します。

投資対象地域 (イメージ)



※上記はイメージであり、実際に投資するとは限りません。

〈コーヘン&スティアーズ・キャピタル・マネジメント・インクについて〉

- ・ 米国最初のリート専門の運用会社として1986年7月に設立。
- ・ リート運用では最大級の資産規模。
- ・ ワールドワイドなリサーチ力と運用力を有する。
- ・ 優先リートを含むハイブリッド証券などのインカム資産に加え、インフラ株といった実物資産クラスの運用を展開。
- ・ 所在地：アメリカ合衆国 ニューヨーク州 ニューヨーク

4

海外の公社債への投資にあたっては、米ドル、豪ドル、英ポンド、カナダ・ドル、ユーロの中から3つの通貨建ての公社債等を選定し、選定した各通貨建ての公社債等に投資します。

- 外債マザーファンドの選定にあたっては、5つのマザーファンドのポートフォリオの最終利回りを参考とし、最終利回り上位の3つのマザーファンドに投資します。投資対象とする外債マザーファンドは、半年ごとに見直します（外債マザーファンドの見直しは4月末、10月末に行ないます。）。

2024年4月末の見直し後、ダイワ高格付豪ドル債マザーファンド、ダイワ高格付米ドル債マザーファンド、ダイワ高格付英ポンド債マザーファンドを投資対象とします。



- 投資する公社債等の格付けは、取得時においてAA格相当以上^{*}とすることを基本とします。

債券の格付けについて

| 信用度 | ムーディーズの場合 | S&Pの場合 | フィッチ・レーティングスの場合 |
|-----|----------------------|---------------------|---------------------|
| 高い | Aaa | AAA | AAA |
| | Aa { Aa1, Aa2, Aa3 } | AA { AA+, AA, AA- } | AA { AA+, AA, AA- } |
| | A | A | A |
| | Baa | BBB | BBB |
| | Ba | BB | BB |
| | B | B | B |
| | Caa | CCC | CCC |
| | Ca | CC | CC |
| | C | C | C |
| 低い | | D | D |

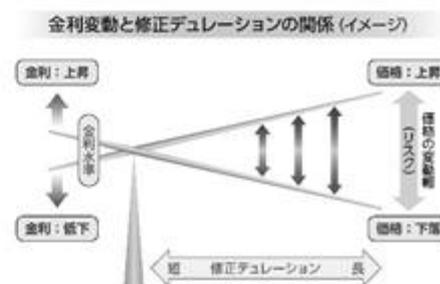
債券の格付けとは、償還時までの債券の元本、利息の支払いの確実性に関する将来の見通しを示すもので、ムーディーズ (Moody's)、S&Pグローバル・レーティング (S&P)、フィッチ・レーティングス (Fitch) といった格付会社が各債券の格付けを行なっています。付与された格付けは、随時見直しが行なわれ、発行体の財務状況の変化などによって格上げや格下げが行なわれることがあります。

^{*}ムーディーズでAa3以上またはS&PでAA-以上
(ダイワ高格付豪ドル債マザーファンドを通じて投資する公社債等の格付けは、ムーディーズでAa3以上またはS&PでAA-以上もしくはフィッチでAA-以上)

- 各マザーファンドにおいて、公社債等のポートフォリオの修正デュレーションは、3(年)程度から5(年)程度の範囲とすることを基本とします。

修正デュレーションについて

- 修正デュレーションとは、「金利が変動したときに債券価格がどのくらい変化するか」を示す指標です。
- 修正デュレーションが長いほど、金利が変動したときの債券価格の変動（ブレ幅）が大きくなります。



・保有実質外貨建資産について、為替変動リスクを回避するための為替ヘッジは行ないません。

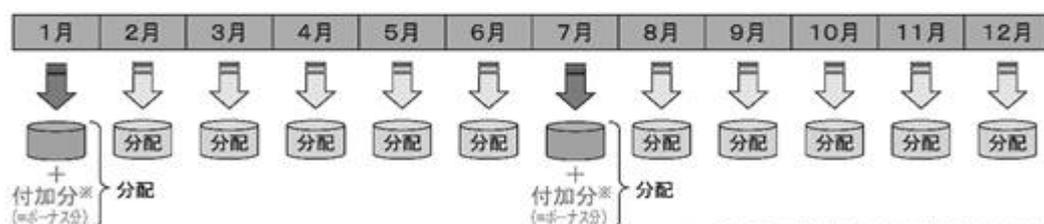
・大量の追加設定または解約が発生したとき、市況の急激な変化が予想されるとき、償還の準備に入ったとき等ならびに信託財産の規模によっては、ファンドの特色1.～4.の運用が行なわれないことがあります。

5 毎月5日（休業日の場合翌営業日）に決算を行ない、収益分配方針に基づいて収益の分配を行ないます。

〈分配方針〉

- ①分配対象額は、経費控除後の配当等収益と売買益（評価益を含みます。）等とします。
- ②原則として、安定した分配を継続的に行なうことをめざします。1月と7月の計算期末については、今後の安定分配を継続するための分配原資の水準を考慮し、分配対象額の中から基準価額水準に応じて委託会社が決定する額を、上記継続分配相当額に付加して分配する場合があります。ただし、分配対象額が少額の場合には、分配を行なわないことがあります。

収益分配のイメージ



※1月と7月の付加額は、ゼロの場合があります。

- ◆上記はイメージ図であり、将来の分配金の支払いおよびその金額について示唆、保証するものではありません。
- ◆分配金額は、収益分配方針に基づいて委託会社が決定します。あらかじめ一定の額の分配をお約束するものではありません。分配金が支払われない場合もあります。
- ◆毎年1月および7月の計算期末にかかる分配金額について、基準価額の水準、分配対象額の状態等によっては、それ以外の月と同程度または下回る金額となる場合があります。
- ◆ファンドの基準価額は変動します。投資元本、利回りが保証されているものではありません。

[収益分配金に関する留意事項]

- 分配金は、預貯金の利息とは異なり、投資信託の純資産から支払われますので、分配金が支払されると、その金額相当分、基準価額は下がります。

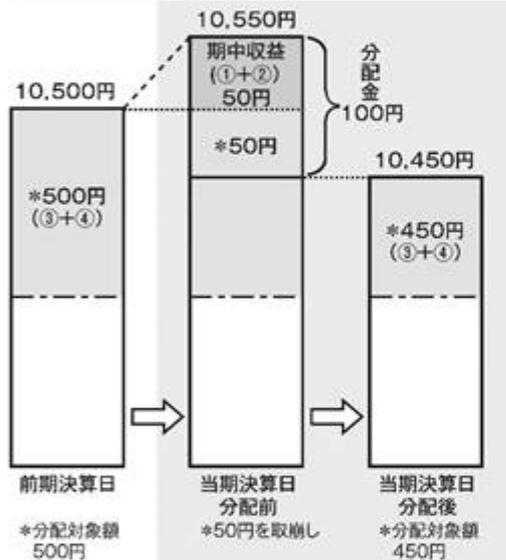
投資信託で分配金が
支払われるイメージ



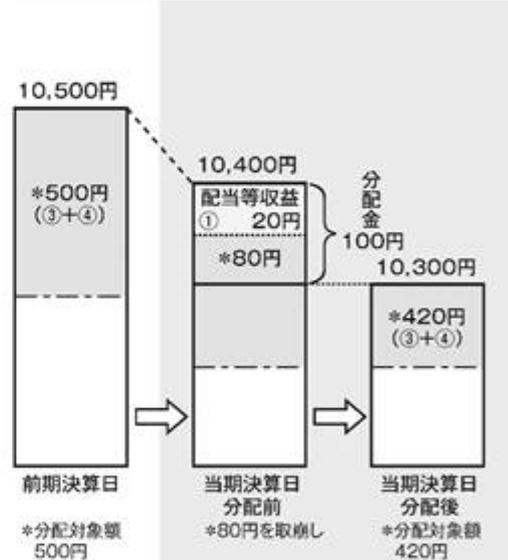
- 分配金は、計算期間中に発生した収益（経費控除後の配当等収益および評価益を含む売買益）を超えて支払われる場合があります。その場合、当期決算日の基準価額は前期決算日と比べて下落することになります。また、分配金の水準は、必ずしも計算期間におけるファンドの収益率を示すものではありません。

(計算期間中に発生した収益を超えて支払われる場合)

(前期決算日から基準価額が上昇した場合)



(前期決算日から基準価額が下落した場合)

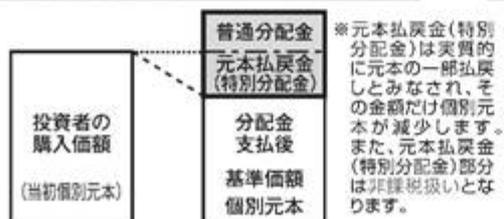


(注) 分配対象額は、①経費控除後の配当等収益および②経費控除後の評価益を含む売買益ならびに③分配準備積立金および④収益調整金です。分配金は、分配方針に基づき、分配対象額から支払われます。

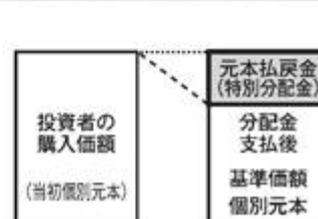
※上記はイメージであり、実際の分配金額や基準価額を示唆するものではありませんのでご注意ください。

- 投資者のファンドの購入価額によっては、分配金の一部または全部が、実質的には元本の一部払戻しに相当する場合があります。ファンド購入後の運用状況により、分配金額より基準価額の値上がり率が小さかった場合も同様です。

(分配金の一部が元本の一部払戻しに相当する場合)



(分配金の全部が元本の一部払戻しに相当する場合)



普通分配金 … 個別元本(投資者のファンドの購入価額)を上回る部分からの分配金です。

元本払戻金 … 個別元本を下回る部分からの分配金です。分配後の投資者の個別元本は、元本払戻金(特別分配金)の額だけ(特別分配金)減少します。

(注) 普通分配金に対する課税については、「4 手数料等及び税金 (5) 課税上の取扱い」をご参照下さい。

投資対象ファンドの概要

| | |
|-----------------|--|
| ファンド名 | (FOFs専用) ダイワいばらきファンド（適格機関投資家専用） |
| 基本方針 | 信託財産の成長をめざして運用を行ないます。 |
| 投資態度 | <p>①主として茨城マザーファンド(以下「マザーファンド」といいます。)の受益証券に投資することにより、信託財産の成長をめざして運用を行ないます。</p> <p>②マザーファンドの受益証券の組入比率は、通常の状態では信託財産の純資産総額の90%程度以上に維持することを基本とします。</p> <p>③株式以外の資産(他の投資信託受益証券を通じて投資する場合は、当該他の投資信託の信託財産に属する株式以外の資産のうち、この投資信託の信託財産に属するとみなした部分を含みます。)への投資は、原則として、信託財産総額の50%以下とします。</p> <p>④当ファンドは、ファンド・オブ・ファンズ専用とします。</p> |
| マザーファンドの投資態度 | <p>①茨城企業(株式公開企業に限ります。)の株式へ投資することにより、中長期的な信託財産の成長をめざして運用を行ないます。</p> <p>②茨城企業とは、茨城県内に本社またはこれに準ずるものを置いている企業(以下、「県内企業」といいます。)と、茨城県に進出し雇用を創出している企業(以下、「進出企業」といいます。)とします。</p> <p>③信託財産の2割程度を上限に、TOPIX先物を買建てることのできるものとします。</p> <p>④実質株式組入比率は、通常の状態では90%程度以上に維持することを基本とします。</p> <p>⑤茨城企業の株式への投資のうち個々の銘柄への投資については、時価総額や市場流動性あるいは投資リスクなどを考慮して銘柄選定を行ないます。</p> <p>⑥県内企業の株式への投資については、それぞれの時価総額に応じた投資比率とすることを基本とします。</p> <p>⑦進出企業の株式への投資については、時価総額と、県内従業員数など茨城県との関連度を考慮して銘柄選定を行ない、それぞれの時価総額に応じた比率に一定の値を乗じた投資比率で組入れを行なうことを基本とします。</p> |
| 信託期間 | 無期限（2007年1月22日当初設定） |
| 決算日 | 毎年7月29日(休業日の場合翌営業日) |
| 運用管理費用（信託報酬） | 純資産総額に対して年率0.627%（税抜0.57%） |
| 信託事務の諸費用および監査報酬 | <p>①信託財産に関する租税、信託事務の処理に要する諸費用、受託会社の立替えた立替金の利息および信託財産にかかる監査報酬ならびに当該監査報酬にかかる消費税等に相当する金額は、受益者の負担とし、信託財産中から支弁します。</p> <p>②信託財産に属する有価証券等に関連して発生した訴訟係争物たる権利その他の権利に基づいて益金が生じた場合、当該支払いに際して特別に必要となる費用（データ処理費用、郵送料等）は、受益者の負担とし、当該益金から支弁します。</p> |
| 委託会社 | 大和アセットマネジメント株式会社 |
| 受託会社 | 三菱UFJ信託銀行株式会社（再信託受託会社：日本マスタートラスト信託銀行株式会社） |

[各投資対象ファンド共通]

大量の追加設定または解約が発生したとき、市況の急激な変化が予想されるとき、償還の準備に入ったとき等ならびに信託財産の規模によっては、上記の運用が行なわれないことがあります。

| | |
|--------------|--|
| ファンド名 | ダイワ・グローバルREIT・マザーファンド |
| 基本方針 | 信託財産の中長期的な成長をめざして運用を行ないます。 |
| 投資態度等 | <p>①海外の金融商品取引所上場(上場予定を含みます。)および店頭登録(登録予定を含みます。)の不動産投資信託証券を主要投資対象とし、安定的な配当利回りの確保と信託財産の中長期的な成長をめざして分散投資を行ないます。</p> <p>②投資にあたっては、以下の方針に従って行なうことを基本とします。</p> <p>イ. 個別銘柄の投資価値を分析して、銘柄ごとの配当利回り、期待される成長性、相対的な割安度などを勘案し投資銘柄を選定します。</p> <p>ロ. 組入れる銘柄の業種および国・地域配分の分散を考慮します。</p> <p>③外貨建資産の運用にあたっては、コーヘン&スティアーズ・キャピタル・マネジメント・インクに運用の指図にかかる権限を委託します。</p> <p>④不動産投資信託証券の組入比率は、通常の状態では信託財産の純資産総額の80%程度以上に維持することを基本とします。</p> <p>⑤外貨建資産の為替変動リスクを回避するための為替ヘッジは行ないません。</p> |
| 信託期間 | 無期限（2005年6月24日当初設定） |
| 決算日 | 毎年3月15日および9月15日（休業日の場合翌営業日） |
| 運用管理費用（信託報酬） | かかりません。 |
| 信託事務の諸費用 | 信託財産に関する租税、信託事務の処理に要する諸費用および受託会社の立替えた立替金の利息は、受益者の負担とし、信託財産中から支弁します。 |
| 委託会社 | 大和アセットマネジメント株式会社 |
| 受託会社 | 三井住友信託銀行株式会社（再信託受託会社：株式会社日本カストディ銀行） |

| | | |
|--------------|--|---|
| ファンド名 | ダイワ高格付米ドル債マザーファンド | ダイワ高格付ユーロ債マザーファンド |
| 基本方針 | 安定した収益の確保および信託財産の着実な成長をめざして運用を行ないます。 | |
| 投資態度 | ①主として米ドル建ての公社債、ABS、MBSなど(以下「公社債等」といいます。)およびコマーシャル・ペーパー等の短期金融商品に投資することにより、安定した収益の確保および信託財産の着実な成長をめざして運用を行ないます。 | ①主としてユーロ建ての公社債、ABS、MBSなど(以下「公社債等」といいます。)およびコマーシャル・ペーパー等の短期金融商品に投資することにより、安定した収益の確保および信託財産の着実な成長をめざして運用を行ないます。 |
| | ②米ドル建ての公社債等への投資にあたっては、以下の観点からポートフォリオを構築し、運用を行ないます。 | ②ユーロ建ての公社債等への投資にあたっては、以下の観点からポートフォリオを構築し、運用を行ないます。 |
| | イ、各銘柄の格付けは、取得時においてAA格相当以上(S&PでAA-以上またはムーディーズでAa3以上)とすることを基本とします。 ロ、取得後、格付けの低下によってAA格相当以上でなくなった場合、委託会社の判断により当該銘柄を保有することもできますが、その範囲は、信託財産の純資産総額の10%程度を上限とします。 ハ、政府およびその代理機関が発行・保証する公社債等を除き、一発行体当たりの投資比率は、信託財産の純資産総額の10%程度を上限とします。 ニ、ポートフォリオの修正デュレーションは、3(年)程度から5(年)程度の範囲とすることを基本とします。 | |
| | ホ、金利リスク調整のため、米国債先物取引等を利用することがあります。 | ホ、金利リスク調整のため、ユーロ建ての国債先物取引等を利用することがあります。 |
| | ③為替については、米ドル建資産の投資比率を100%に近づけることを基本とします。 | ③為替については、ユーロ建資産の投資比率を100%に近づけることを基本とします。 |
| | ④有価証券取引、為替・短期資金取引の相手方の選定は、委託会社の社内規則に則って行ないます。 | |
| 信託期間 | 無期限（2002年3月28日当初設定） | 無期限（2002年9月27日当初設定） |
| 決算日 | 毎年3月5日および9月5日（休業日の場合翌営業日） | |
| 運用管理費用（信託報酬） | かかりません。 | |
| 信託事務の諸費用 | 信託財産に関する租税、信託事務の処理に要する諸費用および受託会社の立替えた立替金の利息は、受益者の負担とし、信託財産中から支弁します。 | |
| 委託会社 | 大和アセットマネジメント株式会社 | |
| 受託会社 | 三井住友信託銀行株式会社（再信託受託会社：株式会社日本カストディ銀行） | |

| | |
|--------------|--|
| ファンド名 | ダイワ高格付豪ドル債マザーファンド |
| 基本方針 | 安定した収益の確保および信託財産の着実な成長をめざして運用を行ないます。 |
| 投資態度 | <p>①主として豪ドル建ての公社債、ABS、MBSなど(以下「公社債等」といいます。)およびコマーシャル・ペーパー等の短期金融商品に投資することにより、安定した収益の確保および信託財産の着実な成長をめざして運用を行ないます。</p> <p>②豪ドル建ての公社債等への投資にあたっては、以下の観点からポートフォリオを構築し、運用を行ないます。</p> <p>イ. 各銘柄の格付けは、取得時においてAA格相当以上(S&PでAA-以上またはムーディーズでAa3以上もしくはフィッチでAA-以上)とすることを基本とします。</p> <p>ロ. 取得後、格付けの低下によってAA格相当以上でなくなった場合、委託会社の判断により当該銘柄を保有することもできますが、その範囲は、信託財産の純資産総額の10%程度を上限とします。</p> <p>ハ. 政府・州およびそれらの代理機関、国際機関等が発行・保証する公社債等を除き、一発行体当たりの投資比率は、信託財産の純資産総額の10%程度を上限とします。</p> <p>ニ. ポートフォリオの修正デュレーションは、3(年)程度から5(年)程度の範囲とすることを基本とします。</p> <p>ホ. 金利リスク調整のため、豪ドル建ての国債先物取引等を利用することがあります。</p> <p>③為替については、豪ドル建資産の投資比率を信託財産の純資産総額の100%に近づけることを基本とします。</p> <p>④有価証券取引、為替・短期資金取引の相手方の選定は、委託会社の社内規則に則って行ないます。</p> |
| 信託期間 | 無期限(2002年10月31日当初設定) |
| 決算日 | 毎年4月15日および10月15日(休業日の場合翌営業日) |
| 運用管理費用(信託報酬) | かかりません。 |
| 信託事務の諸費用 | 信託財産に関する租税、信託事務の処理に要する諸費用および受託会社の立替えた立替金の利息は、受益者の負担とし、信託財産中から支弁します。 |
| 委託会社 | 大和アセットマネジメント株式会社 |
| 受託会社 | 三井住友信託銀行株式会社(再信託受託会社:株式会社日本カストディ銀行) |

| ファンド名 | ダイワ高格付英債券マザーファンド | ダイワ高格付カナダドル債券マザーファンド |
|--------------|---|---|
| 基本方針 | 安定した収益の確保および信託財産の着実な成長をめざして運用を行ないます。 | |
| 投資態度 | ①主として英債券建公社債(各種の債権や資産を担保・裏付けとして発行された証券を含みます。以下「公社債等」といいます。)およびコマーシャル・ペーパー等の短期金融商品に投資することにより、安定した収益の確保および信託財産の着実な成長をめざして運用を行ないます。 | ①主としてカナダ・ドル建ての公社債(各種の債権や資産を担保・裏付けとして発行された証券を含みます。以下「公社債等」といいます。)およびコマーシャル・ペーパー等の短期金融商品に投資することにより、安定した収益の確保および信託財産の着実な成長をめざして運用を行ないます。 |
| | ②投資にあたっては、以下のような点に留意しながら運用を行なうことを基本とします。 | ②公社債等への投資にあたっては、以下のような点に留意しながら運用を行なうことを基本とします。 |
| | イ. 投資対象の格付けは、取得時においてAA格相当以上(ムーディーズでAa3以上またはS&PでAA-以上)とすることを基本とします。 ロ. 取得後、格付けの低下によってAA格相当以上でなくなった場合、委託会社の判断により当該銘柄を保有することもできますが、その範囲は、合計で信託財産の純資産総額の10%程度を上限とします。 ハ. 国家機関(政府・州等を含みます。)、国際機関等、もしくはそれらに準ずると判断される機関およびそれらの代理機関等が発行・保証する公社債等を除き、一発行体当たりの投資比率は、信託財産の純資産総額の10%程度を上限とします。 ニ. ポートフォリオの修正デュレーションは、3(年)程度から5(年)程度の範囲を基本とします。 | |
| | ホ. 金利リスク調整のため、英債券建ての国債先物取引等を利用することがあります。 | ホ. 金利リスク調整のため、カナダ・ドル建ての国債先物取引等を利用することがあります。 |
| | ③外貨建資産の投資にあたっては、英債券建資産の投資比率合計を、信託財産の純資産総額の100%に近づけることを基本とします。 | ③為替については、カナダ・ドル建資産の投資比率を信託財産の純資産総額の100%に近づけることを基本とします。 |
| | ④保有外貨建資産について、為替変動リスクを回避するための為替ヘッジは行ないません。なお、保有外貨建資産の売買代金、償還金、利金等の受取りまたは支払いにかかる為替予約等を行なうことができるものとします。 | ④有価証券取引、為替・短期資金取引の相手方の選定は、委託会社の社内規則に則って行ないます。 |
| 信託期間 | 無期限(2005年12月16日当初設定) | 無期限(2003年5月20日当初設定) |
| 決算日 | 毎年4月5日および10月5日 (休業日の場合翌営業日) | 毎年5月10日および11月10日 (休業日の場合翌営業日) |
| 運用管理費用(信託報酬) | かかりません。 | |
| 信託事務の諸費用 | 信託財産に関する租税、信託事務の処理に要する諸費用および受託会社の立替えた立替金の利息は、受益者の負担とし、信託財産中から支弁します。 | |
| 委託会社 | 大和アセットマネジメント株式会社 | |
| 受託会社 | 三井住友信託銀行株式会社(再信託受託会社:株式会社日本カストディ銀行) | |

(2)【ファンドの沿革】

2007年1月19日

信託契約締結、当初設定、運用開始

(3)【ファンドの仕組み】

| |
|-----|
| 受益者 |
|-----|

| |
|------|
| お申込者 |
|------|

| | |
|----------------|---------|
| 収益分配金(注)、償還金など | お申込金(5) |
|----------------|---------|

| | | |
|-------|--|---|
| お取扱窓口 | 販売会社 | <p>受益権の募集・販売の取扱い等に関する委託会社との契約(1)に基づき、次の業務を行ないません。</p> <p>受益権の募集の取扱い 一部解約請求に関する事務 収益分配金、償還金、一部解約金の支払いに関する事務</p> <p style="text-align: right;">など</p> |
| 1 | 収益分配金、償還金など お申込金(5) | |
| 委託会社 | 大和アセットマネジメント株式会社 | <p>当ファンドにかかる証券投資信託契約(以下「信託契約」といいます。)(2)の委託者であり、次の業務を行ないません。</p> <p>受益権の募集・発行 信託財産の運用指図 信託財産の計算 運用報告書の作成</p> <p style="text-align: right;">など</p> |
| 運用指図 | 2 損益 信託金(5) | |
| 受託会社 | <p>三井住友信託銀行株式会社</p> <p>再信託受託会社： 株式会社日本カストディ銀行</p> | <p>信託契約(2)の受託者であり、次の業務を行ないません。なお、信託事務の一部につき株式会社日本カストディ銀行に委託することができます。また、外国における資産の保管は、その業務を行なうに十分な能力を有すると認められる外国の金融機関が行なう場合があります。</p> <p>委託会社の指図に基づく信託財産の管理・処分 信託財産の計算</p> <p style="text-align: right;">など</p> |
| | 損益 投資 | |
| 投資対象 | <p>投資対象ファンドの受益証券(振替受益権を含みます。) など(「ダイワ・グローバルREIT・マザーファンド」における外貨建資産の運用にあたっては、投資顧問会社(コーヘン&スティアーズ・キャピタル・マネジメント・インク)(注2)に運用の指図にかかる権限を委託します。</p> | |

(注1)「分配金再投資コース」の場合、収益分配金は自動的に再投資されます。

(注2)投資顧問会社は、委託会社との間の運用委託契約(3)に基づき、委託会社から権限の委託を受けて、同マザーファンドにおける外貨建資産の運用の指図を行ないません(4)。

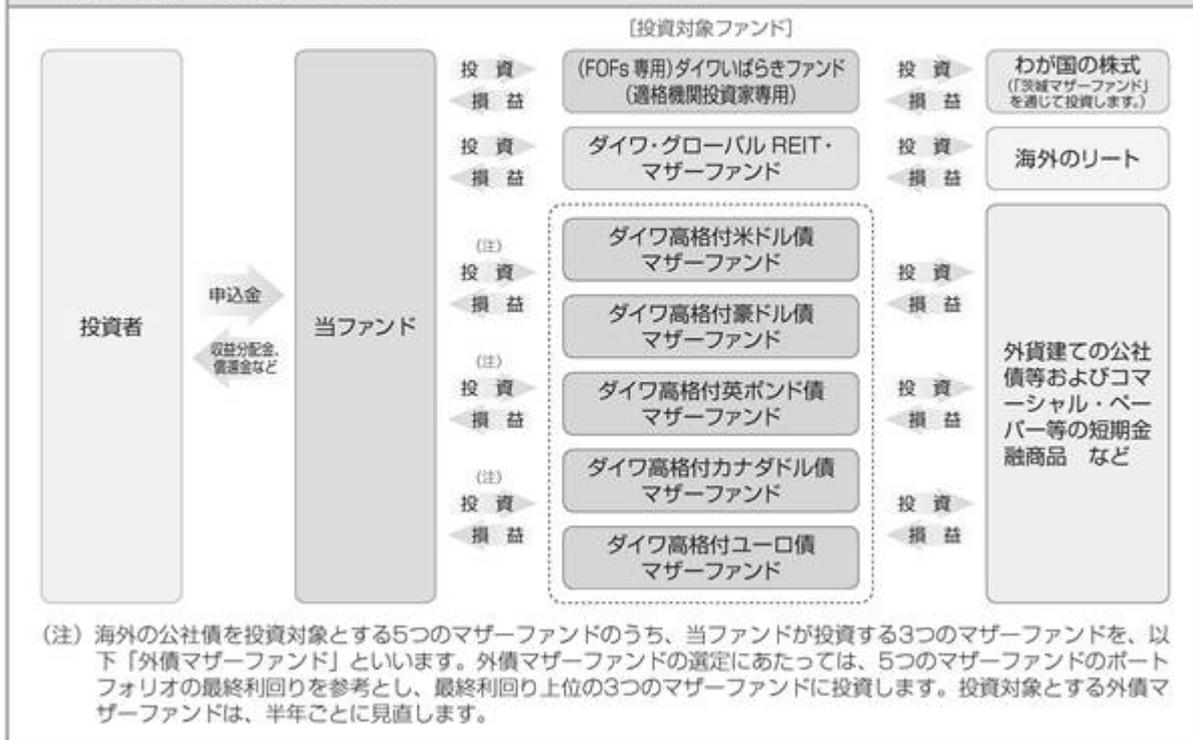
- 1: 受益権の募集の取扱い、一部解約請求に関する事務、収益分配金、償還金、一部解約金の支払いに関する事務の内容等が規定されています。
- 2: 「投資信託及び投資法人に関する法律」に基づいて、あらかじめ監督官庁に届け出られた信託約款の内容に基づき締結されます。証券投資信託の運営に関する事項(運用方針、委託会社および受託会社の業務、受益者の権利、信託報酬、信託期間等)が規定されています。
- 3: 運用指図権限委託の内容およびこれにかかる事務の内容、投資顧問会社が受ける報酬等が定められています。

- 4：投資顧問会社が法律に違反した場合、信託契約に違反した場合、信託財産に重大な損失を生ぜしめた場合等において、委託会社は、運用の指図に関する権限の委託を中止または委託の内容を変更することができます。
- 5：販売会社は、各取得申込受付日における取得申込金額の総額に相当する金額を、追加信託が行なわれる日に、委託会社の指定する口座を経由して、受託会社の指定するファンド口座に払込みます。

委託会社および受託会社は、それぞれの業務に対する報酬を信託財産から収受します。また、販売会社には、委託会社から業務に対する代行手数料が支払われます。

ファンドの仕組み

- 当ファンドは、複数の投資信託証券への投資を通じて、わが国の株式、海外のリートおよび海外の公社債に投資します。



< 委託会社の概況（2024年4月末日現在） >

・資本金の額 151億7,427万2,500円

・沿革

- 1959年12月12日 大和証券投資信託委託株式会社として設立
- 1960年 2月17日 「証券投資信託法」に基づく証券投資信託の委託会社の免許取得
- 1960年 4月 1日 営業開始
- 1985年11月 8日 投資助言・情報提供業務に関する兼業承認を受ける。
- 1995年 5月31日 「有価証券に係る投資顧問業の規制等に関する法律」に基づき投資顧問業の登録を受ける。
- 1995年 9月14日 「有価証券に係る投資顧問業の規制等に関する法律」に基づく投資一任契約にかかる業務の認可を受ける。
- 2007年 9月30日 「金融商品取引法」の施行に伴い、同法第29条の登録を受けたものとみなされる。
(金融商品取引業者登録番号：関東財務局長（金商）第352号)
- 2020年 4月 1日 大和アセットマネジメント株式会社に商号変更

・大株主の状況

| 名 称 | 住 所 | 所有 株式数 | 比率 |
|----------------|-------------------|----------------|-------------|
| 株式会社大和証券グループ本社 | 東京都千代田区丸の内一丁目9番1号 | 株 2,608,525 | % 100.00 |

2【投資方針】

(1)【投資方針】

主要投資対象

下記の各ファンド（2.から7.までに掲げるファンドを、以下総称して「マザーファンド」といいます。）の受益証券（振替受益権を含みます。以下同じ。）を主要投資対象とします。

- 1.（F0Fs専用）ダイワいばらきファンド（適格機関投資家専用）の受益証券
2. ダイワ・グローバルREIT・マザーファンドの受益証券
3. ダイワ高格付米ドル債マザーファンドの受益証券
4. ダイワ高格付豪ドル債マザーファンドの受益証券
5. ダイワ高格付英ポンド債マザーファンドの受益証券
6. ダイワ高格付カナダドル債マザーファンドの受益証券
7. ダイワ高格付ユーロ債マザーファンドの受益証券

投資態度

イ. 主として複数の投資信託証券を通じて、国内株式、海外の不動産投資信託証券および海外の公社債に投資することにより、安定した収益の確保および信託財産の着実な成長をめざして運用を行ないます。

ロ. 各投資信託証券の組入比率については、下記の標準組入比率を目処に投資を行ないます。ただし、市場規模等によっては、組入比率を変更することがあります。

（F0Fs専用）ダイワいばらきファンド（適格機関投資家専用）の受益証券（A）

...信託財産の純資産総額の3分の1

ダイワ・グローバルREIT・マザーファンドの受益証券（B）

...信託財産の純資産総額の3分の1

ダイワ高格付米ドル債マザーファンドの受益証券（C）

ダイワ高格付豪ドル債マザーファンドの受益証券（D）

ダイワ高格付英ポンド債マザーファンドの受益証券（E）

ダイワ高格付カナダドル債マザーファンドの受益証券（F）

ダイワ高格付ユーロ債マザーファンドの受益証券（G）

(C)、(D)、(E)、(F)、(G)のうち、3つのファンド（以下総称して「外債マザーファンド」といいます。）の受益証券にそれぞれ信託財産の純資産総額の9分の1

ハ. 外債マザーファンドの選定にあたっては、(C)、(D)、(E)、(F)、(G)の5つのファンドのポートフォリオの最終利回りを参考とし、最終利回り上位の3つのファンドの受益証券に投資することを

めざします。投資対象とする外債マザーファンドは、半年ごと（初回は2007年4月末）に見直しを行ないます。

(A)から(G)までのファンドの受益証券を、以下総称して「指定投資信託証券」といいます。

ニ．保有実質外貨建資産について、為替変動リスクを回避するための為替ヘッジは行ないません。

ホ．当初設定日直後、大量の追加設定または解約が発生したとき、市況の急激な変化が予想されるとき、償還の準備に入ったとき等ならびに信託財産の規模によっては、上記の運用が行なわれないことがあります。

<投資先ファンドについて>

投資先ファンドの選定の方針は次のとおりです。

| | |
|---------|---|
| 投資先ファンド | (F0Fs専用)ダイワいばらきファンド(適格機関投資家専用) |
| 選定の方針 | わが国の株式を主要投資対象とし、茨城企業の株式へ実質的に投資することにより、中長期的な信託財産の成長をめざして運用を行なうファンドである。 |

くわしくは「1 ファンドの性格 (1) ファンドの目的及び基本的性格<ファンドの特色>」をご参照下さい。

(2)【投資対象】

当ファンドにおいて投資の対象とする資産の種類は、次に掲げるものとします。

1. 次に掲げる特定資産（投資信託及び投資法人に関する法律施行令第3条に掲げるものをいいます。

以下同じ。）

イ．有価証券

ロ．約束手形

ハ．金銭債権のうち、投資信託及び投資法人に関する法律施行規則第22条第1項第6号に掲げるもの

2. 次に掲げる特定資産以外の資産

イ．為替手形

委託会社は、信託金を、次の1.から7.までに掲げる証券投資信託の受益証券（振替受益権を含みません。以下同じ。）、ならびに次の8.および9.に掲げる有価証券（金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を除きます。）に投資することを指図することができます。（次の2.から7.までに掲げる親投資信託を、以下総称して「マザーファンド」といいます。）

1. (F0Fs専用)ダイワいばらきファンド(適格機関投資家専用)の受益証券

2. ダイワ・グローバルREIT・マザーファンドの受益証券

3. ダイワ高格付米ドル債マザーファンドの受益証券

4. ダイワ高格付豪ドル債マザーファンドの受益証券

5. ダイワ高格付英ポンド債マザーファンドの受益証券

6. ダイワ高格付カナダドル債マザーファンドの受益証券

7. ダイワ高格付ユーロ債マザーファンドの受益証券

8. コマーシャル・ペーパーおよび短期社債等

9. 指定金銭信託の受益証券(金融商品取引法第2条第1項第14号で定める受益証券発行信託の受益証券に限ります。)

委託会社は、信託金を、前に掲げる有価証券のほか、次に掲げる金融商品(金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を含みます。)により運用することを指図することができます。

1. 預金
2. 指定金銭信託(金融商品取引法第2条第1項第14号に規定する受益証券発行信託を除きます。)
3. コール・ローン
4. 手形割引市場において売買される手形

<投資先ファンドについて>

ファンドの純資産総額の10%を超えて投資する可能性がある投資先ファンドの内容は次のとおりです。

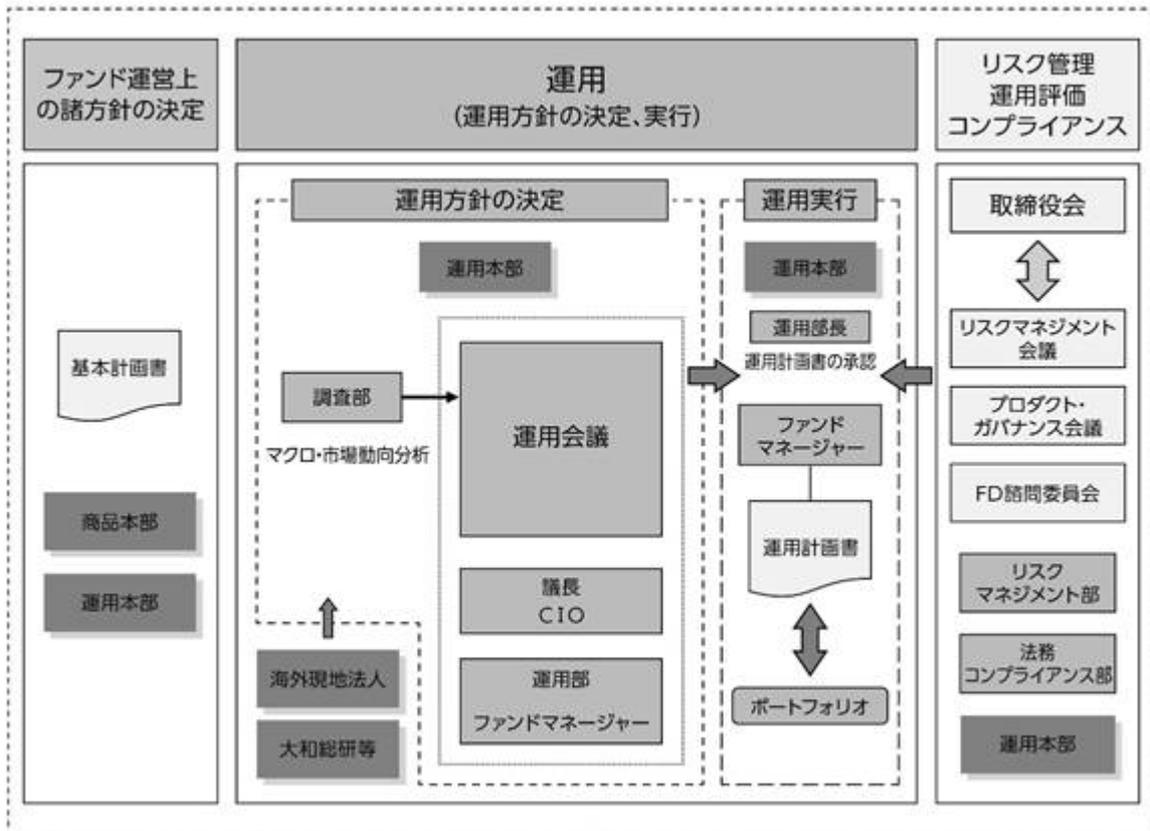
| | |
|------------|---|
| 投資先ファンドの名称 | (FOFs専用)ダイワいばらきファンド(適格機関投資家専用) |
| 運用の基本方針 | 信託財産の成長をめざして運用を行ないます。 |
| 主要な投資対象 | 茨城マザーファンドを通じて、わが国の金融商品取引所上場株式および店頭登録株式に投資します。 |
| 委託会社の名称 | 大和アセットマネジメント株式会社 |

くわしくは「1 ファンドの性格 (1) ファンドの目的及び基本的性格<ファンドの特色>」をご参照下さい。

(3)【運用体制】

運用体制

ファンドの運用体制は、以下のとおりとなっています。



運用方針の決定にかかる過程

運用方針は次の過程を経て決定しております。

イ．基本計画書の策定

ファンド運営上の諸方針を記載した基本計画書を商品担当役員の決裁により決定します。

ロ．基本的な運用方針の決定

CIOが議長となり、原則として月1回運用会議を開催し、基本的な運用方針を決定します。

ハ．運用計画書の作成・承認

ファンドマネージャーは、基本計画書に定められた各ファンドの諸方針と運用会議で決定された基本的な運用方針にしたがって運用計画書を作成します。運用部長は、ファンドマネージャーから提示を受けた運用計画書について、基本計画書および運用会議の決定事項との整合性等を確認し、承認します。

職務権限

ファンド運用の意思決定機能を担う運用本部において、各職位の主たる職務権限は、社内規則によって、次のように定められています。

イ．CIO (Chief Investment Officer) (1名)

運用最高責任者として、次の職務を遂行します。

- ・基本的な運用方針の決定
- ・その他ファンドの運用に関する重要事項の決定

ロ．Deputy-CIO (0~5名程度)

CIOを補佐し、その指揮を受け、職務を遂行します。

ハ．インベストメント・オフィサー (0~5名程度)

CIOおよびDeputy-CIOを補佐し、その指揮を受け、職務を遂行します。

ニ．運用部長（各運用部に1名）

ファンドマネージャーが策定する運用計画を決定します。

ホ．運用チームリーダー

ファンドの基本的な運用方針を策定します。

ヘ．ファンドマネージャー

ファンドの運用計画を策定して、これに沿ってポートフォリオを構築します。

リスクマネジメント会議、プロダクト・ガバナンス会議およびFD諮問委員会

次のとおり各会議体等において必要な報告・審議等を行なっています。これら会議体等の事務局となる部署の人員は10～20名程度です。

イ．リスクマネジメント会議

経営会議の分科会として、ファンドの運用リスクの状況・運用リスク管理等の状況についての報告を行ない、必要事項を審議・決定します。

ロ．プロダクト・ガバナンス会議

経営会議の分科会として、運用状況・商品性およびこれらの開示の適切性について検証結果の報告を行ない、対応方針を審議・決定したうえでその実行状況を確認します。加えて、その他当社が運用するプロダクトの品質の維持・向上に関する事項の審議・決定・報告を行ないます。

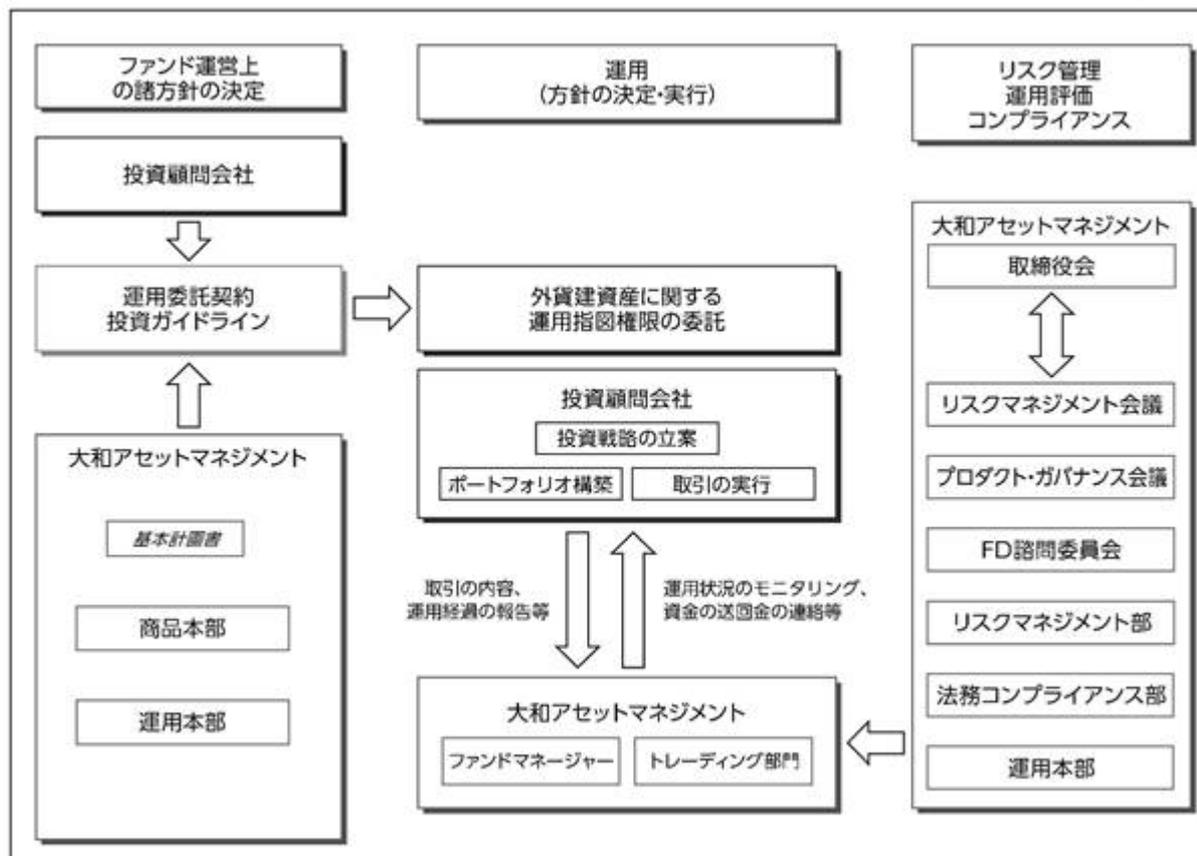
ハ．FD諮問委員会

取締役会の諮問委員会として、ファンド組成・運用に関わる会議体等に対する牽制に資する事項について、取締役会に意見を述べます。

受託会社に対する管理体制

受託会社に対しては、日々の純資産照合、月次の勘定残高照合などを行なっています。また、受託会社より内部統制の整備および運用状況の報告書を受け取っています。

海外リートにかかる運用体制について（マザーファンドにかかるものを含みます。）



イ．ファンド運営上の諸方針の決定

ファンド運営上の諸方針を記載した基本計画書を商品担当役員の決裁により決定します。なお、マザーファンドでは、投資顧問会社に外貨建資産の運用の指図にかかる権限を委託します。このため、当該投資顧問会社と委託会社の間で締結する運用委託契約に基づく投資ガイドラインに、このファンド運営上の諸方針が反映されます。

ロ．運用の実行

投資顧問会社は、投資ガイドラインに基づき、投資戦略の立案、ポートフォリオ構築を行ない、取引を実行します。

ハ．モニタリング

委託会社は、投資顧問会社との間で取引の内容、運用経過の報告等を受け、資金動向等について必要な連絡を取るとともに、運用の状況、投資ガイドラインの遵守状況等をモニタリングします。

また、定期的なアンケートの実施およびコンプライアンスレポートの徴求により、運用体制、管理体制、コンプライアンス体制等についての報告を受けています。さらに、現地訪問による調査も行なっています。

ニ．（前 に同じ。）

上記の運用体制は2024年4月末日現在のものであり、変更となる場合があります。

(4) 【配分方針】

分配対象額は、経費控除後の配当等収益と売買益（評価益を含みます。）等とします。

原則として、安定した分配を継続的に行なうことをめざします。1月と7月の計算期末については、今後の安定分配を継続するための分配原資の水準を考慮し、分配対象額の中から基準価額水準に応じて委託会社が決定する額を、上記継続分配相当額に付加して分配する場合があります。ただし、分配

対象額が少額の場合には、分配を行わないことがあります。また、第1および第2計算期末には、収益の分配は行ないません。

留保益は、前(1)に基づいて運用します。

(5)【投資制限】

株式(信託約款)

株式への直接投資は、行ないません。

投資信託証券(信託約款)

投資信託証券への投資割合には、制限を設けません。

同一銘柄の投資信託証券(信託約款)

イ. 委託会社は、信託財産に属する同一銘柄の投資信託証券の時価総額が、信託財産の純資産総額の100分の50を超えることとなる投資の指図をしません。

ロ. 前イ.にかかわらず、委託会社は、信託財産に属する同一銘柄の投資信託証券で、その約款または規約においてファンド・オブ・ファンズにのみ取得されることが定められているものの時価総額が、信託財産の純資産総額の100分の50を超える投資の指図をすることができるものとします。

外貨建資産(信託約款)

イ. 外貨建資産への直接投資は、行ないません。

ロ. マザーファンドを通じて行なう外貨建資産への実質投資割合には、制限を設けません。

特別の場合の外貨建有価証券への投資制限(信託約款)

マザーファンドを通じた外貨建有価証券への投資については、わが国の国際収支上の理由等により特に必要と認められる場合には、制約されることがあります。

外国為替予約取引(信託約款)

委託会社は、マザーファンドの信託財産に属する外貨建資産のうち信託財産に属するとみなした額(信託財産に属するマザーファンドの受益証券の時価総額にマザーファンドの信託財産の純資産総額に占める外貨建資産の時価総額の割合を乗じて得た額をいいます。)について、当該外貨建資産の為替ヘッジのため、マザーファンドを通じて外国為替の売買の予約を指図することができます。

信用リスク集中回避(信託約款)

一般社団法人投資信託協会規則に定める一の者に対する株式等エクスポージャー、債券等エクスポージャーおよびデリバティブ等エクスポージャーの信託財産の純資産総額に対する比率は、原則として、それぞれ100分の10、合計で100分の20を超えないものとし、当該比率を超えることとなった場合には、委託会社は、一般社団法人投資信託協会規則にしたがい当該比率以内となるよう調整を行なうこととします。

資金の借入れ(信託約款)

イ. 委託会社は、信託財産の効率的な運用ならびに運用の安定性に資するため、一部解約に伴う支払資金の手当て(一部解約に伴う支払資金の手当てのために借入れた資金の返済を含みます。)を目的として、または再投資にかかる収益分配金の支払資金の手当てを目的として、資金借入れ(コール市場を通じる場合を含みます。)の指図をすることができます。なお、当該借入金をもって有価証券等の運用は行なわないものとします。

ロ. 一部解約に伴う支払資金の手当てにかかる借入期間は、受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の売却代金の受渡日までの間、または解約代金の入金日までの間、もし

くは償還金の入金日までの期間が5営業日以内である場合の当該期間とし、資金借入額は当該有価証券等の売却代金、解約代金および償還金の合計額を限度とします。ただし、資金借入額は、借入指図を行なう日における信託財産の純資産総額の10%を超えないこととします。

八．収益分配金の再投資にかかる借入期間は、信託財産から収益分配金が支弁される日からその翌営業日までとし、資金借入額は収益分配金の再投資額を限度とします。

二．借入金の利息は信託財産中から支弁します。

<参考> 投資対象ファンドについて

下記以外の項目（「基本方針」、「投資態度」、「運用管理費用（信託報酬）」等）については、「1 ファンドの性格 (1) ファンドの目的及び基本的性格 <ファンドの特色>」をご参照下さい。

1. (F0Fs専用) ダイワいばらきファンド (適格機関投資家専用)

| | |
|--------|---|
| 主な投資制限 | <p>マザーファンドの受益証券への投資割合には、制限を設けません。</p> <p>株式への実質投資割合には、制限を設けません。</p> <p>投資信託証券（マザーファンドの受益証券を除きます。）への実質投資割合は、信託財産の純資産総額の5%以下とします。</p> <p>外貨建資産への投資は、行ないません。</p> |
| 収益分配方針 | <p>分配対象額は、経費控除後の配当等収益と売買益（評価益を含みます。）等とします。</p> <p>原則として、基準価額の水準等を勘案して分配金額を決定します。ただし、分配対象額が少額の場合には、分配を行なわないことがあります。</p> <p>留保益は、「基本方針」および「運用方法」に基づいて運用します。</p> |
| 販売手数料 | ありません。 |
| 償還条項 | <p>信託契約を解約することが受益者のため有利であると認めるときまたはやむを得ない事情が発生したときは、受託会社と合意のうえ、信託契約を解約し、信託を終了させることができます。</p> |

2. ダイワ・グローバルREIT・マザーファンド

| | |
|---------------|---|
| 主な投資制限 | <p>株式への直接投資は、行ないません。</p> <p>投資信託証券への投資割合には、制限を設けません。</p> <p>外貨建資産への投資割合には、制限を設けません。</p> |
| 運用指図 権限の委託 | <p>委託会社は、運用の指図に関する権限のうち、外貨建資産の運用に関する権限を次の者に委託します。</p> <p>コーヘン&スティアーズ・キャピタル・マネジメント・インク New York, New York, USA</p> <p>前 の規定にかかわらず、前 により委託を受けた者が、法律に違反した場合、信託契約に違反した場合、信託財産に重大な損失を生ぜしめた場合等において、委託会社は、運用の指図に関する権限の委託を中止または委託の内容を変更することができます。</p> |
| 収益分配方針 | <p>信託財産から生ずる利益は、信託終了時まで信託財産中に留保し、分配は行ないません。</p> |

| | |
|-------|---|
| 販売手数料 | ありません。 |
| 償還条項 | 信託契約を解約することが受益者のため有利であると認めるときまたはやむを得ない事情が発生したときは、受託会社と合意のうえ、信託契約を解約し、信託を終了させることができます。 |

3. ダイワ高格付米ドル債マザーファンド
4. ダイワ高格付豪ドル債マザーファンド
5. ダイワ高格付英ポンド債マザーファンド
6. ダイワ高格付カナダドル債マザーファンド
7. ダイワ高格付ユーロ債マザーファンド

| | |
|--------|--|
| 主な投資制限 | <p><ダイワ高格付英ポンド債マザーファンド以外></p> <p>株式への投資は、転換社債の転換および新株予約権（新株予約権付社債のうち会社法第236条第1項第3号の財産が当該新株予約権付社債についての社債であって当該社債と当該新株予約権がそれぞれ単独で存在し得ないことをあらかじめ明確にしているものの新株予約権に限り、）の行使等により取得したものに限り、</p> <p>株式および株式を組入可能な投資信託証券への投資割合は、信託財産の純資産総額の10%以下とします。</p> <p>投資信託証券への投資割合は、信託財産の純資産総額の5%以下とします。</p> <p>外貨建資産への投資割合には、制限を設けません。</p> <p><ダイワ高格付英ポンド債マザーファンド></p> <p>株式への投資は、転換社債の転換および新株予約権（新株予約権付社債のうち会社法第236条第1項第3号の財産が当該新株予約権付社債についての社債であって当該社債と当該新株予約権がそれぞれ単独で存在し得ないことをあらかじめ明確にしているものの新株予約権に限り、）の行使等により取得したものに限り、</p> <p>株式への投資割合は、信託財産の純資産総額の10%以下とします。</p> <p>投資信託証券への投資割合は、信託財産の純資産総額の5%以下とします。</p> <p>外貨建資産への投資割合には、制限を設けません。</p> |
| 収益分配方針 | 信託財産から生ずる利益は、信託終了時まで信託財産中に留保し、分配は行ないません。 |
| 販売手数料 | ありません。 |
| 償還条項 | 信託契約を解約することが受益者のため有利であると認めるときまたはやむを得ない事情が発生したときは、受託会社と合意のうえ、信託契約を解約し、信託を終了させることができます。 |

3【投資リスク】

(1) 価額変動リスク

当ファンドは、投資信託証券への投資を通じて、株式、公社債、不動産投資信託証券など値動きのある証券（外国証券には為替リスクもあります。）に投資しますので、基準価額は大きく変動します。したがって、投資元本が保証されているものではなく、これを割込むことがあります。委託会社の指図に基づく行為により信託財産に生じた利益および損失は、すべて投資者に帰属します。

投資信託は預貯金とは異なります。

投資者のみなさまにおかれましては、当ファンドの内容・リスクを十分ご理解のうえお申込み下さいますよう、よろしくごお願い申し上げます。

基準価額の変動要因については、次のとおりです。

株価の変動（価格変動リスク・信用リスク）

株価は、政治・経済情勢、発行企業の業績、市場の需給等を反映して変動します。株価は、短期的または長期的に大きく下落することがあります（発行企業が経営不安、倒産等に陥った場合には、投資資金が回収できなくなることもあります。）。組入銘柄の株価が下落した場合には、基準価額が下落する要因となり、投資元本を割込むことがあります。

公社債の価格変動（価格変動リスク・信用リスク）

公社債の価格は、一般に金利が低下した場合には上昇し、金利が上昇した場合には下落します（値動きの幅は、残存期間、発行体、公社債の種類等により異なります。）。また、公社債の価格は、発行体の信用状況によっても変動します。特に、発行体が財政難、経営不安等により、利息および償還金をあらかじめ決定された条件で支払うことができなくなった場合（債務不履行）、またはできなくなることが予想される場合には、大きく下落します（利息および償還金が支払われないこともあります。）。組入公社債の価格が下落した場合には、基準価額が下落する要因となり、投資元本を割込むことがあります。

リート（不動産投資信託）への投資に伴うリスク

イ．リートは、株式と同様に金融商品取引所等で売買され、その価格は、不動産市況に対する見通しや市場における需給等、さまざまな要因で変動します。

- ・リートには資産規模が小さく、流動性が低いものもあります。このようなリートへの投資は、流動性の高い株式等に比べ、より制約を受けることが考えられます。
- ・金利の上昇局面においては、他の、より利回りの高い債券等との比較でリートに対する投資価値が相対的に低下し、価格が下落することも想定されます。

ロ．リートの価格や配当は、リートの収益や財務内容の変動の影響を受けます。

- ・リートの収益は、所有する不動産から得られる賃料収入がその大半を占めます。したがって、賃料水準や入居率の低下等により賃料収入が減少した場合には、リートの収益が悪化し、価格や配当が下落することが考えられます。
- ・リートの資産価値は、所有する不動産の評価等により変動します。市況の悪化、不動産の老朽化等によってリートの資産価値が低下した場合には、価格が下落することがあります。なお、実物資産である不動産には、人的災害、自然災害等に伴って大きな損害が発生する可能性もあり、このような場合、リートの価格が大幅に下落することも想定されます。
- ・リートでは、投資資金を調達するために金融機関等から借入れを行なうことがあります。したがって、金利上昇局面において金利負担等が増加し、収益の悪化要因となることが考えられます。
- ・法人形態のリートでは、経営陣の運営如何によっては収益や財務内容が著しく悪化する可能性があります。リートが倒産等に陥り、投資資金が回収できなくなることもありえます。

ハ．リートに関する法制度（税制、会計制度等）が変更となった場合、リートの価格や配当に影響を与えることが想定されます。

- ・その他、不動産を取巻く規制（建築規制、環境規制等）に変更があった場合も、リートの価格や配当に影響を受けることが考えられます。
- ・金融商品取引所が定める基準に抵触する等の理由から、リートが上場廃止になることもあります。

ニ．組入リートの市場価格が下落した場合、基準価額が下落する要因となり、投資元本を割込むことがあります。

外国証券への投資に伴うリスク

イ．為替リスク

外貨建資産の円換算価値は、資産自体の価格変動のほか、当該外貨の円に対する為替レートの変動の影響を受けます。為替レートは、各国の金利動向、政治・経済情勢、為替市場の需給その他の要因により大幅に変動することがあります。組入外貨建資産について、当該外貨の為替レートが円高方向に進んだ場合には、基準価額が下落する要因となり、投資元本を割込むことがあります。

当ファンドにおいては、保有実質外貨建資産について、為替変動リスクを回避するための為替ヘッジは行ないません。そのため、外貨建資産を実質的に組入れた部分は、為替レートの変動の影響を直接受けます。

ロ．カンントリー・リスク

投資対象国・地域において、政治・経済情勢の変化等により市場に混乱が生じた場合、または取引に対して新たな規制が設けられた場合には、基準価額が予想外に下落したり、方針に沿った運用が困難となることがあります。

その他

イ．解約申込みがあった場合には、解約資金を手当てするため組入証券を売却しなければならないことがあります。その際、市場規模や市場動向によっては市場実勢を押下げ、当初期待される価格で売却できないこともあります。この場合、基準価額が下落する要因となります。

ロ．ファンド資産をコール・ローン、譲渡性預金証書等の短期金融資産で運用する場合、債務不履行により損失が発生することがあります（信用リスク）。この場合、基準価額が下落する要因となります。

(2)換金性等が制限される場合

通常と異なる状況において、ご換金に制限を設けることがあります。

金融商品取引所等における取引の停止、外国為替取引の停止その他やむを得ない事情があるときは、ご換金の申込みの受付けを中止することがあります。ご換金の申込みの受付けが中止された場合には、受益者は当該受付中止以前に行なった当日のご換金の申込みを撤回できます。ただし、受益者がそのご換金の申込みを撤回しない場合には、当該受付中止を解除した後の最初の基準価額の計算日にご換金の申込みを受付けたものとして取扱います。

(3)その他の留意点

当ファンドのお取引に関しては、金融商品取引法第37条の6の規定（いわゆるクーリング・オフ）の適用はありません。

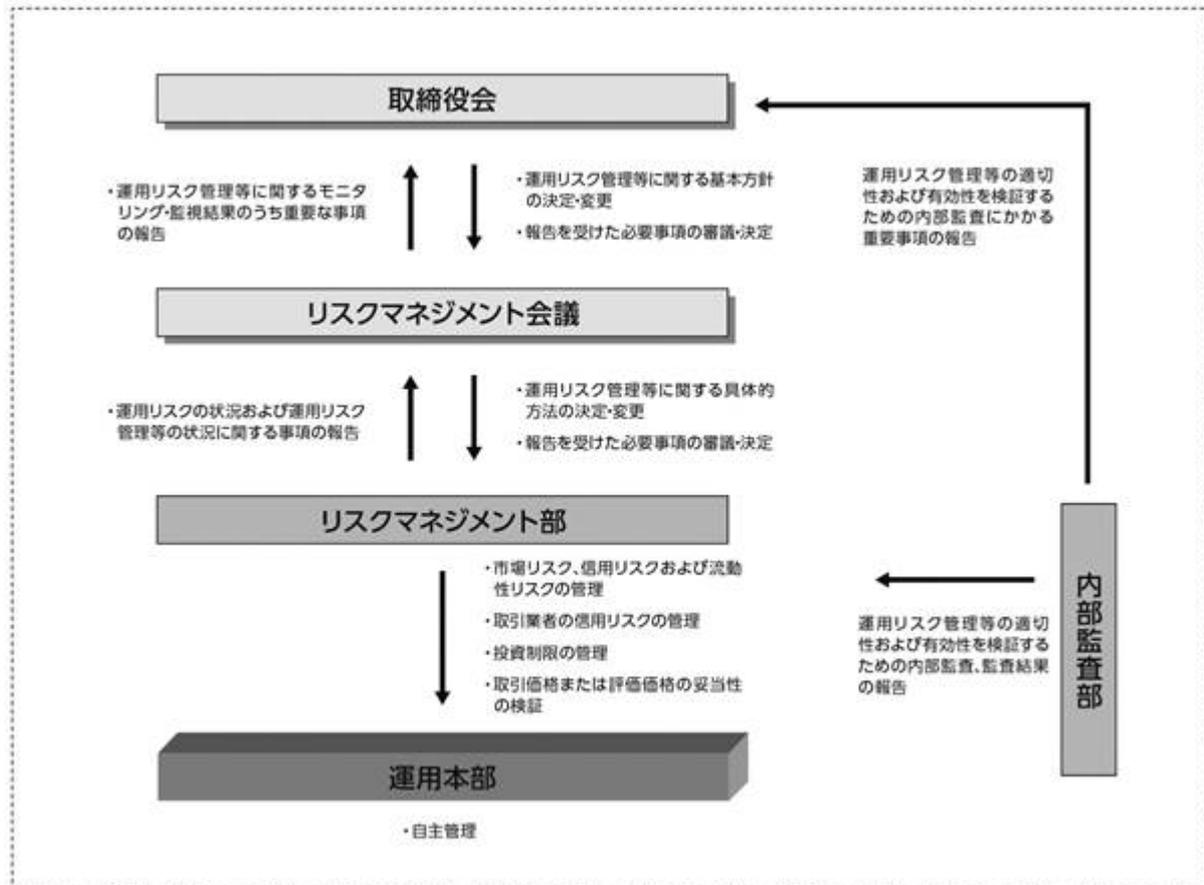
流動性リスクに関する事項

- ・ 当ファンドは、大量の解約が発生し短期間で解約資金を手当てする必要が生じた場合や主たる取引市場において市場環境が急変した場合等に、一時的に組入資産の流動性が低下し、市場実勢から期待できる価格で取引できないリスク、取引量が限られてしまうリスクがあります。

これにより、基準価額にマイナスの影響を及ぼす可能性や、換金の申込みの受付けが中止となる可能性、換金代金のお支払いが遅延する可能性があります。

(4)リスク管理体制

運用リスク管理体制（ ）は、以下のとおりとなっています。



流動性リスクに対する管理体制

- ・ 委託会社では、流動性リスク管理に関する規程を定め、ファンドの組入資産の流動性リスクのモニタリングなどを実施するとともに、緊急時対応策の策定・検証などを行いません。
- ・ 取締役会等は、流動性リスク管理の適切な実施の確保や流動性リスク管理態勢について、監督します。

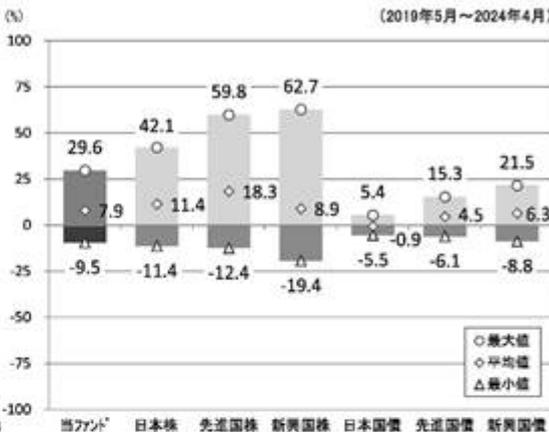
参考情報

- 下記のグラフは、ファンドと代表的な資産クラスを定量的に比較できるように作成したものです。右のグラフは過去5年間における年間騰落率（各月末における直近1年間の騰落率）の平均・最大・最小を、ファンドおよび他の代表的な資産クラスについて表示しています。また左のグラフはファンドの過去5年間における年間騰落率の推移を表示しています。

ファンドの年間騰落率と分配金再投資基準価額の推移



他の代表的な資産クラスとの騰落率の比較



- ※各資産クラスは、ファンドの投資対象を表しているものではありません。
- ※ファンドの年間騰落率は、分配金（税引前）を分配時にファンドへ再投資したものとみなして計算したものであり、実際の基準価額に基づいて計算した年間騰落率とは異なる場合があります。
- ※ファンドの年間騰落率において、過去5年間分のデータが算出できない場合は以下のルールで表示しています。
- ①年間騰落率に該当するデータがない場合には表示されません。
 - ②年間騰落率が算出できない期間がある場合には、算出可能な期間についてのみ表示しています。
 - ③インデックスファンドにおいて、①②に該当する場合には、当該期間についてベンチマークの年間騰落率で代替して表示します。

※資産クラスについて

日本株：配当込みTOPIX
 先進国株：MSCIコクサイ・インデックス（配当込み、円ベース）
 新興国株：MSCIエマージング・マーケット・インデックス（配当込み、円ベース）
 日本国債：NOMURA-BPI国債
 先進国債：FTSE世界国債インデックス（除く日本、円ベース）
 新興国債：JPモルガン ガバメント・ボンド・インデックスー エマージング・マーケット グローバル ダイバーシファイド（円ベース）

※指数について

●配当込みTOPIXの指数値および同指数にかかる標準または商標は、株式会社 J P X 総研または株式会社 J P X 総研の関連会社（以下「J P X」といいます。）の知的財産であり、指数の算出、指数値の公表、利用など同指数に関するすべての権利・ノウハウおよび同指数にかかる標準または商標に関するすべての権利は J P X が有します。J P X は、同指数の指数値の算出または公表の誤謬、遅延又は中断に対し、責任を負いません。●MSCIコクサイ・インデックスおよびMSCIエマージング・マーケット・インデックスは、MSCI Inc.（「MSCI」）が開発した指数です。本ファンドは、MSCIによって保証、推奨、または宣伝されるものではなく、MSCIは本ファンドまたは本ファンドが基づいているインデックスに関していかなる責任も負いません。免責事項全文についてはこちらをご覧ください。[<https://www.daiwa-am.co.jp/specialreport/globalmarket/notice.html>] ●NOMURA-BPI国債は、野村フィデューシャリー・リサーチ&コンサルティング株式会社が公表する国内で発行された公募利付国債の市場全体の動向を表す投資収益指数で、一定の組み入れ基準に基づいて構成された国債ポートフォリオのパフォーマンスをもとに算出されます。NOMURA-BPI国債の知的財産権とその他一切の権利は同社に帰属しています。また、同社は当該指数の正確性、完全性、有用性を保証するものではなく、ファンドの運用成果等に関して一切責任を負いません。●FTSE世界国債インデックスは、FTSE Fixed Income LLCにより運営されている債券インデックスです。同指数はFTSE Fixed Income LLCの知的財産であり、指数に関するすべての権利はFTSE Fixed Income LLCが有しています。●JPモルガン ガバメント・ボンド・インデックスー エマージング・マーケット グローバル ダイバーシファイドは、信頼性が高いとみなす情報に基づき作成していますが、J.P. Morganはその完全性・正確性を保証するものではありません。本指数は許諾を受けて使用しています。J.P. Morganからの書面による事前承認なしに本指数を複製・使用・頒布することは認められていません。Copyright 2016, J.P. Morgan Chase & Co. All rights reserved.

4【手数料等及び税金】

(1)【申込手数料】

販売会社におけるお買付時の申込手数料の料率の上限は、2.2%（税抜2.0%）となっています。具体的な手数料の料率等については、販売会社にお問合わせ下さい。

申込手数料には、消費税および地方消費税（以下「消費税等」といいます。）が課されます。「分配金再投資コース」の収益分配金の再投資の際には、申込手数料はかかりません。

申込手数料は、お買付時の商品説明または商品情報の提供、投資情報の提供、取引執行等の対価です。くわしくは販売会社にお問合わせ下さい。

(2) 【換金（解約）手数料】

換金手数料

ありません。

信託財産留保額

ありません。

(3) 【信託報酬等】

信託報酬の総額は、計算期間を通じて毎日、信託財産の純資産総額に年率1.056%（税抜0.96%）を乗じて得た額とします。信託報酬は、毎日計上され日々の基準価額に反映されます。信託報酬は、毎計算期末または信託終了のときに信託財産中から支弁します。

信託報酬にかかる消費税等に相当する金額を、信託報酬支弁のときに信託財産中から支弁します。

信託報酬にかかる委託会社、販売会社、受託会社への配分については、次のとおりです。

| | 委託会社 | 販売会社 （各販売会社の 取扱純資産総額に 応じて） | 受託会社 |
|------------------|------------------|-------------------------------------|-----------------|
| 200億円以下の部分 | 年率0.413% （税抜） | 年率0.497% （税抜） | 年率0.05% （税抜） |
| 200億円超500億円以下の部分 | 年率0.373% （税抜） | 年率0.537% （税抜） | |
| 500億円超の部分 | 年率0.333% （税抜） | 年率0.577% （税抜） | |

上記の信託報酬の配分には、別途消費税率を乗じた額がかかります。

前 の販売会社への配分は、販売会社の行なう業務に対する代行手数料であり、委託会社が一旦信託財産から収受した後、販売会社に支払われます。

委託会社は、「ダイワ・グローバルREIT・マザーファンド」の投資顧問会社が受ける報酬を支払うものとし、その額は当該マザーファンドの日々の純資産総額に年率0.57%以内の率を乗じて得た額とします。報酬の支払いは、毎年3月15日および9月15日または信託終了のときに行なうものとします。

投資対象ファンドの信託報酬等については、「1 ファンドの性格 (1)ファンドの目的及び基本的性格 <ファンドの特色>」をご参照下さい。なお、当ファンドの信託報酬に投資対象ファンドの信託報酬を加えた、投資者が実質的に負担する信託報酬率は、年率1.265%（税抜1.15%）程度です（当ファンドにおける実際の投資信託証券の組入状況により変動します。）。

前 の実質的に負担する信託報酬にかかる委託会社、販売会社、受託会社への配分については、次のとおりです。ただし、この値は目安であり、（F0Fs専用）ダイワいばらきファンド（適格機関投資家専用）の投資信託証券への実際の組入状況により報酬率は変動します。

| | 委託会社 | 販売会社 （各販売会社の 取扱純資産総額に 応じて） | 受託会社 |
|------------------|-------------------|-------------------------------------|-------------------|
| 200億円以下の部分 | 年率0.58%程度 （税抜） | 年率0.50%程度 （税抜） | 年率0.07%程度 （税抜） |
| 200億円超500億円以下の部分 | 年率0.54%程度 （税抜） | 年率0.54%程度 （税抜） | |
| 500億円超の部分 | 年率0.50%程度 （税抜） | 年率0.58%程度 （税抜） | |

上記の実質的に負担する信託報酬の配分には、別途消費税率を乗じた額がかかります。

信託報酬を対価とする役務の内容は、配分先に応じて、それぞれ以下のとおりです。

委託会社：ファンドの運用と調査、受託会社への運用指図、基準価額の計算、目論見書・運用報告書の作成等の対価

販売会社：運用報告書等各種書類の送付、口座内でのファンドの管理、購入後の情報提供等の対価

受託会社：運用財産の管理、委託会社からの指図の実行の対価

(4) 【その他の手数料等】

信託財産において資金借入れを行なった場合、当該借入金の利息は信託財産中より支弁します。

信託財産に関する租税、信託事務の処理に要する諸費用、受託会社の立替えた立替金の利息および信託財産にかかる監査報酬ならびに当該監査報酬にかかる消費税等に相当する金額は、受益者の負担とし、信託財産中から支弁します。

信託財産に属する有価証券等に関連して発生した訴訟係争物たる権利その他の権利に基づいて益金が生じた場合、当該支払いに際して特別に必要となる費用（データ処理費用、郵送料等）は、受益者の負担とし、当該益金から支弁します。

信託財産で有価証券の売買を行なう際に発生する売買委託手数料、当該売買委託手数料にかかる消費税等に相当する金額、信託財産に属する資産を外国で保管する場合の費用は、信託財産中より支弁します。

（ ）「その他の手数料等」については、運用状況等により変動するため、事前に料率、上限額等を示すことができません。

手数料等の合計額については、保有期間等に応じて異なりますので、表示することができません。また、上場不動産投資信託は市場価格により取引されており、費用を表示することができません。

< 投資対象ファンドより支弁する手数料等 >

各ファンドの投資対象等に応じて、信託財産に関する租税、有価証券売買時の売買委託手数料、先物取引・オプション取引等に要する費用、資産を外国で保管する場合の費用等を支弁します。その他、マザーファンドを除く投資対象ファンドからは監査報酬を支弁します。

(5) 【課税上の取扱い】

課税上は株式投資信託として取扱われます。

個人の投資者に対する課税

イ．収益分配金に対する課税

収益分配金のうち課税扱いとなる普通分配金については、配当所得として課税され、20%（所得税15%および地方税5%）の税率による源泉徴収が行なわれ、申告不要制度が適用されます。なお、確定申告を行ない、申告分離課税または総合課税（配当控除の適用はありません。）を選択することもできます。ただし、2037年12月31日まで基準所得税額に2.1%の税率を乗じた復興特別所得税が課され、税率は20.315%（所得税15%、復興特別所得税0.315%および地方税5%）となります。

ロ．解約金および償還金に対する課税

一部解約時および償還時の差益（解約価額および償還価額から取得費用（申込手数料（税込）を含む）を控除した利益）については、譲渡所得とみなされ、20%（所得税15%および地方税5%）の税率により、申告分離課税が適用されます。ただし、2037年12月31日まで基準所得税額に2.1%の税率を乗じた復興特別所得税が課され、税率は20.315%（所得税15%、復興特別所得税0.315%および地方税5%）となります。

ハ．損益通算について

一部解約時および償還時の損失については、確定申告により、上場株式等（特定公社債、公募公社債投資信託を含みます。）の譲渡益および償還差益と相殺することができ、申告分離課税を選択した上場株式等の配当所得および利子所得との損益通算も可能となります。また、翌年以後3年間、上場株式等の譲渡益・償還差益および配当等・利子から繰越控除することができます。一部解約時および償還時の差益については、他の上場株式等の譲渡損および償還差損との相殺が可能となります。

なお、特定口座にかかる課税上の取扱いにつきましては、販売会社にお問合わせ下さい。

少額投資非課税制度「愛称：NISA（ニーサ）」について

少額投資非課税制度「NISA（ニーサ）」は、少額上場株式等に関する非課税制度であり、一定の額を上限として、毎年、一定額の範囲で新たに購入した公募株式投資信託などから生じる配当所得および譲渡所得が無期限で非課税となります。

ご利用になれるのは、販売会社で非課税口座を開設し、税法上の要件を満たした商品を購入するなど、一定の条件に該当する方が対象となります。

公募株式投資信託は税法上、一定の要件を満たした場合にNISAの適用対象となります。

当ファンドは、NISAの対象ではありません。くわしくは、販売会社にお問合わせ下さい。

法人の投資者に対する課税

法人の投資者が支払いを受ける収益分配金のうち課税扱いとなる普通分配金ならびに一部解約時および償還時の個別元本超過額については配当所得として課税され、15%（所得税15%）の税率で源泉徴収（ ）され法人の受取額となります。地方税の源泉徴収はありません。収益分配金のうち所得税法上課税対象となるのは普通分配金のみであり、元本払戻金（特別分配金）には課税されま

せん。ただし、2037年12月31日まで基準所得税額に2.1%の税率を乗じた復興特別所得税が課され、税率は15.315%（所得税15%および復興特別所得税0.315%）となります。なお、益金不算入制度の適用はありません。

源泉徴収された税金は法人税額から控除されます。

<注1> 個別元本について

投資者ごとの信託時の受益権の価額等（申込手数料および当該申込手数料にかかる消費税等に相当する金額は含まれません。）が当該投資者の元本（個別元本）にあたります。

投資者が同一ファンドの受益権を複数回取得した場合、個別元本は、当該投資者が追加信託を行なうつど当該投資者の受益権口数で加重平均することにより算出されます。

投資者が元本払戻金（特別分配金）を受取った場合、収益分配金発生時にその個別元本から当該元本払戻金（特別分配金）を控除した額が、その後の当該投資者の個別元本となります。

個別元本について、詳しくは販売会社にお問合せ下さい。

<注2> 収益分配金の課税について

追加型株式投資信託の収益分配金には、課税扱いとなる「普通分配金」と、非課税扱いとなる「元本払戻金（特別分配金）」（投資者ごとの元本の一部払戻しに相当する部分）の区分があります。

投資者が収益分配金を受取る際、イ．当該収益分配金落ち後の基準価額が当該投資者の個別元本と同額の場合または当該投資者の個別元本を上回っている場合には、当該収益分配金の全額が普通分配金となり、ロ．当該収益分配金落ち後の基準価額が当該投資者の個別元本を下回っている場合には、その下回る部分の額が元本払戻金（特別分配金）となり、当該収益分配金から当該元本払戻金（特別分配金）を控除した額が普通分配金となります。

- () 外国税額控除の適用となった場合には、分配時の税金が上記と異なる場合があります。
- () 上記は、2024年4月末日現在のもので、税法が改正された場合等には、上記の内容が変更になることがあります。
- () 課税上の取扱いの詳細につきましては、税務専門家等にご確認されることをお勧めします。

5【運用状況】

(1)【投資状況】（2024年4月30日現在）

投資状況

| 投資資産の種類 | 時価(円) | 投資比率(%) |
|-----------------------|---------------|---------|
| 投資信託受益証券 | 342,320,224 | 32.56 |
| 内 日本 | 342,320,224 | 32.56 |
| 親投資信託受益証券 | 705,299,421 | 67.08 |
| 内 日本 | 705,299,421 | 67.08 |
| コール・ローン、その他の資産(負債控除後) | 3,840,650 | 0.37 |
| 純資産総額 | 1,051,460,295 | 100.00 |

(注1) 投資比率は、ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価の比率です。

(注2) 投資資産の内書きの時価および投資比率は、当該資産の地域別の内訳です。

(2)【投資資産】（2024年4月30日現在）

【投資有価証券の主要銘柄】

イ．主要銘柄の明細

| | 銘柄名 | 地域 | 種類 | 株数、口数 または 額面金額 | 簿価単価 簿価 (円) | 評価単価 時価 (円) | 投資 比率 (%) |
|---|-----------------------|----|-----------|----------------------|-----------------------|-----------------------|-----------------|
| 1 | ダイワ・グローバルREIT・マザーファンド | 日本 | 親投資信託受益証券 | 81,874,676 | 4.1998 343,857,265 | 4.2745 349,973,302 | 33.28 |
| 2 | ダイワいばらきファンド | 日本 | 投資信託受益証券 | 180,920,789 | 1.9132 346,137,654 | 1.8921 342,320,224 | 32.56 |
| 3 | ダイワ高格付米ドル債マザーファンド | 日本 | 親投資信託受益証券 | 52,104,393 | 2.2238 115,869,750 | 2.2831 118,959,539 | 11.31 |
| 4 | ダイワ高格付カナダドル債マザーファンド | 日本 | 親投資信託受益証券 | 47,070,473 | 2.4639 115,976,941 | 2.5220 118,711,732 | 11.29 |
| 5 | ダイワ高格付豪ドル債マザーファンド | 日本 | 親投資信託受益証券 | 31,782,287 | 3.6274 115,287,070 | 3.7019 117,654,848 | 11.19 |

(注) 投資比率は、ファンドの純資産総額に対する当該銘柄の時価の比率です。

ロ．投資有価証券の種類別投資比率

| 投資有価証券の種類 | 投資比率 |
|-----------|--------|
| 投資信託受益証券 | 32.56% |
| 親投資信託受益証券 | 67.08% |
| 合計 | 99.63% |

(注) 投資比率は、ファンドの純資産総額に対する当該有価証券の時価の比率です。

八．投資株式の業種別投資比率

該当事項はありません。

【投資不動産物件】

該当事項はありません。

【その他投資資産の主要なもの】

該当事項はありません。

(3) 【運用実績】

【純資産の推移】

| | 純資産総額 (分配落) (円) | 純資産総額 (分配付) (円) | 1口当たりの 純資産額 (分配落)(円) | 1口当たりの 純資産額 (分配付)(円) |
|--------------------------|-----------------------|-----------------------|----------------------------|----------------------------|
| 第16特定期間末 (2014年10月6日) | 3,728,720,234 | 3,733,239,931 | 0.8250 | 0.8260 |
| 第17特定期間末 (2015年4月6日) | 3,301,274,965 | 3,304,704,157 | 0.9627 | 0.9637 |
| 第18特定期間末 (2015年10月5日) | 2,615,608,522 | 2,618,530,086 | 0.8953 | 0.8963 |
| 第19特定期間末 (2016年4月5日) | 2,286,635,219 | 2,289,318,184 | 0.8523 | 0.8533 |
| 第20特定期間末 (2016年10月5日) | 2,100,496,290 | 2,103,039,877 | 0.8258 | 0.8268 |
| 第21特定期間末 (2017年4月5日) | 2,039,358,888 | 2,041,659,305 | 0.8865 | 0.8875 |
| 第22特定期間末 (2017年10月5日) | 2,003,620,028 | 2,005,726,094 | 0.9514 | 0.9524 |
| 第23特定期間末 (2018年4月5日) | 1,681,827,590 | 1,683,650,383 | 0.9227 | 0.9237 |
| 第24特定期間末 (2018年10月5日) | 1,640,553,399 | 1,642,265,297 | 0.9583 | 0.9593 |

| | | | | |
|--------------------------|---------------|---------------|--------|--------|
| 第25特定期間末 (2019年4月5日) | 1,545,209,106 | 1,546,835,758 | 0.9499 | 0.9509 |
| 第26特定期間末 (2019年10月7日) | 1,436,557,518 | 1,438,094,945 | 0.9344 | 0.9354 |
| 第27特定期間末 (2020年4月6日) | 1,087,352,510 | 1,088,713,751 | 0.7988 | 0.7998 |
| 第28特定期間末 (2020年10月5日) | 1,209,504,774 | 1,210,807,426 | 0.9285 | 0.9295 |
| 第29特定期間末 (2021年4月5日) | 1,282,549,595 | 1,283,750,165 | 1.0683 | 1.0693 |
| 第30特定期間末 (2021年10月5日) | 1,129,856,478 | 1,130,941,809 | 1.0410 | 1.0420 |
| 第31特定期間末 (2022年4月5日) | 1,122,672,933 | 1,123,705,050 | 1.0877 | 1.0887 |
| 第32特定期間末 (2022年10月5日) | 1,049,946,269 | 1,050,958,071 | 1.0377 | 1.0387 |
| 第33特定期間末 (2023年4月5日) | 1,025,633,643 | 1,026,626,614 | 1.0329 | 1.0339 |
| 2023年4月末日 | 1,037,836,125 | - | 1.0450 | - |
| 5月末日 | 1,054,662,785 | - | 1.0732 | - |
| 6月末日 | 1,091,853,552 | - | 1.1269 | - |
| 7月末日 | 1,044,099,111 | - | 1.0734 | - |
| 8月末日 | 1,056,637,329 | - | 1.0909 | - |
| 9月末日 | 1,025,871,089 | - | 1.0697 | - |
| 第34特定期間末 (2023年10月5日) | 994,709,920 | 995,669,035 | 1.0371 | 1.0381 |
| 10月末日 | 985,349,899 | - | 1.0288 | - |
| 11月末日 | 1,039,316,270 | - | 1.0979 | - |
| 12月末日 | 1,062,049,882 | - | 1.1262 | - |
| 2024年1月末日 | 1,035,641,931 | - | 1.0994 | - |
| 2月末日 | 1,052,582,358 | - | 1.1247 | - |
| 3月末日 | 1,065,046,277 | - | 1.1619 | - |
| 第35特定期間末 (2024年4月5日) | 1,053,913,184 | 1,054,829,725 | 1.1499 | 1.1509 |
| 4月末日 | 1,051,460,295 | - | 1.1607 | - |

【分配の推移】

| | |
|---------|-------------|
| | 1口当たり分配金(円) |
| 第16特定期間 | 0.0060 |

| | |
|---------|--------|
| 第17特定期間 | 0.0060 |
| 第18特定期間 | 0.0060 |
| 第19特定期間 | 0.0060 |
| 第20特定期間 | 0.0060 |
| 第21特定期間 | 0.0060 |
| 第22特定期間 | 0.0060 |
| 第23特定期間 | 0.0060 |
| 第24特定期間 | 0.0060 |
| 第25特定期間 | 0.0060 |
| 第26特定期間 | 0.0060 |
| 第27特定期間 | 0.0060 |
| 第28特定期間 | 0.0060 |
| 第29特定期間 | 0.0060 |
| 第30特定期間 | 0.0550 |
| 第31特定期間 | 0.0350 |
| 第32特定期間 | 0.0250 |
| 第33特定期間 | 0.0060 |
| 第34特定期間 | 0.0500 |
| 第35特定期間 | 0.0500 |

【収益率の推移】

| | 収益率(%) |
|---------|--------|
| 第16特定期間 | 6.7 |
| 第17特定期間 | 17.4 |
| 第18特定期間 | 6.4 |
| 第19特定期間 | 4.1 |
| 第20特定期間 | 2.4 |
| 第21特定期間 | 8.1 |
| 第22特定期間 | 8.0 |
| 第23特定期間 | 2.4 |
| 第24特定期間 | 4.5 |
| 第25特定期間 | 0.3 |
| 第26特定期間 | 1.0 |
| 第27特定期間 | 13.9 |
| 第28特定期間 | 17.0 |
| 第29特定期間 | 15.7 |
| 第30特定期間 | 2.6 |
| 第31特定期間 | 7.8 |

| | |
|---------|------|
| 第32特定期間 | 2.3 |
| 第33特定期間 | 0.1 |
| 第34特定期間 | 5.2 |
| 第35特定期間 | 15.7 |

(4) 【設定及び解約の実績】

| | 設定数量(口) | 解約数量(口) |
|---------|------------|---------------|
| 第16特定期間 | 19,302,807 | 767,860,582 |
| 第17特定期間 | 16,718,023 | 1,107,222,970 |
| 第18特定期間 | 11,537,449 | 519,165,708 |
| 第19特定期間 | 15,541,478 | 254,140,657 |
| 第20特定期間 | 8,306,281 | 147,684,454 |
| 第21特定期間 | 8,399,451 | 251,568,721 |
| 第22特定期間 | 7,161,244 | 201,512,964 |
| 第23特定期間 | 7,582,252 | 290,854,869 |
| 第24特定期間 | 10,530,683 | 121,425,348 |
| 第25特定期間 | 7,402,250 | 92,648,841 |
| 第26特定期間 | 4,897,291 | 94,121,731 |
| 第27特定期間 | 10,771,958 | 186,958,132 |
| 第28特定期間 | 3,792,896 | 62,382,012 |
| 第29特定期間 | 6,226,258 | 108,307,957 |
| 第30特定期間 | 22,569,839 | 137,808,965 |
| 第31特定期間 | 14,285,672 | 67,499,766 |
| 第32特定期間 | 8,490,154 | 28,805,159 |
| 第33特定期間 | 4,080,248 | 22,911,379 |
| 第34特定期間 | 17,526,317 | 51,382,319 |
| 第35特定期間 | 13,047,446 | 55,621,947 |

(参考) マザーファンド

ダイワ・グローバルREIT・マザーファンド

(1) 投資状況 (2024年4月30日現在)

投資状況

| 投資資産の種類 | 時価(円) | 投資比率(%) |
|----------|----------------|---------|
| 投資証券 | 94,964,654,500 | 97.68 |
| 内 ガーンジー | 410,877,126 | 0.42 |
| 内 香港 | 1,535,301,273 | 1.58 |
| 内 シンガポール | 6,505,182,104 | 6.69 |

| | | |
|-----------------------|----------------|--------|
| 内 イギリス | 10,448,664,633 | 10.75 |
| 内 ベルギー | 2,729,073,067 | 2.81 |
| 内 フランス | 4,830,664,905 | 4.97 |
| 内 スペイン | 969,249,876 | 1.00 |
| 内 カナダ | 2,886,915,550 | 2.97 |
| 内 アメリカ | 47,711,456,321 | 49.08 |
| 内 オーストラリア | 15,997,972,646 | 16.46 |
| 内 ニュージーランド | 939,296,999 | 0.97 |
| コール・ローン、その他の資産(負債控除後) | 2,254,733,956 | 2.32 |
| 純資産総額 | 97,219,388,456 | 100.00 |

(注1) 投資比率は、ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価の比率です。

(注2) 投資資産の内書きの時価および投資比率は、当該資産の地域別の内訳です。

(2) 投資資産（2024年4月30日現在）

投資有価証券の主要銘柄

イ．主要銘柄の明細

| | 銘柄名 | 地域 | 種類 | 株数、口数 または 額面金額 | 簿価単価 簿価 (円) | 評価単価 時価 (円) | 投資 比率 (%) |
|----|--------------------------|---------|------|----------------------|-----------------------------|-----------------------------|-----------------|
| 1 | GOODMAN GROUP | オーストラリア | 投資証券 | 2,090,029 | 3,187.64 6,662,263,386 | 3,211.32 6,711,756,944 | 6.90 |
| 2 | WELLTOWER INC | アメリカ | 投資証券 | 332,085 | 14,386.47 4,777,533,443 | 15,027.88 4,990,534,194 | 5.13 |
| 3 | PROLOGIS INC | アメリカ | 投資証券 | 250,131 | 20,427.75 5,109,616,979 | 16,476.06 4,121,175,615 | 4.24 |
| 4 | DIGITAL REALTY TRUST INC | アメリカ | 投資証券 | 163,560 | 22,390.57 3,662,216,979 | 22,333.14 3,652,809,360 | 3.76 |
| 5 | SIMON PROPERTY GROUP INC | アメリカ | 投資証券 | 160,455 | 23,434.58 3,760,196,176 | 22,723.82 3,646,151,661 | 3.75 |
| 6 | INVITATION HOMES INC | アメリカ | 投資証券 | 593,462 | 5,471.10 3,246,891,729 | 5,425.60 3,219,888,614 | 3.31 |
| 7 | EQUINIX INC | アメリカ | 投資証券 | 27,103 | 134,599.17 3,648,045,077 | 113,962.74 3,088,732,305 | 3.18 |
| 8 | REALTY INCOME CORP | アメリカ | 投資証券 | 347,957 | 8,105.45 2,820,349,457 | 8,521.23 2,965,024,759 | 3.05 |
| 9 | SEGRO PLC | イギリス | 投資証券 | 1,714,292 | 1,679.20 2,878,886,392 | 1,685.30 2,889,111,872 | 2.97 |
| 10 | IRON MOUNTAIN INC | アメリカ | 投資証券 | 191,400 | 12,298.13 2,353,865,896 | 12,233.49 2,341,490,560 | 2.41 |

| | | | | | | | |
|----|-----------------------------------|---------|------|-----------|----------------------------|----------------------------|------|
| 11 | STOCKLAND | オーストラリア | 投資証券 | 4,706,033 | 488.03 2,296,687,167 | 456.11 2,146,481,889 | 2.21 |
| 12 | VICI PROPERTIES INC | アメリカ | 投資証券 | 470,786 | 4,517.30 2,126,749,262 | 4,557.94 2,145,816,695 | 2.21 |
| 13 | UNIBAIL-RODAMCO-WESTFIELD | フランス | 投資証券 | 154,566 | 11,990.99 1,853,413,816 | 13,180.60 2,037,273,856 | 2.10 |
| 14 | UDR INC | アメリカ | 投資証券 | 316,058 | 5,753.52 1,818,446,972 | 6,007.70 1,898,781,963 | 1.95 |
| 15 | PARKWAYLIFE REAL ESTATE | シンガポール | 投資証券 | 4,443,177 | 400.19 1,778,137,664 | 408.26 1,814,007,876 | 1.87 |
| 16 | CAPITALAND INTEGRATED COMMER | シンガポール | 投資証券 | 8,015,700 | 224.20 1,797,269,485 | 226.04 1,811,923,335 | 1.86 |
| 17 | EXTRA SPACE STORAGE INC | アメリカ | 投資証券 | 80,775 | 22,314.63 1,802,468,394 | 21,554.92 1,741,098,825 | 1.79 |
| 18 | TRITAX BIG BOX REIT PLC | イギリス | 投資証券 | 5,784,866 | 292.96 1,694,807,345 | 298.48 1,726,697,463 | 1.78 |
| 19 | ESSEX PROPERTY TRUST INC | アメリカ | 投資証券 | 41,369 | 37,205.69 1,539,162,479 | 38,914.33 1,609,847,249 | 1.66 |
| 20 | CHARTER HALL GROUP | オーストラリア | 投資証券 | 1,284,100 | 1,368.33 1,757,083,339 | 1,221.10 1,568,021,701 | 1.61 |
| 21 | INGENIA COMMUNITIES GROUP | オーストラリア | 投資証券 | 3,200,495 | 512.74 1,641,024,367 | 480.82 1,538,872,247 | 1.58 |
| 22 | LINK REIT | 香港 | 投資証券 | 2,265,492 | 742.91 1,683,103,728 | 677.69 1,535,301,273 | 1.58 |
| 23 | AMERICAN TOWER CORP | アメリカ | 投資証券 | 54,921 | 30,804.49 1,691,818,063 | 27,455.93 1,507,907,186 | 1.55 |
| 24 | LONDONMETRIC PROPERTY PLC | イギリス | 投資証券 | 3,745,610 | 377.49 1,414,529,696 | 388.32 1,454,519,322 | 1.50 |
| 25 | MIRVAC GROUP | オーストラリア | 投資証券 | 6,618,075 | 222.39 1,471,817,524 | 214.15 1,417,305,764 | 1.46 |
| 26 | GPT GROUP | オーストラリア | 投資証券 | 3,282,042 | 446.84 1,466,568,652 | 431.40 1,415,880,796 | 1.46 |
| 27 | KIMCO REALTY CORP | アメリカ | 投資証券 | 474,849 | 2,918.96 1,386,070,390 | 2,951.28 1,401,416,630 | 1.44 |
| 28 | KLEPIERRE | フランス | 投資証券 | 326,972 | 3,999.57 1,307,748,972 | 4,226.53 1,381,959,191 | 1.42 |
| 29 | SUN COMMUNITIES INC | アメリカ | 投資証券 | 70,446 | 20,569.59 1,449,045,337 | 18,876.63 1,329,783,711 | 1.37 |
| 30 | HEALTHCARE REALTY TRUST INC CLASS | アメリカ | 投資証券 | 573,934 | 2,030.28 1,165,250,165 | 2,235.82 1,283,215,986 | 1.32 |

(注) 投資比率は、ファンドの純資産総額に対する当該銘柄の時価の比率です。

ロ．投資有価証券の種類別投資比率

| 投資有価証券の種類 | 投資比率 |
|-----------|--------|
| 投資証券 | 97.68% |
| 合計 | 97.68% |

(注) 投資比率は、ファンドの純資産総額に対する当該有価証券の時価の比率です。

ハ．投資株式の業種別投資比率

該当事項はありません。

投資不動産物件

該当事項はありません。

その他投資資産の主要なもの

該当事項はありません。

ダイワ高格付米ドル債マザーファンド

(1) 投資状況（2024年4月30日現在）

投資状況

| 投資資産の種類 | 時価(円) | 投資比率(%) |
|-----------------------|----------------|---------|
| 国債証券 | 14,509,373,079 | 68.89 |
| 内 アメリカ | 14,509,373,079 | 68.89 |
| 地方債証券 | 1,651,396,035 | 7.84 |
| 内 アメリカ | 1,651,396,035 | 7.84 |
| 特殊債券 | 2,832,627,309 | 13.45 |
| 内 アメリカ | 2,832,627,309 | 13.45 |
| 社債券 | 1,051,795,468 | 4.99 |
| 内 アメリカ | 1,051,795,468 | 4.99 |
| コール・ローン、その他の資産(負債控除後) | 1,015,505,693 | 4.82 |
| 純資産総額 | 21,060,697,584 | 100.00 |

その他の資産の投資状況

| 投資資産の種類 | 時価(円) | 投資比率(%) |
|------------|-------------|---------|
| 債券先物取引(買建) | 233,736,872 | 1.11 |
| 内 アメリカ | 233,736,872 | 1.11 |

(注1) 投資比率は、ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価の比率です。

(注2) 投資資産の内書きの時価および投資比率は、当該資産の地域別の内訳です。

(注3) 債券先物取引の時価については、原則として当該日に知りうる直近の日の主たる取引所の発表する清算値段または最終相場で評価しています。このような時価が発表されていない場合には、当該日に最も近い最終相場や気配値等、原則に準ずる方法で評価しています。

(2) 投資資産（2024年4月30日現在）

投資有価証券の主要銘柄

イ．主要銘柄の明細

| | 銘柄名 | 地域 | 種類 | 株数、口数 または 額面金額 | 簿価単価 簿価 (円) | 評価単価 時価 (円) | 利率(%) 償還期限 (年/月/日) | 投資 比率 (%) |
|----|-------------------------------------|------|-------|----------------------|------------------------|------------------------|--------------------------|-----------------|
| 1 | UNITED STATES TREASURY NOTE/BOND | アメリカ | 国債証券 | 14,650,000 | 96.06 2,208,112,694 | 94.03 2,161,566,348 | 3.500000 2030/04/30 | 10.26 |
| 2 | United States Treasury Note/Bond | アメリカ | 国債証券 | 12,600,000 | 97.55 1,928,603,817 | 97.70 1,931,628,535 | 2.625000 2025/03/31 | 9.17 |
| 3 | UNITED STATES TREASURY NOTE/BOND | アメリカ | 国債証券 | 11,600,000 | 95.33 1,735,135,134 | 93.52 1,702,228,810 | 3.250000 2029/06/30 | 8.08 |
| 4 | UNITED STATES TREASURY NOTE/BOND | アメリカ | 国債証券 | 10,800,000 | 99.33 1,683,200,606 | 97.92 1,659,290,929 | 4.125000 2027/10/31 | 7.88 |
| 5 | UNITED STATES TREASURY NOTE/BOND | アメリカ | 国債証券 | 11,000,000 | 96.18 1,660,056,915 | 94.21 1,626,039,426 | 3.500000 2030/01/31 | 7.72 |
| 6 | UNITED STATES TREASURY NOTE/BOND | アメリカ | 国債証券 | 10,600,000 | 99.17 1,649,352,569 | 96.45 1,604,148,424 | 4.125000 2032/11/15 | 7.62 |
| 7 | UNITED STATES TREASURY NOTE/BOND | アメリカ | 国債証券 | 9,300,000 | 97.08 1,416,591,419 | 95.58 1,394,703,869 | 3.500000 2028/04/30 | 6.62 |
| 8 | UNITED STATES TREASURY NOTE/BOND | アメリカ | 国債証券 | 5,100,000 | 97.33 778,824,927 | 95.20 761,804,885 | 3.750000 2030/06/30 | 3.62 |
| 9 | City of New York NY | アメリカ | 地方債証券 | 4,400,000 | 104.92 724,353,326 | 102.34 706,576,556 | 5.985000 2036/12/01 | 3.35 |
| 10 | GINNIE MAE II POOL MA8800 | アメリカ | 特殊債券 | 4,580,169.5 | 97.79 702,818,763 | 96.21 691,428,501 | 5.000000 2053/04/20 | 3.28 |
| 11 | UNITED STATES TREASURY NOTE/BOND | アメリカ | 国債証券 | 4,000,000 | 100.38 630,009,984 | 99.35 623,577,084 | 4.625000 2026/09/15 | 2.96 |
| 12 | BANK OF NEW ZEALAND | アメリカ | 社債券 | 3,000,000 | 92.03 433,185,210 | 92.12 433,622,961 | 1.000000 2026/03/03 | 2.06 |
| 13 | BANK OF NEW ZEALAND | アメリカ | 社債券 | 3,000,000 | 92.20 433,990,107 | 91.89 432,563,886 | 2.285000 2027/01/27 | 2.05 |

| | | | | | | | | |
|----|----------------------------------|------|-------|--------------|-----------------------|-----------------------|------------------------|------|
| 14 | AFRICAN DEVELOPMENT BK. | アメリカ | 特殊債券 | 2,800,000 | 97.48 428,271,102 | 94.45 414,972,885 | 5.750000 2079/12/31 | 1.97 |
| 15 | GINNIE MAE II POOL MA8725 | アメリカ | 特殊債券 | 2,651,076.96 | 97.85 407,023,441 | 96.23 400,305,785 | 5.000000 2053/03/20 | 1.90 |
| 16 | State of Connecticut | アメリカ | 地方債証券 | 2,500,000 | 100.72 395,085,967 | 98.99 388,323,577 | 5.090000 2030/10/01 | 1.84 |
| 17 | UNITED STATES TREASURY NOTE/BOND | アメリカ | 国債証券 | 2,400,000 | 100.29 377,674,617 | 99.80 375,837,004 | 5.000000 2025/08/31 | 1.78 |
| 18 | GINNIE MAE II POOL MA9243 | アメリカ | 特殊債券 | 1,967,052.16 | 101.42 313,028,467 | 101.54 313,411,168 | 6.500000 2053/10/20 | 1.49 |
| 19 | UNITED STATES TREASURY NOTE/BOND | アメリカ | 国債証券 | 2,000,000 | 100.35 314,907,714 | 99.83 313,272,816 | 5.000000 2025/09/30 | 1.49 |
| 20 | FANNIE MAE | アメリカ | 特殊債券 | 1,756,030.72 | 92.44 254,697,324 | 90.34 248,930,666 | 4.000000 2052/07/01 | 1.18 |
| 21 | CITY OF NEW YORK NY | アメリカ | 地方債証券 | 1,538,871.95 | 99.76 240,876,774 | 99.65 240,623,252 | 5.399000 2024/12/01 | 1.14 |
| 22 | FANNIE MAE | アメリカ | 特殊債券 | 1,650,471.18 | 92.15 238,656,546 | 90.07 233,262,432 | 4.000000 2052/07/01 | 1.11 |
| 23 | FNMA POOL AB1251 | アメリカ | 特殊債券 | 1,448,695.06 | 99.05 225,161,358 | 97.57 221,797,315 | 5.500000 2053/03/01 | 1.05 |
| 24 | GINNIE MAE II POOL MA8720 | アメリカ | 特殊債券 | 1,630,456.72 | 84.75 216,824,220 | 82.65 211,444,353 | 2.500000 2053/03/20 | 1.00 |
| 25 | UNITED STATES TREASURY NOTE/BOND | アメリカ | 国債証券 | 1,300,000 | 96.77 197,387,888 | 94.74 193,241,178 | 3.625000 2030/03/31 | 0.92 |
| 26 | ASB BANK LTD | アメリカ | 社債券 | 1,300,000 | 91.17 185,963,528 | 90.99 185,608,620 | 1.625000 2026/10/22 | 0.88 |
| 27 | United States Treasury Note/Bond | アメリカ | 国債証券 | 1,200,000 | 87.72 165,162,981 | 86.06 162,033,768 | 1.625000 2029/08/15 | 0.77 |
| 28 | City of New York NY | アメリカ | 地方債証券 | 1,000,000 | 106.62 167,291,487 | 102.49 160,811,517 | 5.968000 2036/03/01 | 0.76 |
| 29 | State of Mississippi | アメリカ | 地方債証券 | 1,000,000 | 103.29 162,076,131 | 98.82 155,061,132 | 5.245000 2034/11/01 | 0.74 |
| 30 | FANNIE MAE | アメリカ | 特殊債券 | 584,504.6 | 82.22 75,408,454 | 79.76 73,147,832 | 2.500000 2051/01/01 | 0.35 |

(注) 投資比率は、ファンドの純資産総額に対する当該銘柄の時価の比率です。

□ . 投資有価証券の種類別投資比率

| 投資有価証券の種類 | 投資比率 |
|-----------|--------|
| 国債証券 | 68.89% |
| 地方債証券 | 7.84% |

| | |
|------|--------|
| 特殊債券 | 13.45% |
| 社債券 | 4.99% |
| 合計 | 95.18% |

(注) 投資比率は、ファンドの純資産総額に対する当該有価証券の時価の比率です。

八．投資株式の業種別投資比率

該当事項はありません。

投資不動産物件

該当事項はありません。

その他投資資産の主要なもの

(単位：円)

| 種類 | 地域 | 資産名 | 買建/ 売建 | 数量 | 簿価 | 時価 | 投資 比率 |
|--------|------|---------------------|-----------|----|-------------|-------------|----------|
| 債券先物取引 | アメリカ | US LONG BOND JUN 24 | 買建 | 13 | 243,935,372 | 233,736,872 | 1.11% |

(注1) 投資比率は、ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価の比率です。

(注2) 債券先物取引の時価については、原則として当該日に知りうる直近の日の主たる取引所の発表する清算値段または最終相場で評価しています。このような時価が発表されていない場合には、当該日に最も近い最終相場や気配値等、原則に準ずる方法で評価しています。

ダイワ高格付豪ドル債マザーファンド

(1) 投資状況（2024年4月30日現在）

投資状況

| 投資資産の種類 | 時価(円) | 投資比率(%) |
|-----------------------|---------------|---------|
| 国債証券 | 1,076,371,433 | 16.52 |
| 内 オーストラリア | 1,076,371,433 | 16.52 |
| 地方債証券 | 451,858,831 | 6.93 |
| 内 オーストラリア | 451,858,831 | 6.93 |
| 特殊債券 | 3,178,655,485 | 48.78 |
| 内 オーストラリア | 3,178,655,485 | 48.78 |
| 社債券 | 1,601,939,907 | 24.58 |
| 内 オーストラリア | 1,601,939,907 | 24.58 |
| コール・ローン、その他の資産(負債控除後) | 208,042,313 | 3.19 |
| 純資産総額 | 6,516,867,969 | 100.00 |

その他の資産の投資状況

| 投資資産の種類 | 時価(円) | 投資比率(%) |
|------------|-----------|---------|
| 為替予約取引(売建) | 2,927,516 | 0.04 |
| 内 日本 | 2,927,516 | 0.04 |

(注1) 投資比率は、ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価の比率です。

(注2) 投資資産の内書きの時価および投資比率は、当該資産の地域別の内訳です。

(注3) 為替予約取引の時価については、原則として対顧客先物売買相場の仲値で評価しています。

(2) 投資資産 (2024年4月30日現在)

投資有価証券の主要銘柄

イ. 主要銘柄の明細

| | 銘柄名 | 地域 | 種類 | 株数、口数 または 額面金額 | 簿価単価 簿価 (円) | 評価単価 時価 (円) | 利率(%) 償還期限 (年/月/日) | 投資 比率 (%) |
|----|--------------------------------|---------|------|----------------------|-----------------------|-----------------------|--------------------------|-----------------|
| 1 | NEW SOUTH WALES TREASURY CORP. | オーストラリア | 特殊債券 | 9,000,000 | 92.89 860,811,494 | 91.25 845,559,000 | 3.000000 2030/02/20 | 12.97 |
| 2 | AUSTRALIAN GOVERNMENT BOND | オーストラリア | 国債証券 | 6,000,000 | 93.99 580,638,801 | 92.81 573,361,588 | 2.750000 2029/11/21 | 8.80 |
| 3 | AUSTRALIAN GOVERNMENT BOND | オーストラリア | 国債証券 | 4,800,000 | 102.54 506,775,709 | 101.78 503,009,844 | 4.750000 2027/04/21 | 7.72 |
| 4 | TREASURY CORP VICTORIA | オーストラリア | 特殊債券 | 4,800,000 | 80.20 396,399,294 | 78.63 388,600,692 | 1.500000 2031/09/10 | 5.96 |
| 5 | South Australia GOV.FIN.AUTH. | オーストラリア | 特殊債券 | 3,500,000 | 95.55 344,341,998 | 94.32 339,920,380 | 3.000000 2028/05/24 | 5.22 |
| 6 | TREASURY CORP VICTORIA | オーストラリア | 特殊債券 | 3,500,000 | 94.73 341,376,235 | 93.55 337,145,608 | 3.000000 2028/10/20 | 5.17 |
| 7 | EUROPEAN INVESTMENT BANK | オーストラリア | 特殊債券 | 3,000,000 | 100.09 309,185,791 | 100.07 309,124,015 | 4.750000 2024/08/07 | 4.74 |
| 8 | CREDIT AGRICOLE SA | オーストラリア | 社債券 | 2,190,000 | 100.59 226,815,000 | 99.45 224,258,030 | 5.411000 2029/01/18 | 3.44 |
| 9 | COMMONWEALTH BANK OF AUSTRALIA | オーストラリア | 社債券 | 2,290,000 | 93.92 221,443,073 | 93.40 220,228,814 | 2.400000 2027/01/14 | 3.38 |
| 10 | COOPERATIEVE RABOBANK UA | オーストラリア | 社債券 | 2,000,000 | 103.09 212,282,928 | 101.85 209,739,816 | 5.708000 2028/11/21 | 3.22 |
| 11 | AIRSERVICES AUSTRALIA | オーストラリア | 特殊債券 | 2,000,000 | 102.26 210,592,324 | 101.22 208,434,283 | 5.400000 2028/11/15 | 3.20 |
| 12 | TORONTO-DOMINION BANK/THE | オーストラリア | 社債券 | 2,000,000 | 99.98 205,887,052 | 98.92 203,708,419 | 4.950000 2028/09/15 | 3.13 |

| | | | | | | | | |
|----|--------------------------------|---------|-------|-----------|-----------------------|-----------------------|------------------------|------|
| 13 | AUSTRALIAN CAPITAL TERRITORY | オーストラリア | 地方債証券 | 2,000,000 | 95.49 196,639,185 | 94.34 194,279,342 | 3.000000 2028/04/18 | 2.98 |
| 14 | BNP PARIBAS SA | オーストラリア | 社債券 | 1,860,000 | 100.17 191,833,074 | 99.03 189,661,401 | 5.288000 2029/02/15 | 2.91 |
| 15 | NATIONAL AUSTRALIA BANK LTD | オーストラリア | 社債券 | 1,600,000 | 102.23 168,421,144 | 101.11 166,574,453 | 5.400000 2028/11/16 | 2.56 |
| 16 | QUEENSLAND TREASURY CORP. | オーストラリア | 特殊債券 | 2,000,000 | 79.60 163,924,675 | 77.70 160,012,195 | 1.500000 2032/03/02 | 2.46 |
| 17 | WESTPAC BANKING CORP | オーストラリア | 社債券 | 1,600,000 | 93.82 154,565,199 | 93.27 153,654,209 | 2.400000 2027/01/25 | 2.36 |
| 18 | NZ LOCAL GOVT FUND AGENC | オーストラリア | 地方債証券 | 1,500,000 | 100.31 154,931,119 | 99.32 153,403,707 | 4.700000 2028/08/01 | 2.35 |
| 19 | SWEDISH EXPORT CREDIT | オーストラリア | 特殊債券 | 1,064,000 | 98.48 107,893,052 | 97.57 106,887,388 | 4.300000 2028/05/30 | 1.64 |
| 20 | SWEDISH EXPORT CREDIT | オーストラリア | 特殊債券 | 1,000,000 | 102.58 105,622,545 | 100.89 103,884,580 | 5.400000 2030/11/01 | 1.59 |
| 21 | KOMMUNALBANKEN | オーストラリア | 特殊債券 | 1,000,000 | 100.15 103,122,676 | 100.12 103,087,670 | 5.250000 2024/07/15 | 1.58 |
| 22 | NEW SOUTH WALES TREASURY CORP. | オーストラリア | 特殊債券 | 1,000,000 | 94.24 97,033,622 | 92.76 95,513,932 | 3.000000 2029/04/20 | 1.47 |
| 23 | Macquarie University | オーストラリア | 社債券 | 1,000,000 | 93.80 96,582,657 | 92.72 95,468,630 | 3.500000 2028/09/07 | 1.46 |
| 24 | EXPORT DEVELOPMENT CANADA | オーストラリア | 特殊債券 | 833,000 | 100.07 85,830,861 | 99.15 85,044,390 | 4.500000 2028/09/06 | 1.30 |
| 25 | MONASH UNIVERSITY | オーストラリア | 社債券 | 840,000 | 95.36 82,477,755 | 94.29 81,554,080 | 4.050000 2029/04/06 | 1.25 |
| 26 | NZ LOCAL GOVT FUND AGENC | オーストラリア | 地方債証券 | 616,000 | 98.74 62,628,665 | 96.90 61,462,309 | 5.000000 2034/03/08 | 0.94 |
| 27 | UNIVERSITY OF TASMANIA | オーストラリア | 社債券 | 630,000 | 89.45 58,022,860 | 88.01 57,092,051 | 3.970000 2032/03/24 | 0.88 |
| 28 | EUROPEAN INVESTMENT BANK | オーストラリア | 特殊債券 | 500,000 | 93.40 48,083,349 | 92.85 47,801,754 | 1.800000 2027/01/19 | 0.73 |
| 29 | INTL. FIN. CORP. | オーストラリア | 特殊債券 | 500,000 | 93.62 48,197,635 | 92.54 47,639,592 | 3.150000 2029/06/26 | 0.73 |
| 30 | Province of Alberta Canada | オーストラリア | 地方債証券 | 500,000 | 84.31 43,406,391 | 82.97 42,713,470 | 2.400000 2030/10/02 | 0.66 |

(注) 投資比率は、ファンドの純資産総額に対する当該銘柄の時価の比率です。

□ . 投資有価証券の種類別投資比率

| 投資有価証券の種類 | 投資比率 |
|-----------|------|
|-----------|------|

| | |
|-------|--------|
| 国債証券 | 16.52% |
| 地方債証券 | 6.93% |
| 特殊債券 | 48.78% |
| 社債券 | 24.58% |
| 合計 | 96.81% |

(注) 投資比率は、ファンドの純資産総額に対する当該有価証券の時価の比率です。

八．投資株式の業種別投資比率

該当事項はありません。

投資不動産物件

該当事項はありません。

その他投資資産の主要なもの

(単位：円)

| 種類 | 地域 | 資産名 | 買建/ 売建 | 数量 | 簿価 | 時価 | 投資 比率 |
|--------|----|---------------------|-----------|--------|-----------|-----------|----------|
| 為替予約取引 | 日本 | 豪ドル売/円買 2024年5 月 | 売建 | 28,449 | 2,900,000 | 2,927,516 | 0.04% |

(注1) 投資比率は、ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価の比率です。

(注2) 為替予約取引の時価については、原則として対顧客先物売買相場の仲値で評価しています。

(注3) 為替予約取引の数量については、現地通貨建契約金額です。

ダイワ高格付カナダドル債マザーファンド

(1) 投資状況（2024年4月30日現在）

投資状況

| 投資資産の種類 | 時価(円) | 投資比率(%) |
|-----------------------|----------------|---------|
| 国債証券 | 12,902,085,318 | 16.89 |
| 内 カナダ | 12,902,085,318 | 16.89 |
| 地方債証券 | 29,539,965,125 | 38.66 |
| 内 カナダ | 29,539,965,125 | 38.66 |
| 特殊債券 | 3,301,409,549 | 4.32 |
| 内 カナダ | 3,301,409,549 | 4.32 |
| 社債券 | 29,243,167,608 | 38.27 |
| 内 カナダ | 29,243,167,608 | 38.27 |
| コール・ローン、その他の資産(負債控除後) | 1,419,626,007 | 1.86 |

| | | |
|-------|----------------|--------|
| 純資産総額 | 76,406,253,607 | 100.00 |
|-------|----------------|--------|

その他の資産の投資状況

| 投資資産の種類 | 時価(円) | 投資比率(%) |
|------------|-------------|---------|
| 為替予約取引(売建) | 166,265,465 | 0.22 |
| 内 日本 | 166,265,465 | 0.22 |

(注1) 投資比率は、ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価の比率です。

(注2) 投資資産の内書きの時価および投資比率は、当該資産の地域別の内訳です。

(注3) 為替予約取引の時価については、原則として対顧客先物売買相場の仲値で評価しています。

(2) 投資資産（2024年4月30日現在）

投資有価証券の主要銘柄

イ．主要銘柄の明細

| | 銘柄名 | 地域 | 種類 | 株数、口数 または 額面金額 | 簿価単価 簿価 (円) | 評価単価 時価 (円) | 利率(%) 償還期限 (年/月/日) | 投資 比率 (%) |
|----|--|-----|-------|----------------------|-------------------------|------------------------|--------------------------|-----------------|
| 1 | NEW YORK LIFE GLOBAL FUNDING | カナダ | 社債券 | 55,000,000 | 87.52 5,524,947,461 | 90.46 5,710,278,057 | 2.000000 2028/04/17 | 7.47 |
| 2 | Canadian Imperial Bank of Commerce/Canad | カナダ | 社債券 | 50,000,000 | 96.96 5,564,566,065 | 98.29 5,640,601,190 | 3.300000 2025/05/26 | 7.38 |
| 3 | ONTARIO PROVINCE | カナダ | 地方債証券 | 45,000,000 | 94.27 4,869,180,373 | 95.89 4,952,692,764 | 3.750000 2032/06/02 | 6.48 |
| 4 | CANADIAN GOVERNMENT BOND | カナダ | 国債証券 | 46,000,000 | 86.34 4,558,567,993 | 87.85 4,638,287,235 | 2.000000 2032/06/01 | 6.07 |
| 5 | TORONTO-DOMINION BANK/THE | カナダ | 社債券 | 40,000,000 | 100.20 4,600,211,140 | 99.64 4,574,502,660 | 4.516000 2027/01/29 | 5.99 |
| 6 | ONTARIO PROVINCE | カナダ | 地方債証券 | 40,000,000 | 94.16 4,322,880,912 | 95.20 4,370,762,956 | 2.900000 2028/06/02 | 5.72 |
| 7 | Bank of Montreal | カナダ | 社債券 | 35,000,000 | 97.79 3,928,255,744 | 99.14 3,982,444,399 | 2.700000 2024/09/11 | 5.21 |
| 8 | Province of Quebec Canada | カナダ | 地方債証券 | 35,000,000 | 85.37 3,429,551,401 | 87.19 3,502,499,213 | 1.900000 2030/09/01 | 4.58 |
| 9 | Province of Quebec Canada | カナダ | 地方債証券 | 31,000,000 | 94.82 3,373,750,227 | 95.88 3,411,463,649 | 2.500000 2026/09/01 | 4.46 |
| 10 | Province of Alberta Canada | カナダ | 地方債証券 | 31,000,000 | 94.33 3,356,281,085 | 95.59 3,401,039,090 | 2.200000 2026/06/01 | 4.45 |
| 11 | CANADA HOUSING TRUST | カナダ | 特殊債券 | 33,000,000 | 85.11 3,223,464,651 | 87.16 3,301,409,548 | 1.900000 2031/03/15 | 4.32 |

| | | | | | | | | |
|----|------------------------------------|-----|-------|------------|------------------------|-------------------------|------------------------|------|
| 12 | ONTARIO PROVINCE | カナダ | 地方債証券 | 25,000,000 | 94.83 2,720,995,852 | 96.00 2,754,566,077 | 2.400000 2026/06/02 | 3.61 |
| 13 | CANADIAN GOVERNMENT BOND | カナダ | 国債証券 | 25,000,000 | 96.25 2,761,882,665 | 95.94 2,753,016,682 | 3.250000 2033/12/01 | 3.60 |
| 14 | PROVINCE OF ALBERTA CANADA | カナダ | 地方債証券 | 23,000,000 | 81.94 2,162,978,374 | 84.13 2,220,920,008 | 1.650000 2031/06/01 | 2.91 |
| 15 | ONTARIO PROVINCE | カナダ | 地方債証券 | 20,000,000 | 94.30 2,164,722,878 | 94.26 2,163,735,856 | 3.650000 2033/06/02 | 2.83 |
| 16 | METROPOLITAN LIFE GLOBAL FUNDING I | カナダ | 社債券 | 20,000,000 | 93.54 2,147,335,223 | 93.30 2,141,608,200 | 3.394000 2030/04/09 | 2.80 |
| 17 | CANADIAN GOVERNMENT BOND | カナダ | 国債証券 | 20,000,000 | 91.12 2,091,706,204 | 92.33 2,119,411,682 | 2.750000 2033/06/01 | 2.77 |
| 18 | Toronto-Dominion Bank/The | カナダ | 社債券 | 15,000,000 | 98.49 1,695,554,595 | 99.58 1,714,353,921 | 3.226000 2024/07/24 | 2.24 |
| 19 | BANK OF MONTREAL | カナダ | 社債券 | 15,000,000 | 94.67 1,629,820,077 | 95.28 1,640,396,133 | 2.700000 2026/12/09 | 2.15 |
| 20 | METROPOLITAN LIFE GLOBAL FUNDING I | カナダ | 社債券 | 10,000,000 | 99.30 1,139,712,008 | 100.50 1,153,530,316 | 5.180000 2026/06/15 | 1.51 |
| 21 | ROYAL BANK OF CANADA | カナダ | 社債券 | 10,000,000 | 97.93 1,123,999,995 | 98.90 1,135,132,685 | 4.109000 2025/12/22 | 1.49 |
| 22 | BANK OF MONTREAL | カナダ | 社債券 | 10,000,000 | 92.69 1,063,883,469 | 95.38 1,094,733,645 | 3.190000 2028/03/01 | 1.43 |
| 23 | CANADIAN GOVERNMENT BOND | カナダ | 国債証券 | 10,000,000 | 92.15 1,057,674,412 | 93.37 1,071,607,490 | 2.250000 2029/06/01 | 1.40 |
| 24 | CANADIAN GOVERNMENT BOND | カナダ | 国債証券 | 10,000,000 | 92.21 1,058,305,647 | 93.28 1,070,586,037 | 2.000000 2028/06/01 | 1.40 |
| 25 | Province of Alberta Canada | カナダ | 地方債証券 | 10,000,000 | 86.65 994,527,958 | 88.42 1,014,888,156 | 2.050000 2030/06/01 | 1.33 |
| 26 | ONTARIO PROVINCE | カナダ | 地方債証券 | 10,000,000 | 84.78 973,123,353 | 86.77 995,882,244 | 2.250000 2031/12/02 | 1.30 |
| 27 | CANADIAN GOVERNMENT BOND | カナダ | 国債証券 | 7,000,000 | 93.33 749,803,887 | 94.60 760,014,973 | 1.500000 2026/06/01 | 0.99 |
| 28 | PROVINCE OF QUEBEC CANADA | カナダ | 地方債証券 | 7,000,000 | 92.32 741,705,715 | 93.54 751,515,107 | 3.600000 2033/09/01 | 0.98 |
| 29 | CANADIAN GOVERNMENT BOND | カナダ | 国債証券 | 5,000,000 | 83.61 479,807,462 | 85.24 489,161,217 | 1.500000 2031/12/01 | 0.64 |
| 30 | Apple Inc | カナダ | 社債券 | 4,000,000 | 97.88 449,370,458 | 99.23 455,586,401 | 2.513000 2024/08/19 | 0.60 |

(注) 投資比率は、ファンドの純資産総額に対する当該銘柄の時価の比率です。

□．投資有価証券の種類別投資比率

| 投資有価証券の種類 | 投資比率 |
|-----------|--------|
| 国債証券 | 16.89% |
| 地方債証券 | 38.66% |
| 特殊債券 | 4.32% |
| 社債券 | 38.27% |
| 合計 | 98.14% |

(注) 投資比率は、ファンドの純資産総額に対する当該有価証券の時価の比率です。

八．投資株式の業種別投資比率

該当事項はありません。

投資不動産物件

該当事項はありません。

その他投資資産の主要なもの

(単位：円)

| 種類 | 地域 | 資産名 | 買建/ 売建 | 数量 | 簿価 | 時価 | 投資 比率 |
|--------|----|-----------------------|-----------|-----------|-------------|-------------|----------|
| 為替予約取引 | 日本 | カナダ・ドル売/円買 2024年5月 | 売建 | 1,449,394 | 165,200,000 | 166,265,465 | 0.22% |

(注1) 投資比率は、ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価の比率です。

(注2) 為替予約取引の時価については、原則として対顧客先物売買相場の仲値で評価しています。

(注3) 為替予約取引の数量については、現地通貨建契約金額です。

(参考情報) 運用実績

●常陽3分法ファンド

2024年4月30日現在

※過去の実績を示したものであり、将来の成果を示唆・保証するものではありません。

基準価額・純資産の推移

| | |
|-------|---------|
| 基準価額 | 11,607円 |
| 純資産総額 | 10億円 |

| 基準価額の騰落率 | |
|----------|-------|
| 期間 | ファンド |
| 1カ月間 | -0.0% |
| 3カ月間 | 5.9% |
| 6カ月間 | 18.0% |
| 1年間 | 21.6% |
| 3年間 | 32.1% |
| 5年間 | 54.8% |
| 設定来 | 93.9% |



※上記の「基準価額の騰落率」とは、「分配金再投資基準価額」の騰落率です。

※「分配金再投資基準価額」は、分配金(税引前)を分配時にファンドへ再投資したものとみなして計算しています。※基準価額の計算において実質的な運用管理費用(信託報酬)は控除しています。

分配の推移（10,000口当たり、税引前）

直近1年間分配金合計額： 1,000円 設定来分配金合計額： 4,500円

| 決算期 | 第196期 | 第197期 | 第198期 | 第199期 | 第200期 | 第201期 | 第202期 | 第203期 | 第204期 | 第205期 | 第206期 | 第207期 |
|-----|-------|-------|-------|-------|-------|--------|--------|--------|-------|-------|-------|-------|
| | 23年5月 | 23年6月 | 23年7月 | 23年8月 | 23年9月 | 23年10月 | 23年11月 | 23年12月 | 24年1月 | 24年2月 | 24年3月 | 24年4月 |
| 分配金 | 10円 | 10円 | 450円 | 10円 | 10円 | 10円 | 10円 | 10円 | 450円 | 10円 | 10円 | 10円 |

※分配金は、収益分配方針に基づいて委託会社が決定します。あらかじめ一定の額の分配をお約束するものではありません。分配金が支払われない場合もあります。

主要な資産の状況

※比率は、純資産総額に対するものです。

| 資産別構成 | 銘柄数 | 比率 | 通貨別構成 | 比率 | 債券ポートフォリオ特性値 | 組入上位銘柄 | 業種・用途名 | 比率 |
|-------------|------|-------|-------------|--------|--------------|--------------------------|---------|-------|
| 外国債券・先物 | 92 | 32.8% | 日本円 | 33.7% | 直接利回り(%) | 日立 | 電気機器 | 3.0% |
| 外国リート | 64 | 32.5% | 米ドル | 28.1% | 最終利回り(%) | 信越化学 | 化学 | 2.8% |
| 国内株式・先物 | 81 | 32.3% | 豪ドル | 16.6% | 修正デュレーション | ダイキン工業 | 機械 | 1.4% |
| | | | カナダ・ドル | 12.3% | 残存年数 | めぶきフィナンシャルG | 銀行業 | 1.3% |
| | | | 英ポンド | 3.6% | 債券格付別構成 比率 | キャノン | 電気機器 | 1.3% |
| | | | ユーロ | 3.1% | AAA | GOODMAN GROUP | 産業用 | 2.3% |
| | | | シンガポール・ドル | 1.8% | AA | WELLTOWER INC | ヘルスクエア | 1.7% |
| | | | 香港ドル | 0.5% | A | PROLOGIS INC | 産業用 | 1.4% |
| | | | ニュージーランド・ドル | 0.3% | BBB | DIGITAL REALTY TRUST INC | データセンター | 1.3% |
| コール・ローン、その他 | 3.7% | | | | BB | SIMON PROPERTY GROUP INC | 小売 | 1.2% |
| 合計 | 237 | - | 合計 | 100.0% | 合計 | 合計 | | 17.7% |

※債券格付別構成の比率は、債券ポートフォリオに対するものです。

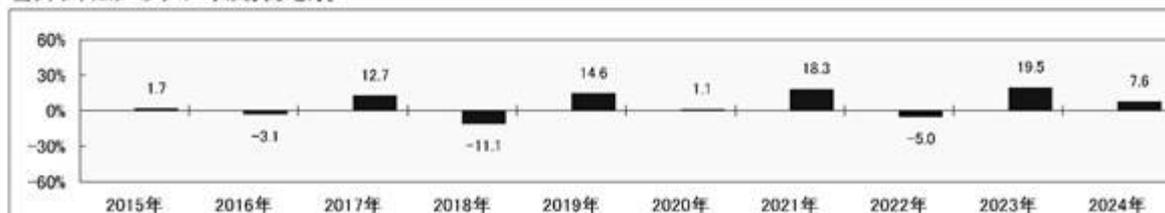
※格付別構成については、R&I、JCR、Moody's、S&P、Fitchの格付けのうち最も高いものを採用し、算出しています。

※業種・用途名について、株式は東証33業種分類、リートはS&P Global Property Indexの分類を原則としています。

※先物の建玉がある場合は、資産別構成の比率合計額を表示していません。

年間収益率の推移

当ファンドにはベンチマークはありません。



※ファンドの「年間収益率」は、「分配金再投資基準価額」の騰落率です。

※2024年は4月30日までの騰落率を表しています。

委託会社のホームページ等で運用状況が開示されている場合があります。

（参考情報）ファンドの総経費率

| | 総経費率 (①+②) | 運用管理費用の比率 ① | その他費用の比率 ② |
|-----------|------------|-------------|------------|
| 常陽3分法ファンド | 1.29% | 1.06% | 0.24% |

※対象期間は2023年10月6日～2024年4月5日です。

※対象期間中の運用・管理にかかった費用の総額（原則として、募集手数料、売買委託手数料および有価証券取引税を含みません。）を、期中の平均受益権口数に期中の平均基準価額（1口当り）を乗じた数で除した値（年率）です。

※その他費用には、投資先ファンドにかかる費用が含まれています。

※投資先ファンドにおいて、上記以外に含まれていない費用は認識しておりません。

※投資先ファンドの費用について、計上された期間が異なる場合があります。

※これらの値はあくまでも参考であり、実際に発生した費用の比率と異なります。

※詳細につきましては、対象期間の運用報告書（全体版）をご覧ください。

第2【管理及び運営】

1【申込（販売）手続等】

受益権の取得申込者は、販売会社において取引口座を開設のうえ、取得の申込みを行なうものとします。

当ファンドには、収益分配金を税金を差引いた後無手数料で自動的に再投資する「分配金再投資コース」と、収益の分配が行なわれるごとに収益分配金を受益者に支払う「分配金支払いコース」があります。

「分配金再投資コース」を利用する場合、取得申込者は、販売会社と別に定める積立投資約款にしたがい契約（以下「別に定める契約」といいます。）を締結します。

販売会社は、受益権の取得申込者に対し、最低単位を1円単位または1口単位として販売会社が定める単位をもって、取得の申込みに応じることができます。

ただし、販売会社は、ニューヨーク証券取引所、オーストラリア証券取引所またはICEフューチャーズ・ヨーロッパのいずれかの休業日と同じ日付の日を申込受付日とする受益権の取得申込みの受け付けは、行ないません。

お買付価額（1万口当たり）は、お買付申込受付日の翌営業日の基準価額です。

お買付時の申込手数料については、販売会社が別に定めるものとします。申込手数料には、消費税等が課されます。なお、「分配金再投資コース」の収益分配金の再投資の際には、申込手数料はかかりません。

（2024年11月4日まで）

委託会社の各営業日の午後3時までに受付けた取得の申込み（当該申込みにかかる販売会社所定の事務手続きが完了したものを）、当日の受付分として取扱います。この時刻を過ぎて行なわれる申込みは、翌営業日の取扱いとなります。

（2024年11月5日以降）

原則として、委託会社の各営業日の午後3時30分までに受付けた取得の申込み（当該申込みにかかる販売会社所定の事務手続きが完了したものを）、当日の受付分として取扱います。この時刻を過ぎて行なわれる申込みは、翌営業日の取扱いとなります。なお、販売会社によっては異なる場合がありますので、くわしくは販売会社にお問合わせ下さい。

取得申込者は販売会社に、取得申込みと同時にまたはあらかじめ、自己のために開設された当ファンドの受益権の振替を行なうための振替機関等の口座を示すものとし、当該口座に当該取得申込者にかかる口数の増加の記載または記録が行なわれます。なお、販売会社は、当該取得申込みの代金の支払いと引換えに、当該口座に当該取得申込者にかかる口数の増加の記載または記録を行なうことができます。委託会社は、追加信託により分割された受益権について、振替機関等の振替口座簿への新たな記載または記録をするため社振法に定める事項の振替機関への通知を行なうものとします。振替機関等は、委託会社から振替機関への通知があった場合、社振法の規定にしたがい、その備える振替口座簿への新たな記載または記録を行ないません。受託会社は、追加信託により生じた受益権については追加信託のつど、振替機関の定める方法により、振替機関へ当該受益権にかかる信託を設定した旨の通知を行ないません。

2【換金（解約）手続等】

（2024年11月4日まで）

委託会社の各営業日の午後3時までに受付けた換金の申込み（当該申込みにかかる販売会社所定の事務手続きが完了したものを）、当日の受付分として取扱います。この時刻を過ぎて行なわれる申込みは、翌営業日の取扱いとなります。

（2024年11月5日以降）

原則として、委託会社の各営業日の午後3時30分までに受付けた換金の申込み（当該申込みにかかる販売会社所定の事務手続きが完了したものを）、当日の受付分として取扱います。この時刻を過ぎて行なわれる申込みは、翌営業日の取扱いとなります。なお、販売会社によっては異なる場合がありますので、くわしくは販売会社にお問合わせ下さい。

なお、信託財産の資金管理を円滑に行なうために大口の解約請求には制限があります。

<一部解約>

受益者は、自己に帰属する受益権について、最低単位を1口単位として販売会社が定める単位をもって、委託会社に一部解約の実行を請求することができます。

ただし、販売会社は、ニューヨーク証券取引所、オーストラリア証券取引所またはICEフューチャーズ・ヨーロッパのいずれかの休業日と同じ日付の日を一部解約請求受付日とする一部解約の実行の請求の受けは、行ないません。

受益者が一部解約の実行の請求をするときは、販売会社に対し、振替受益権をもって行なうものとします。

解約価額は、一部解約の実行の請求受付日の翌営業日の基準価額とします。

解約価額は、原則として、委託会社の各営業日に計算されます。

解約価額（基準価額）は、販売会社または下記にお問合わせ下さい。

大和アセットマネジメント株式会社

電話番号（コールセンター） 0120-106212（営業日の9:00～17:00）

ホームページ <https://www.daiwa-am.co.jp/>

委託会社は、金融商品取引所等における取引の停止、外国為替取引の停止その他やむを得ない事情があるときは、一部解約の実行の請求の受けを中止することができます。一部解約の実行の請求の受けが中止された場合には、受益者は当該受付中止以前に行なった当日の一部解約の実行の請求を撤回することができます。ただし、受益者がその一部解約の実行の請求を撤回しない場合には、当該振替受益権の解約価額は、当該受付中止を解除した後の最初の基準価額の計算日に一部解約の実行の請求を受け付けたものとして、当該計算日の翌営業日の基準価額とします。

一部解約金は、販売会社の営業所等において、原則として一部解約の実行の請求受付日から起算して5営業日目から受益者に支払います。

受託会社は、一部解約金について、受益者への支払開始日までに、その全額を委託会社の指定する預金口座等に払込みます。受託会社は、委託会社の指定する預金口座等に一部解約金を払込んだ後は、受益者に対する支払いにつき、その責に任じません。

一部解約の実行の請求を行なう受益者は、その口座が開設されている振替機関等に対して当該受益者の請求にかかる信託契約の一部解約を委託会社が行なうのと引換えに、当該一部解約にかかる受益権の口数と同口数の抹消の申請を行なうものとし、社振法の規定にしたがい当該振替機関等の口座において当該口数の減少の記載または記録が行なわれます。

3【資産管理等の概要】

(1)【資産の評価】

基準価額とは、信託財産の純資産総額を計算日における受益権口数で除した1万口当たりの価額をいいます。

純資産総額とは、信託財産に属する資産を法令および一般社団法人投資信託協会規則にしたがって時価（注1、注2）により評価して得た信託財産の資産総額から負債総額を控除した金額をいいます。

（注1）主要な投資対象資産の評価方法の概要

- ・「（F0Fs専用）ダイワいばらきファンド（適格機関投資家専用）」の受益証券：計算日の前営業日の基準価額で評価します。
- ・マザーファンドの受益証券：計算日の基準価額で評価します。

（注2）マザーファンドの主要な投資対象資産の評価方法の概要

- ・海外の金融商品取引所上場の不動産投資信託証券：原則として当該取引所における計算日に知り得る直近の日の最終相場で評価します。
- ・公社債等：原則として、次に掲げるいずれかの価額で評価します。
 1. 金融商品取引業者、銀行等の提示する価額（売気配相場を除く。）
 2. 価格情報会社の提供する価額

なお、マザーファンドの信託財産に属する外貨建資産（外国通貨表示の有価証券（以下「外貨建有価証券」といいます。）、預金その他の資産をいいます。以下同じ。）の円換算については、原則として、わが国における計算日の対顧客電信売買相場の仲値によって計算します。また、予約為替の評価は、原則として、わが国における計算日の対顧客先物売買相場の仲値によるものとします。

基準価額は、原則として、委託会社の各営業日に計算されます。

基準価額は、販売会社または下記にお問合わせ下さい。

大和アセットマネジメント株式会社

電話番号（コールセンター） 0120-106212（営業日の9:00～17:00）

ホームページ <https://www.daiwa-am.co.jp/>

(2)【保管】

該当事項はありません。

(3)【信託期間】

無期限とします。ただし、(5) により信託契約を解約し、信託を終了させることがあります。

(4)【計算期間】

毎月6日から翌月5日までとします。ただし、第1計算期間は、2007年1月19日から2007年2月5日までとします。

上記にかかわらず、上記により各計算期間終了日に該当する日（以下「該当日」といいます。）が休業日の場合には、各計算期間終了日は該当日の翌営業日とし、その翌日から次の計算期間が開始されるものとします。

(5)【その他】

信託の終了

1. 委託会社は、受益権の口数が30億口を下ることとなった場合もしくは信託契約を解約することが受益者のため有利であると認めるときまたはやむを得ない事情が発生したときは、受託会社と合意のうえ、信託契約を解約し、信託を終了させることができます。この場合において、委託会社は、あらかじめ、解約しようとする旨を監督官庁に届出ます。
2. 委託会社は、前1.の事項について、あらかじめ、解約しようとする旨を公告し、かつ、その旨を記載した書面を信託契約にかかる知られたる受益者に対して交付します。ただし、信託契約にかかるすべての受益者に対して書面を交付したときは、原則として、公告を行いません。
3. 前2.の公告および書面には、受益者で異議のある者は一定の期間内に委託会社に対して異議を述べるべき旨を付記します。なお、一定の期間は一月を下らないものとします。
4. 前3.の一定の期間内に異議を述べた受益者の受益権の口数が受益権の総口数の2分の1を超えるとときは、前1.の信託契約の解約をしません。
5. 委託会社は、信託契約の解約をしないこととしたときは、解約しない旨およびその理由を公告し、かつ、これらの事項を記載した書面を信託契約にかかる知られたる受益者に対して交付します。ただし、信託契約にかかるすべての受益者に対して書面を交付したときは、原則として、公告を行いません。
6. 前3.から前5.までの規定は、信託財産の状態に照らし、真にやむを得ない事情が生じている場合であって、前3.の一定の期間が一月を下らずにその公告および書面の交付を行なうことが困難な場合には適用しません。
7. 委託会社は、監督官庁より信託契約の解約の命令を受けたときは、その命令にしたがい、信託契約を解約し、信託を終了させます。
8. 委託会社が監督官庁より登録の取消しを受けたとき、解散したときまたは業務を廃止したときは、委託会社は、信託契約を解約し、信託を終了させます。ただし、監督官庁が信託契約に関する委託会社の業務を他の投資信託委託会社に引継ぐことを命じたときは、この4.に該当する場合を除き、当該投資信託委託会社と受託会社との間において存続します。
9. 受託会社が辞任した場合または裁判所が受託会社を解任した場合において、委託会社が新受託会社を選任できないときは、委託会社は信託契約を解約し、信託を終了させます。

信託約款の変更

1. 委託会社は、受益者の利益のため必要と認めるときまたはやむを得ない事情が発生したときは、受託会社と合意のうえ、信託約款を変更することができます。この場合において、委託会社は、あらかじめ、変更しようとする旨およびその内容を監督官庁に届出ます。
2. 委託会社は、前1.の変更事項のうち、その内容が重大なものについて、あらかじめ、変更しようとする旨およびその内容を公告し、かつ、これらの事項を記載した書面を信託約款にかかる知られたる受益者に対して交付します。ただし、信託約款にかかるすべての受益者に対して書面を交付したときは、原則として、公告を行いません。
3. 前2.の公告および書面には、受益者で異議のある者は一定の期間内に委託会社に対して異議を述べるべき旨を付記します。なお、一定の期間は一月を下らないものとします。
4. 前3.の一定の期間内に異議を述べた受益者の受益権の口数が受益権の総口数の2分の1を超えるとときは、前1.の信託約款の変更をしません。
5. 委託会社は、当該信託約款の変更をしないこととしたときは、変更しない旨およびその理由を公告し、かつ、これらの事項を記載した書面を信託約款にかかる知られたる受益者に対して交付します。ただし、信託約款にかかるすべての受益者に対して書面を交付したときは、原則として、公告を行いません。

6. 委託会社は、監督官庁の命令に基づいて信託約款を変更しようとするときは、前1.から前5.までの規定にしたがいます。

反対者の買取請求権

前 1.の1.から6.までの規定にしたがい信託契約の解約を行なう場合または前 1.の規定にしたがい信託約款の変更を行なう場合において、前 1.の3.または前 1.の3.の一定の期間内に委託会社に対して異議を述べた受益者は、受託会社に対し、自己に帰属する受益権を、信託財産をもって買取るべき旨を請求することができます。

運用報告書

1. 委託会社は、運用経過のほか信託財産の内容、有価証券売買状況、費用明細などのうち重要な事項を記載した交付運用報告書(投資信託及び投資法人に関する法律第14条第4項に定める運用報告書)を毎年4月および10月の計算期間の末日ならびに償還時に作成し、信託財産にかかる知られたる受益者に対して交付します。また、電子交付を選択された場合には、所定の方法により交付します。

2. 委託会社は、運用報告書(全体版)(投資信託及び投資法人に関する法律第14条第1項に定める運用報告書)を作成し、委託会社のホームページに掲載します。

・委託会社のホームページ

アドレス <https://www.daiwa-am.co.jp/>

3. 前2.の規定にかかわらず、受益者から運用報告書(全体版)の交付の請求があった場合には、これを交付します。

公告

1. 委託会社が受益者に対してする公告は、電子公告の方法により行ない、次のアドレスに掲載します。

<https://www.daiwa-am.co.jp/>

2. 前1.の電子公告による公告をすることができない事故その他やむを得ない事由が生じた場合の公告は、日本経済新聞に掲載します。

関係法人との契約の更改

委託会社と販売会社との間で締結される受益権の募集・販売の取扱い等に関する契約は、期間満了の1か月(または3か月)前までに、委託会社および販売会社いずれからも何ら意思の表示のないときは、自動的に1年間更新されるものとし、自動延長後の取扱いについてもこれと同様とします。

4【受益者の権利等】

信託契約締結当初および追加信託当初の受益者は、委託会社の指定する受益権取得申込者とし、分割された受益権は、その取得申込口数に応じて、取得申込者に帰属します。

受益者の有する主な権利の内容、その行使の方法等は、次のとおりです。

< 収益分配金および償還金にかかる請求権 >

受益者は、収益分配金(分配金額は、委託会社が決定します。)および償還金(信託終了時における信託財産の純資産総額を受益権口数で除した額をいいます。以下同じ。)を持分に依りて請求する権利を有します。

収益分配金は、決算日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者(当該収益分配金にかかる決算日以前において一部解約が行なわれた受益権にかかる受益者を除きます。また、当該

収益分配金にかかる計算期間の末日以前に設定された受益権で取得申込代金支払前のため販売会社の名義で記載または記録されている受益権については原則として取得申込者とします。)に、原則として決算日から起算して5営業日までに支払います。

上記にかかわらず、別に定める契約に基づいて収益分配金を再投資する受益者については、原則として毎計算期間終了日の翌営業日に収益分配金が再投資されます。再投資により増加した受益権は、振替口座簿に記載または記録されます。

償還金は、信託終了日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者(信託終了日以前において一部解約が行なわれた受益権にかかる受益者を除きます。また、当該信託終了日以前に設定された受益権で取得申込代金支払前のため販売会社の名義で記載または記録されている受益権については原則として取得申込者とします。)に、原則として信託終了日から起算して5営業日までに支払います。

収益分配金および償還金の支払いは、販売会社の営業所等において行なうものとします。

受益者が、収益分配金については支払開始日から5年間その支払いを請求しないときならびに信託終了による償還金については支払開始日から10年間その支払いを請求しないときは、その権利を失い、受託会社から交付を受けた金銭は、委託会社に帰属します。

< 換金請求権 >

受益者は、保有する受益権を換金する権利を有します。権利行使の方法等については、「2 換金(解約) 手続等」をご参照下さい。

第3 【ファンドの経理状況】

(1) 当ファンドの財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和38年大蔵省令第59号）並びに同規則第2条の2の規定により、「投資信託財産の計算に関する規則」（平成12年総理府令第133号）に基づいて作成しております。

なお、財務諸表に記載している金額は、円単位で表示しております。

(2) 当ファンドの計算期間は6か月未満であるため、財務諸表は6か月毎に作成しております。

(3) 当ファンドは、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、当特定期間(2023年10月6日から2024年4月5日まで)の財務諸表について、有限責任 あずさ監査法人により監査を受けております。

1【財務諸表】

常陽3分法ファンド

(1)【貸借対照表】

(単位：円)

| | 前期 2023年10月5日現在 | 当期 2024年4月5日現在 |
|-----------------|--------------------|-------------------|
| 資産の部 | | |
| 流動資産 | | |
| コール・ローン | 4,801,898 | 4,910,020 |
| 投資信託受益証券 | 325,088,587 | 352,352,633 |
| 親投資信託受益証券 | 666,724,513 | 698,480,370 |
| 未収入金 | - | 246,400 |
| 流動資産合計 | 996,614,998 | 1,055,989,423 |
| 資産合計 | 996,614,998 | 1,055,989,423 |
| 負債の部 | | |
| 流動負債 | | |
| 未払収益分配金 | 959,115 | 916,541 |
| 未払解約金 | - | 169,205 |
| 未払受託者報酬 | 47,002 | 49,358 |
| 未払委託者報酬 | 855,685 | 898,377 |
| その他未払費用 | 43,276 | 42,758 |
| 流動負債合計 | 1,905,078 | 2,076,239 |
| 負債合計 | 1,905,078 | 2,076,239 |
| 純資産の部 | | |
| 元本等 | | |
| 元本 | 1 959,115,526 | 1 916,541,025 |
| 剰余金 | | |
| 期末剰余金又は期末欠損金（ ） | 35,594,394 | 137,372,159 |
| （分配準備積立金） | 116,600,532 | 159,451,752 |
| 元本等合計 | 994,709,920 | 1,053,913,184 |
| 純資産合計 | 994,709,920 | 1,053,913,184 |
| 負債純資産合計 | 996,614,998 | 1,055,989,423 |

(2)【損益及び剰余金計算書】

(単位：円)

| | 前期 | | 当期 | |
|---|----|---------------------------|----|---------------------------|
| | 自 | 2023年4月6日 至 2023年10月5日 | 自 | 2023年10月6日 至 2024年4月5日 |
| 営業収益 | | | | |
| 受取利息 | | - | | 110 |
| 有価証券売買等損益 | | 60,137,535 | | 159,416,655 |
| 営業収益合計 | | 60,137,535 | | 159,416,765 |
| 営業費用 | | | | |
| 支払利息 | | 846 | | 201 |
| 受託者報酬 | | 289,074 | | 285,610 |
| 委託者報酬 | | 1,526,083 | | 1,519,727 |
| その他費用 | | 43,276 | | 42,758 |
| 営業費用合計 | | 5,595,279 | | 5,527,296 |
| 営業利益又は営業損失（ ） | | 54,542,256 | | 153,889,469 |
| 経常利益又は経常損失（ ） | | 54,542,256 | | 153,889,469 |
| 当期純利益又は当期純損失（ ） | | 54,542,256 | | 153,889,469 |
| 一部解約に伴う当期純利益金額の分配額又は一部解約に伴う当期純損失金額の分配額（ ） | | 622,224 | | 471,941 |
| 期首剰余金又は期首欠損金（ ） | | 32,662,115 | | 35,594,394 |
| 剰余金増加額又は欠損金減少額 | | 1,455,388 | | 1,111,143 |
| 当期追加信託に伴う剰余金増加額又は欠損金減少額 | | 1,455,388 | | 1,111,143 |
| 剰余金減少額又は欠損金増加額 | | 4,189,109 | | 5,783,467 |
| 当期一部解約に伴う剰余金減少額又は欠損金増加額 | | 4,189,109 | | 5,783,467 |
| 分配金 | | 2,48,254,032 | | 2,46,967,439 |
| 期末剰余金又は期末欠損金（ ） | | 35,594,394 | | 137,372,159 |

(3) 【注記表】

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)

| 区分 | 当期 |
|-----------------|--|
| | 自2023年10月6日 至2024年4月5日 |
| 有価証券の評価基準及び評価方法 | <p>(1)投資信託受益証券 移動平均法に基づき、原則として時価で評価しております。 時価評価にあたっては、市場価格のない有価証券については投資信託受益証券の基準価額に基づいて評価しております。また、市場価格のある有価証券については、金融商品取引所又は店頭市場における最終相場（最終相場のないものについては、それに準ずる価額）、又は金融商品取引業者等から提示される気配相場に基づいて評価しております。 なお、適正な評価額を入手できなかった場合又は入手した評価額が時価と認定できない事由が認められた場合は、委託会社が忠実義務に基づいて合理的な事由をもって時価と認めた価額又は受託会社と協議のうえ両者が合理的な事由をもって時価と認めた価額で評価しております。</p> <p>(2)親投資信託受益証券 移動平均法に基づき、時価で評価しております。 時価評価にあたっては、親投資信託受益証券の基準価額に基づいて評価しております。</p> |

(貸借対照表に関する注記)

| 区分 | 前期 | 当期 |
|-------------------------|--------------|--------------|
| | 2023年10月5日現在 | 2024年4月5日現在 |
| 1. 1 期首元本額 | 992,971,528円 | 959,115,526円 |
| 期中追加設定元本額 | 17,526,317円 | 13,047,446円 |
| 期中一部解約元本額 | 51,382,319円 | 55,621,947円 |
| 2. 特定期間末日における受益権の 総数 | 959,115,526口 | 916,541,025口 |

(損益及び剰余金計算書に関する注記)

| 区分 | 前期 | 当期 |
|----|---------------------------|---------------------------|
| | 自2023年4月6日 至2023年10月5日 | 自2023年10月6日 至2024年4月5日 |

| | | |
|--|--|---|
| 1. 1 投資信託財産(親投資信託)の運用の指図に係る権限の全部または一部を委託するために要する費用 | 845,695円 | 865,595円 |
| 2. 2 分配金の計算過程 | <p>(自2023年4月6日至2023年5月8日)</p> <p>計算期間末における解約に伴う当期純利益金額分配後の配当等収益から費用を控除した額(1,615,776円)、解約に伴う当期純利益金額分配後の有価証券売買等損益から費用を控除し、繰越欠損金を補填した額(0円)、投資信託約款に規定される収益調整金(12,255,666円)及び分配準備積立金(98,679,440円)より分配対象額は112,550,882円(1万口当たり1,133.30円)であり、うち993,126円(1万口当たり10円)を分配金額としております。</p> <p>(自2023年5月9日至2023年6月5日)</p> <p>計算期間末における解約に伴う当期純利益金額分配後の配当等収益から費用を控除した額(1,708,688円)、解約に伴う当期純利益金額分配後の有価証券売買等損益から費用を控除し、繰越欠損金を補填した額(13,319,630円)、投資信託約款に規定される収益調整金(12,158,392円)及び分配準備積立金(98,128,055円)より分配対象額は125,314,765円(1万口当たり1,276.37円)であり、うち981,807円(1万口当たり10円)を分配金額としております。</p> | <p>(自2023年10月6日至2023年11月6日)</p> <p>計算期間末における解約に伴う当期純利益金額分配後の配当等収益から費用を控除した額(1,495,661円)、解約に伴う当期純利益金額分配後の有価証券売買等損益から費用を控除し、繰越欠損金を補填した額(0円)、投資信託約款に規定される収益調整金(13,865,181円)及び分配準備積立金(116,033,537円)より分配対象額は131,394,379円(1万口当たり1,375.67円)であり、うち955,128円(1万口当たり10円)を分配金額としております。</p> <p>(自2023年11月7日至2023年12月5日)</p> <p>計算期間末における解約に伴う当期純利益金額分配後の配当等収益から費用を控除した額(1,916,393円)、解約に伴う当期純利益金額分配後の有価証券売買等損益から費用を控除し、繰越欠損金を補填した額(9,996,436円)、投資信託約款に規定される収益調整金(13,949,063円)及び分配準備積立金(115,334,302円)より分配対象額は141,196,194円(1万口当たり1,491.53円)であり、うち946,656円(1万口当たり10円)を分配金額としております。</p> |

| | |
|--|--|
| <p>(自2023年6月6日至2023年7月5日)</p> <p>計算期間末における解約に伴う当期純利益金額分配後の配当等収益から費用を控除した額(3,009,840円)、解約に伴う当期純利益金額分配後の有価証券売買等損益から費用を控除し、繰越欠損金を補填した額(44,375,678円)、投資信託約款に規定される収益調整金(11,976,469円)及び分配準備積立金(110,100,106円)より分配対象額は169,462,093円(1万口当たり1,757.93円)であり、うち43,379,478円(1万口当たり450円)を分配金額としております。</p> <p>(自2023年7月6日至2023年8月7日)</p> <p>計算期間末における解約に伴う当期純利益金額分配後の配当等収益から費用を控除した額(583,030円)、解約に伴う当期純利益金額分配後の有価証券売買等損益から費用を控除し、繰越欠損金を補填した額(0円)、投資信託約款に規定される収益調整金(13,310,033円)及び分配準備積立金(113,681,342円)より分配対象額は127,574,405円(1万口当たり1,313.98円)であり、うち970,898円(1万口当たり10円)を分配金額としております。</p> | <p>(自2023年12月6日至2024年1月5日)</p> <p>計算期間末における解約に伴う当期純利益金額分配後の配当等収益から費用を控除した額(2,490,238円)、解約に伴う当期純利益金額分配後の有価証券売買等損益から費用を控除し、繰越欠損金を補填した額(15,978,857円)、投資信託約款に規定される収益調整金(13,956,061円)及び分配準備積立金(125,212,954円)より分配対象額は157,638,110円(1万口当たり1,678.15円)であり、うち42,271,095円(1万口当たり450円)を分配金額としております。</p> <p>(自2024年1月6日至2024年2月5日)</p> <p>計算期間末における解約に伴う当期純利益金額分配後の配当等収益から費用を控除した額(1,271,936円)、解約に伴う当期純利益金額分配後の有価証券売買等損益から費用を控除し、繰越欠損金を補填した額(22,412,229円)、投資信託約款に規定される収益調整金(14,993,916円)及び分配準備積立金(100,712,266円)より分配対象額は139,390,347円(1万口当たり1,479.58円)であり、うち942,091円(1万口当たり10円)を分配金額としております。</p> |
|--|--|

| | |
|--|---|
| <p>(自2023年8月8日至2023年9月5日)</p> <p>計算期間末における解約に伴う当期純利益金額分配後の配当等収益から費用を控除した額(1,880,831円)、解約に伴う当期純利益金額分配後の有価証券売買等損益から費用を控除し、繰越欠損金を補填した額(4,287,689円)、投資信託約款に規定される収益調整金(13,937,396円)及び分配準備積立金(112,501,514円)より分配対象額は132,607,430円(1万口当たり1,367.64円)であり、うち969,608円(1万口当たり10円)を分配金額としております。</p> | <p>(自2024年2月6日至2024年3月5日)</p> <p>計算期間末における解約に伴う当期純利益金額分配後の配当等収益から費用を控除した額(2,008,246円)、解約に伴う当期純利益金額分配後の有価証券売買等損益から費用を控除し、繰越欠損金を補填した額(27,331,345円)、投資信託約款に規定される収益調整金(14,932,066円)及び分配準備積立金(122,610,727円)より分配対象額は166,882,384円(1万口当たり1,783.07円)であり、うち935,928円(1万口当たり10円)を分配金額としております。</p> |
| <p>(自2023年9月6日至2023年10月5日)</p> <p>計算期間末における解約に伴う当期純利益金額分配後の配当等収益から費用を控除した額(1,186,344円)、解約に伴う当期純利益金額分配後の有価証券売買等損益から費用を控除し、繰越欠損金を補填した額(0円)、投資信託約款に規定される収益調整金(13,840,127円)及び分配準備積立金(116,373,303円)より分配対象額は131,399,774円(1万口当たり1,370.01円)であり、うち959,115円(1万口当たり10円)を分配金額としております。</p> | <p>(自2024年3月6日至2024年4月5日)</p> <p>計算期間末における解約に伴う当期純利益金額分配後の配当等収益から費用を控除した額(2,467,574円)、解約に伴う当期純利益金額分配後の有価証券売買等損益から費用を控除し、繰越欠損金を補填した額(10,057,177円)、投資信託約款に規定される収益調整金(14,665,448円)及び分配準備積立金(147,843,542円)より分配対象額は175,033,741円(1万口当たり1,909.72円)であり、うち916,541円(1万口当たり10円)を分配金額としております。</p> |

(金融商品に関する注記)

金融商品の状況に関する事項

| 区分 | 当期 自2023年10月6日 至2024年4月5日 |
|----------------------------|--|
| 1. 金融商品に対する取組方針 | 当ファンドは、「投資信託及び投資法人に関する法律」第2条第4項に定める証券投資信託であり、投資信託約款に規定する「運用の基本方針」に従っております。 |
| 2. 金融商品の内容及びリスク | 当ファンドが保有する金融商品の種類は、有価証券、金銭債権及び金銭債務等であり、その詳細を附属明細表に記載しております。なお、当ファンドは、投資信託受益証券及び親投資信託受益証券を通じて有価証券、デリバティブ取引に投資しております。 これらの金融商品は、価格変動リスク等の市場リスク、信用リスクおよび流動性リスクに晒されております。 |
| 3. 金融商品に係るリスク管理体制 | 複数の部署と会議体が連携する組織的な体制によりリスク管理を行っております。信託財産全体としてのリスク管理を金融商品、リスクの種類毎に行っております。 |
| 4. 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明 | 金融商品の時価の算定においては、一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等に拠った場合、当該価額が異なることもあります。 |

金融商品の時価等に関する事項

| 区分 | 当期 2024年4月5日現在 |
|--------------------------|---|
| 1. 金融商品の時価及び貸借対照表計上額との差額 | 金融商品はすべて時価で計上されているため、貸借対照表計上額と時価との差額はありません。 |
| 2. 金融商品の時価の算定方法 | (1)有価証券 重要な会計方針に係る事項に関する注記に記載してあります。 (2)コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務等 これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額を時価としております。 |

(有価証券に関する注記)

売買目的有価証券

| 種類 | 前期 2023年10月5日現在 | 当期 2024年4月5日現在 |
|-----------|----------------------------|----------------------------|
| | 最終の計算期間の損益に 含まれた評価差額（円） | 最終の計算期間の損益に 含まれた評価差額（円） |
| 投資信託受益証券 | 23,299,763 | 9,318,959 |
| 親投資信託受益証券 | 31,122,533 | 4,042,455 |
| 合計 | 54,422,296 | 13,361,414 |

（デリバティブ取引に関する注記）

ヘッジ会計が適用されていないデリバティブ取引

| 前期 2023年10月5日現在 | 当期 2024年4月5日現在 |
|--------------------|-------------------|
| 該当事項はありません。 | 該当事項はありません。 |

（関連当事者との取引に関する注記）

| 当期 自2023年10月6日 至2024年4月5日 |
|---|
| 市場価格その他当該取引に係る価格を勘案して、一般の取引条件と異なる関連当事者との取引は行なわれていないため、該当事項はありません。 |

（1口当たり情報）

| | 前期 2023年10月5日現在 | 当期 2024年4月5日現在 |
|---------------------------|----------------------|----------------------|
| 1口当たり純資産額 （1万口当たり純資産額） | 1.0371円 (10,371円) | 1.1499円 (11,499円) |

(4) 【附属明細表】

第1 有価証券明細表

(1) 株式

該当事項はありません。

(2) 株式以外の有価証券

| 種類 | 銘柄 | 券面総額 | 評価額 （円） | 備考 |
|--------------|------------------------------------|-------------|-------------|----|
| 投資信託 受益証券 | （F0Fs専用）ダイワいばらきファン ド（適格機関投資家専用） | 184,169,263 | 352,352,633 | |
| 投資信託受益証券 合計 | | | 352,352,633 | |

| | | | | |
|--------------|-----------------------|------------|---------------|--|
| 親投資信託受益証券 | ダイワ高格付米ドル債マザーファンド | 52,350,695 | 116,417,475 | |
| | ダイワ高格付豪ドル債マザーファンド | 32,294,802 | 117,146,164 | |
| | ダイワ高格付カナダドル債マザーファンド | 47,298,943 | 116,539,865 | |
| | ダイワ・グローバルREIT・マザーファンド | 82,950,823 | 348,376,866 | |
| 親投資信託受益証券 合計 | | | 698,480,370 | |
| 合計 | | | 1,050,833,003 | |

投資信託受益証券及び親投資信託受益証券における券面総額欄の数値は、証券数を表示しております。

第2 信用取引契約残高明細表

該当事項はありません。

第3 デリバティブ取引及び為替予約取引の契約額等及び時価の状況表

該当事項はありません。

（参考）

当ファンドは、「ダイワ高格付米ドル債マザーファンド」受益証券、「ダイワ高格付豪ドル債マザーファンド」受益証券、「ダイワ高格付カナダドル債マザーファンド」受益証券、「ダイワ・グローバルREIT・マザーファンド」受益証券を主要投資対象としており、貸借対照表の資産の部に計上された「親投資信託受益証券」は、すべて同マザーファンドの受益証券であります。

なお、当ファンドの特定期間末日（以下、「期末日」）における同マザーファンドの状況は次のとおりであります。

「ダイワ高格付米ドル債マザーファンド」の状況

以下に記載した情報は監査の対象外であります。

貸借対照表

| | 2023年10月5日現在 金額（円） | 2024年4月5日現在 金額（円） |
|---------|-----------------------|----------------------|
| 資産の部 | | |
| 流動資産 | | |
| 預金 | 116,941,361 | 327,146,914 |
| コール・ローン | 797,201,586 | 463,527,592 |
| 国債証券 | 13,339,708,118 | 14,458,024,198 |

| | | | |
|-----------------|---|----------------|----------------|
| 地方債証券 | | 2,727,495,414 | 1,617,845,828 |
| 特殊債券 | | 2,987,423,100 | 2,789,021,066 |
| 社債券 | | 1,293,824,406 | 1,017,509,681 |
| 派生商品評価勘定 | | 7,011,678 | 186,309 |
| 未収入金 | | 1,266,773,210 | 15,201,774 |
| 未収利息 | | 187,232,417 | 181,825,473 |
| 前払費用 | | 11,134,593 | 6,548,631 |
| 差入委託証拠金 | | 51,826,567 | 75,411,971 |
| 流動資産合計 | | 22,786,572,450 | 20,952,249,437 |
| 資産合計 | | 22,786,572,450 | 20,952,249,437 |
| 負債の部 | | | |
| 流動負債 | | | |
| 派生商品評価勘定 | | 7,862,249 | 552,057 |
| 未払金 | | 1,941,522,415 | - |
| 未払解約金 | | 45,118,885 | 40,174,781 |
| 流動負債合計 | | 1,994,503,549 | 40,726,838 |
| 負債合計 | | 1,994,503,549 | 40,726,838 |
| 純資産の部 | | | |
| 元本等 | | | |
| 元本 | 1 | 9,896,935,778 | 9,403,486,364 |
| 剰余金 | | | |
| 期末剰余金又は期末欠損金（ ） | | 10,895,133,123 | 11,508,036,235 |
| 元本等合計 | | 20,792,068,901 | 20,911,522,599 |
| 純資産合計 | | 20,792,068,901 | 20,911,522,599 |
| 負債純資産合計 | | 22,786,572,450 | 20,952,249,437 |

注記表

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)

| 区分 | 自2023年10月6日 至2024年4月5日 |
|--------------------|---------------------------|
| 1. 有価証券の評価基準及び評価方法 | 国債証券、地方債証券、特殊債券及び社債券 |

| | |
|-----------------------------------|---|
| | <p>個別法に基づき、時価で評価しております。</p> <p>時価評価にあたっては、金融商品取引業者、銀行等の提示する価額（但し、売気配相場は使用しない）、価格情報会社の提供する価額又は日本証券業協会発表の売買参考統計値（平均値）等で評価しております。</p> <p>なお、適正な評価額を入手できなかった場合又は入手した評価額が時価と認定できない事由が認められた場合は、委託会社が忠実義務に基づいて合理的な事由をもって時価と認めた価額又は受託会社と協議のうえ両者が合理的な事由をもって時価と認めた価額で評価しております。</p> |
| <p>2. デリバティブ取引の評価基準及び評価方法</p> | <p>(1)先物取引</p> <p>個別法に基づき、原則として時価で評価しております。</p> <p>時価評価にあたっては、原則として、計算日に知りうる直近の日の主たる取引所の発表する清算値段又は最終相場によっております。</p> <p>(2)為替予約取引</p> <p>個別法に基づき、原則として時価で評価しております。</p> <p>時価評価にあたっては、原則として計算日の対顧客先物売買相場において為替予約の受渡日の仲値が発表されている場合には当該仲値、受渡日の仲値が発表されていない場合には発表されている受渡日に最も近い前後二つの日の仲値をもとに計算しております。</p> |
| <p>3. その他財務諸表作成のための基本となる重要な事項</p> | <p>外貨建取引等の処理基準</p> <p>外貨建取引については、「投資信託財産の計算に関する規則」（平成12年総理府令第133号）第60条に基づき、取引発生時の外国通貨の額をもって記録する方法を採用しております。但し、同第61条に基づき、外国通貨の売却時において、当該外国通貨に加えて、外貨建資産等の外貨基金勘定及び外貨建各損益勘定の前日の外貨建純資産額に対する当該売却外国通貨の割合相当額を当該外国通貨の売却時の外国為替相場等で円換算し、前日の外貨基金勘定に対する円換算した外貨基金勘定の割合相当の邦貨建資産等の外国投資勘定と、円換算した外貨基金勘定を相殺した差額を為替差損益とする計理処理を採用しております。</p> |

(貸借対照表に関する注記)

| 区分 | 2023年10月5日現在 | 2024年4月5日現在 |
|-----------|-----------------|----------------|
| 1. 1 期首 | 2023年4月6日 | 2023年10月6日 |
| 期首元本額 | 10,743,551,309円 | 9,896,935,778円 |
| 期中追加設定元本額 | 14,546,565円 | 67,081,992円 |

| | | |
|------------------------------------|----------------|----------------|
| 期中一部解約元本額 | 861,162,096円 | 560,531,406円 |
| 期末元本額の内訳 | | |
| ファンド名 | | |
| ダイワ世界債券ファンドM （F0Fs用）（適格機関投資家専用） | 152,454,473円 | 147,308,616円 |
| 常陽3分法ファンド | 54,728,585円 | 52,350,695円 |
| ダイワ世界債券ファンドV A （適格機関投資家専用） | 6,292,763円 | 6,202,164円 |
| ダイワ世界債券ファンド（毎月分配型） | 1,443,638,754円 | 1,370,138,554円 |
| ダイワ・グローバル債券ファンド（年2回決算型） | 46,696,101円 | 76,002,352円 |
| ダイワ世界債券ファンド（年2回決算型） | 2,521,762円 | 2,502,773円 |
| ダイワ・グローバル債券ファンド（毎月分配型） | 8,190,603,340円 | 7,748,981,210円 |
| 計 | 9,896,935,778円 | 9,403,486,364円 |
| 2. 期末日における受益権の総数 | 9,896,935,778口 | 9,403,486,364口 |

(金融商品に関する注記)

金融商品の状況に関する事項

| 区分 | 自2023年10月6日 至2024年4月5日 |
|-----------------|---|
| 1. 金融商品に対する取組方針 | 当ファンドは、「投資信託及び投資法人に関する法律」第2条第4項に定める証券投資信託であり、投資信託約款に規定する「運用の基本方針」に従っております。 |
| 2. 金融商品の内容及びリスク | <p>当ファンドが保有する金融商品の種類は、有価証券、デリバティブ取引、金銭債権及び金銭債務等であり、その詳細をデリバティブ取引に関する注記及び附属明細表に記載しております。</p> <p>これらの金融商品は、価格変動リスク等の市場リスク、信用リスクおよび流動性リスクに晒されております。</p> <p>信託財産の効率的な運用に資することを目的として、投資信託約款に従ってわが国の金融商品取引所（外国の取引所）における債券先物取引を利用しております。また、信託財産の効率的な運用に資すること、および外貨建資産の売買代金等の受取りまたは支払いを目的として、投資信託約款に従って為替予約取引を利用しております。</p> |

| | |
|----------------------------|---|
| 3. 金融商品に係るリスク管理体制 | 複数の部署と会議体が連携する組織的な体制によりリスク管理を行っております。信託財産全体としてのリスク管理を金融商品、リスクの種類毎に行っております。 |
| 4. 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明 | 金融商品の時価の算定においては、一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等に拠った場合、当該価額が異なることもあります。 デリバティブ取引に関する契約額等については、その金額自体がデリバティブ取引に係る市場リスクを示すものではありません。 |

金融商品の時価等に関する事項

| 区分 | 2024年4月5日現在 |
|--------------------------|--|
| 1. 金融商品の時価及び貸借対照表計上額との差額 | 金融商品はすべて時価で計上されているため、貸借対照表計上額と時価との差額はありません。 |
| 2. 金融商品の時価の算定方法 | (1)有価証券 重要な会計方針に係る事項に関する注記に記載しております。 (2)デリバティブ取引 デリバティブ取引に関する注記に記載しております。 (3)コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務等 これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額を時価としております。 |

(有価証券に関する注記)

売買目的有価証券

| 種類 | 2023年10月5日現在 | 2024年4月5日現在 |
|-------|--------------------|--------------------|
| | 当期間の損益に含まれた評価差額（円） | 当期間の損益に含まれた評価差額（円） |
| 国債証券 | 233,589,391 | 34,637,861 |
| 地方債証券 | 69,394,225 | 8,192,029 |
| 特殊債券 | 87,394,171 | 1,305,222 |
| 社債券 | 5,364,679 | 4,039,737 |
| 合計 | 395,742,466 | 37,484,931 |

(注)「当期間」とは当親投資信託の計算期間の開始日から期末日までの期間を指しております。

(デリバティブ取引に関する注記)

ヘッジ会計が適用されていないデリバティブ取引

1. 債券関連

| 種類 | 2023年10月5日現在 | | | | 2024年4月5日現在 | | | |
|--------|--------------|-----------|-------------|-------------|-------------|-----------|-------------|-------------|
| | 契約額等 | | 時価 (円) | 評価損益 (円) | 契約額等 | | 時価 (円) | 評価損益 (円) |
| | (円) | うち 1年超 | | | (円) | うち 1年超 | | |
| 市場取引 | | | | | | | | |
| 債券先物取引 | | | | | | | | |
| 売建 | 656,144,525 | - | 663,960,200 | 7,815,675 | - | - | - | - |
| 買建 | - | - | - | - | 232,968,133 | - | 232,416,076 | 552,057 |
| 合計 | 656,144,525 | - | 663,960,200 | 7,815,675 | 232,968,133 | - | 232,416,076 | 552,057 |

(注)

1. 時価の算定方法

債券先物取引の時価については、以下のように評価しております。

原則として期末日に知りうる直近の日の主たる取引所の発表する清算値段又は最終相場で評価しております。このような時価が発表されていない場合には、期末日に最も近い最終相場や気配値等、原則に準ずる方法で評価しております。

2. 債券先物取引の残高は、契約額ベースで表示しております。

3. 契約額等には手数料相当額を含んでおりません。また契約額等及び時価の邦貨換算は期末日の対顧客電信売買相場の仲値で行っております。

4. 契約額等及び時価の合計欄の金額は、各々の合計金額であります。

2. 通貨関連

| 種類 | 2023年10月5日現在 | | | | 2024年4月5日現在 | | | |
|-----------|--------------|-----------|-------------|-------------|-------------|-----------|------------|-------------|
| | 契約額等 | | 時価 (円) | 評価損益 (円) | 契約額等 | | 時価 (円) | 評価損益 (円) |
| | (円) | うち 1年超 | | | (円) | うち 1年超 | | |
| 市場取引以外の取引 | | | | | | | | |
| 為替予約取引 | | | | | | | | |
| 売建 | 62,000,000 | - | 61,921,891 | 78,109 | 45,800,000 | - | 45,613,691 | 186,309 |
| アメリカ・ドル | 62,000,000 | - | 61,921,891 | 78,109 | 45,800,000 | - | 45,613,691 | 186,309 |
| 買建 | 776,990,703 | - | 783,877,698 | 6,886,995 | - | - | - | - |

| | | | | | | | | |
|---------|-------------|---|-------------|-----------|------------|---|------------|---------|
| アメリカ・ドル | 776,990,703 | - | 783,877,698 | 6,886,995 | - | - | - | - |
| 合計 | 838,990,703 | - | 845,799,589 | 6,965,104 | 45,800,000 | - | 45,613,691 | 186,309 |

(注) 1. 時価の算定方法

(1) 期末日に対顧客先物売買相場の仲値が発表されている外貨については、以下のよう
に評価しております。

期末日において為替予約の受渡日の対顧客先物売買相場の仲値が発表されている
場合は、当該為替予約は当該仲値で評価しております。

期末日において為替予約の受渡日の対顧客先物売買相場の仲値が発表されてい
ない場合は、以下の方法によっております。

- ・ 期末日に為替予約の受渡日を超える対顧客先物売買相場が発表されている
場合には、発表されている先物相場のうち当該日に最も近い前後二つの先
物相場の仲値をもとに計算したレートを用いております。
- ・ 期末日に為替予約の受渡日を超える対顧客先物売買相場が発表されていな
い場合には、当該日に最も近い発表されている対顧客先物売買相場の仲値
を用いております。

(2) 期末日に対顧客先物売買相場の仲値が発表されていない外貨については、期末日の
対顧客電信売買相場の仲値で評価しております。

2. 換算において円未満の端数は切り捨てております。

3. 契約額等及び時価の合計欄の金額は、各々の合計金額であります。

(1口当たり情報)

| | 2023年10月5日現在 | 2024年4月5日現在 |
|--------------|--------------|-------------|
| 1口当たり純資産額 | 2.1009円 | 2.2238円 |
| (1万口当たり純資産額) | (21,009円) | (22,238円) |

附属明細表

第1 有価証券明細表

(1) 株式

該当事項はありません。

(2) 株式以外の有価証券

| 種類 | 通貨 | 銘柄 | 券面総額 | 評価額 | 備考 |
|------|---------|---|----------------|----------------|----|
| 国債証券 | アメリカ・ドル | 2.625% United States Treasury Note/Bond 20250331 | 12,600,000.000 | 12,313,980.000 | |
| | | 1.625% United States Treasury Note/Bond 20290815 | 1,200,000.000 | 1,050,084.000 | |

| | | | | | |
|-------|---------|---|----------------|------------------------------------|--|
| | | 3.25% UNITED STATES TREASURY NOTE/BOND 20290630 | 11,600,000.000 | 11,031,020.000 | |
| | | 4.125% UNITED STATES TREASURY NOTE/BOND 20271031 | 10,800,000.000 | 10,700,964.000 | |
| | | 4.125% UNITED STATES TREASURY NOTE/BOND 20321115 | 10,600,000.000 | 10,460,398.000 | |
| | | 3.5% UNITED STATES TREASURY NOTE/BOND 20300131 | 11,000,000.000 | 10,546,800.000 | |
| | | 3.625% UNITED STATES TREASURY NOTE/BOND 20300331 | 1,300,000.000 | 1,253,473.000 | |
| | | 3.5% UNITED STATES TREASURY NOTE/BOND 20300430 | 14,650,000.000 | 14,024,738.000 | |
| | | 3.5% UNITED STATES TREASURY NOTE/BOND 20280430 | 9,300,000.000 | 9,005,376.000 | |
| | | 3.75% UNITED STATES TREASURY NOTE/BOND 20300630 | 5,100,000.000 | 4,944,501.000 | |
| | | 5% UNITED STATES TREASURY NOTE/BOND 20250831 | 2,400,000.000 | 2,404,872.000 | |
| | | 4.625% UNITED STATES TREASURY NOTE/BOND 20260915 | 4,000,000.000 | 4,008,040.000 | |
| | | 5% UNITED STATES TREASURY NOTE/BOND 20250930 | 4,000,000.000 | 4,010,600.000 | |
| | | アメリカ・ドル 小計 | | 95,754,846.000 (14,458,024,198) | |
| | | 国債証券 合計 | | 14,458,024,198 [14,458,024,198] | |
| 地方債証券 | アメリカ・ドル | 5.09% State of Connecticut 20301001 | 2,500,000.000 | 2,505,050.000 | |
| | | 5.985% City of New York NY 20361201 | 4,400,000.000 | 4,626,028.000 | |
| | | 5.968% City of New York NY 20360301 | 1,000,000.000 | 1,045,770.000 | |
| | | 5.399% CITY OF NEW YORK NY 20241201 | 1,538,871.950 | 1,534,732.380 | |
| | | 5.245% State of Mississippi 20341101 | 1,000,000.000 | 1,003,340.000 | |
| | | アメリカ・ドル 小計 | | 10,714,920.380 (1,617,845,828) | |
| | | 地方債証券 合計 | | 1,617,845,828 [1,617,845,828] | |

| | | | | | |
|---------|------------|---|---------------|------------------------------------|----------------------------------|
| 特殊債券 | アメリカ・ドル | 5% GINNIE MAE II POOL MA8725 20530320 | 2,671,609.220 | 2,618,096.880 | |
| | | 5% GINNIE MAE II POOL MA8800 20530420 | 4,614,326.020 | 4,520,839.760 | |
| | | 2.5% GINNIE MAE II POOL MA8720 20530320 | 1,641,055.440 | 1,389,859.080 | |
| | | 6.5% GINNIE MAE II POOL MA9243 20531020 | 1,973,618.720 | 2,009,183.320 | |
| | | 5.5% FNMA POOL AB1251 20530301 | 1,448,695.060 | 1,438,916.360 | |
| | | 4% FANNIE MAE 20520701 | 1,756,030.720 | 1,623,678.680 | |
| | | 4% FANNIE MAE 20520701 | 1,650,471.180 | 1,523,467.420 | |
| | | 2.5% FANNIE MAE 20330901 | 163,689.060 | 153,327.540 | |
| | | 2.5% FANNIE MAE 20510101 | 584,504.600 | 479,872.430 | |
| | | FR5.75% AFRICAN DEVELOPMENT BK. 20791231 | 2,800,000.000 | 2,714,320.000 | |
| | アメリカ・ドル 小計 | | | 18,471,561.470 (2,789,021,066) | |
| 特殊債券 合計 | | | | 2,789,021,066 [2,789,021,066] | |
| 社債券 | アメリカ・ドル | 2.285% BANK OF NEW ZEALAND 20270127 | 3,000,000.000 | 2,776,650.000 | |
| | | 1% BANK OF NEW ZEALAND 20260303 | 3,000,000.000 | 2,773,200.000 | |
| | | 1.625% ASB BANK LTD 20261022 | 1,300,000.000 | 1,189,071.000 | |
| | | アメリカ・ドル 小計 | | | 6,738,921.000 (1,017,509,681) |
| 社債券 合計 | | | | 1,017,509,681 [1,017,509,681] | |
| 合計 | | | | 19,882,400,773 [19,882,400,773] | |

(注) 1. 各種通貨毎の小計の欄における () 内の金額は、邦貨換算額であります。

2. 合計欄における [] 内の金額は、外貨建有価証券の邦貨換算額の合計額であり、内数で表示しております。

3. 外貨建有価証券の内訳

| 通貨 | 銘柄数 | 組入債券 時価比率 | 合計金額に 対する比率 |
|---------|-------|--------------|----------------|
| アメリカ・ドル | 国債証券 | 13銘柄 | 100% |
| | 地方債証券 | 5銘柄 | |
| | 特殊債券 | 10銘柄 | |
| | 社債券 | 3銘柄 | |
| | | | 100% |

第2 信用取引契約残高明細表

該当事項はありません。

第3 デリバティブ取引及び為替予約取引の契約額等及び時価の状況表

「注記表（デリバティブ取引に関する注記）」に記載しております。

「ダイワ高格付豪ドル債マザーファンド」の状況

以下に記載した情報は監査の対象外であります。

貸借対照表

| | 2023年10月5日現在 金額（円） | 2024年4月5日現在 金額（円） |
|-------------|-----------------------|----------------------|
| 資産の部 | | |
| 流動資産 | | |
| 預金 | 14,150,290 | 72,960,728 |
| コール・ローン | 1,017,836 | 12,015,195 |
| 国債証券 | 979,656,443 | 1,055,725,858 |
| 地方債証券 | 354,947,002 | 444,363,684 |
| 特殊債券 | 3,512,324,741 | 3,226,554,261 |
| 社債券 | 1,332,239,734 | 1,570,633,165 |
| 派生商品評価勘定 | 23,149 | 22,504 |
| 未収利息 | 55,985,272 | 64,627,934 |
| 前払費用 | 2,271,928 | - |
| 差入委託証拠金 | 30,303,812 | 17,446,771 |
| 流動資産合計 | 6,282,920,207 | 6,464,350,100 |
| 資産合計 | 6,282,920,207 | 6,464,350,100 |
| 負債の部 | | |
| 流動負債 | | |
| 派生商品評価勘定 | 41,276 | 25,290 |
| 未払解約金 | 13,857,955 | 11,462,977 |
| 流動負債合計 | 13,899,231 | 11,488,267 |

| | | | |
|-----------------|---|---------------|---------------|
| 負債合計 | | 13,899,231 | 11,488,267 |
| 純資産の部 | | | |
| 元本等 | | | |
| 元本 | 1 | 1,901,754,486 | 1,778,931,570 |
| 剰余金 | | | |
| 期末剰余金又は期末欠損金（ ） | | 4,367,266,490 | 4,673,930,263 |
| 元本等合計 | | 6,269,020,976 | 6,452,861,833 |
| 純資産合計 | | 6,269,020,976 | 6,452,861,833 |
| 負債純資産合計 | | 6,282,920,207 | 6,464,350,100 |

注記表

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)

| 区分 | 自2023年10月6日 至2024年4月5日 |
|----------------------------|--|
| 1. 有価証券の評価基準及び評価方法 | <p>国債証券、地方債証券、特殊債券及び社債券</p> <p>個別法に基づき、時価で評価しております。</p> <p>時価評価にあたっては、金融商品取引業者、銀行等の提示する価額（但し、売気配相場は使用しない）、価格情報会社の提供する価額又は日本証券業協会発表の売買参考統計値（平均値）等で評価しております。</p> <p>なお、適正な評価額を入手できなかった場合又は入手した評価額が時価と認定できない事由が認められた場合は、委託会社が忠実義務に基づいて合理的な事由をもって時価と認めた価額又は受託会社と協議のうえ両者が合理的な事由をもって時価と認めた価額で評価しております。</p> |
| 2. デリバティブ取引の評価基準及び評価方法 | <p>為替予約取引</p> <p>個別法に基づき、原則として時価で評価しております。</p> <p>時価評価にあたっては、原則として計算日の対顧客先物売買相場において為替予約の受渡日の仲値が発表されている場合には当該仲値、受渡日の仲値が発表されていない場合には発表されている受渡日に最も近い前後二つの日の仲値をもとに計算しております。</p> |
| 3. その他財務諸表作成のための基本となる重要な事項 | <p>外貨建取引等の処理基準</p> |

外貨建取引については、「投資信託財産の計算に関する規則」（平成12年総理府令第133号）第60条に基づき、取引発生時の外国通貨の額をもって記録する方法を採用しております。但し、同第61条に基づき、外国通貨の売却時において、当該外国通貨に加えて、外貨建資産等の外貨基金勘定及び外貨建各損益勘定の前日の外貨建純資産額に対する当該売却外国通貨の割合相当額を当該外国通貨の売却時の外国為替相場等で円換算し、前日の外貨基金勘定に対する円換算した外貨基金勘定の割合相当の邦貨建資産等の外国投資勘定と、円換算した外貨基金勘定を相殺した差額を為替差損益とする計理処理を採用しております。

(貸借対照表に関する注記)

| 区分 | 2023年10月5日現在 | 2024年4月5日現在 |
|------------------------------------|----------------|----------------|
| 1. 1 期首 | 2023年4月6日 | 2023年10月6日 |
| 期首元本額 | 2,012,698,616円 | 1,901,754,486円 |
| 期中追加設定元本額 | 2,633,709円 | 1,302,369円 |
| 期中一部解約元本額 | 113,577,839円 | 124,125,285円 |
| 期末元本額の内訳 | | |
| ファンド名 | | |
| ダイワ世界債券ファンドM （F0Fs用）（適格機関投資家専用） | 95,572,260円 | 91,042,448円 |
| 常陽3分法ファンド | 34,478,053円 | 32,294,802円 |
| ダイワ世界債券ファンドV A （適格機関投資家専用） | 3,958,245円 | 3,839,034円 |
| ダイワ世界債券ファンド（毎月分配型） | 907,834,677円 | 846,238,082円 |
| ダイワ世界債券ファンド（年2回決算型） | 1,584,273円 | 1,548,039円 |
| ダイワ高格付豪ドル債オープン （毎月分配型） | 858,326,978円 | 803,969,165円 |
| 計 | 1,901,754,486円 | 1,778,931,570円 |
| 2. 期末日における受益権の総数 | 1,901,754,486口 | 1,778,931,570口 |

(金融商品に関する注記)

金融商品の状況に関する事項

| 区分 | 自2023年10月6日 至2024年4月5日 |
|----|---------------------------|
| | |

| | |
|----------------------------|---|
| 1. 金融商品に対する取組方針 | 当ファンドは、「投資信託及び投資法人に関する法律」第2条第4項に定める証券投資信託であり、投資信託約款に規定する「運用の基本方針」に従っております。 |
| 2. 金融商品の内容及びリスク | <p>当ファンドが保有する金融商品の種類は、有価証券、デリバティブ取引、金銭債権及び金銭債務等であり、その詳細をデリバティブ取引に関する注記及び附属明細表に記載しております。</p> <p>これらの金融商品は、価格変動リスク等の市場リスク、信用リスクおよび流動性リスクに晒されております。</p> <p>信託財産の効率的な運用に資すること、および外貨建資産の売買代金等の受取りまたは支払いを目的として、投資信託約款に従って為替予約取引を利用しております。</p> |
| 3. 金融商品に係るリスク管理体制 | 複数の部署と会議体が連携する組織的な体制によりリスク管理を行っております。信託財産全体としてのリスク管理を金融商品、リスクの種類毎に行っております。 |
| 4. 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明 | <p>金融商品の時価の算定においては、一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等に拠った場合、当該価額が異なることもあります。</p> <p>デリバティブ取引に関する契約額等については、その金額自体がデリバティブ取引に係る市場リスクを示すものではありません。</p> |

金融商品の時価等に関する事項

| 区分 | 2024年4月5日現在 |
|--------------------------|--|
| 1. 金融商品の時価及び貸借対照表計上額との差額 | 金融商品はすべて時価で計上されているため、貸借対照表計上額と時価との差額はありません。 |
| 2. 金融商品の時価の算定方法 | <p>(1)有価証券 重要な会計方針に係る事項に関する注記に記載しております。</p> <p>(2)デリバティブ取引 デリバティブ取引に関する注記に記載しております。</p> <p>(3)コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務等 これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額を時価としております。</p> |

(有価証券に関する注記)

売買目的有価証券

| 種類 | 2023年10月5日現在 | 2024年4月5日現在 |
|-------|------------------------|------------------------|
| | 当期間の損益に 含まれた評価差額（円） | 当期間の損益に 含まれた評価差額（円） |
| 国債証券 | 55,136,267 | 13,468,798 |
| 地方債証券 | 10,804,154 | 6,132,752 |
| 特殊債券 | 115,547,276 | 58,063,052 |
| 社債券 | 25,418,827 | 28,704,800 |
| 合計 | 206,906,524 | 106,369,402 |

（注）「当期間」とは当親投資信託の計算期間の開始日から期末日までの期間を指しております。

（デリバティブ取引に関する注記）

ヘッジ会計が適用されていないデリバティブ取引

通貨関連

| 種類 | 2023年10月5日現在 | | | | 2024年4月5日現在 | | | |
|-----------------|--------------|-----------|------------|-------------|-------------|-----------|------------|-------------|
| | 契約額等 | | 時価 (円) | 評価損益 (円) | 契約額等 | | 時価 (円) | 評価損益 (円) |
| | (円) | うち 1年超 | | | (円) | うち 1年超 | | |
| 市場取引以外の 取引 | | | | | | | | |
| 為替予約取引 | | | | | | | | |
| 売建 | 13,900,000 | - | 13,918,127 | 18,127 | 14,300,000 | - | 14,302,786 | 2,786 |
| オーストラリア ア・ドル | 13,900,000 | - | 13,918,127 | 18,127 | 14,300,000 | - | 14,302,786 | 2,786 |
| 合計 | 13,900,000 | - | 13,918,127 | 18,127 | 14,300,000 | - | 14,302,786 | 2,786 |

（注） 1. 時価の算定方法

(1) 期末日に対顧客先物売買相場の仲値が発表されている外貨については、以下のよう
に評価しております。

期末日において為替予約の受渡日の対顧客先物売買相場の仲値が発表されてい
る場合は、当該為替予約は当該仲値で評価しております。

期末日において為替予約の受渡日の対顧客先物売買相場の仲値が発表されてい
ない場合は、以下の方法によっております。

- ・ 期末日に為替予約の受渡日を超える対顧客先物売買相場が発表されている
場合には、発表されている先物相場のうち当該日に最も近い前後二つの先
物相場の仲値をもとに計算したレートを用いております。

- ・ 期末日に為替予約の受渡日を超える対顧客先物売買相場が発表されていない場合には、当該日に最も近い発表されている対顧客先物売買相場の仲値を用いております。

(2) 期末日に対顧客先物売買相場の仲値が発表されていない外貨については、期末日の対顧客電信売買相場の仲値で評価しております。

2. 換算において円未満の端数は切り捨てております。
3. 契約額等及び時価の合計欄の金額は、各々の合計金額であります。

(1口当たり情報)

| | 2023年10月5日現在 | 2024年4月5日現在 |
|--------------|--------------|-------------|
| 1口当たり純資産額 | 3,2964円 | 3,6274円 |
| (1万口当たり純資産額) | (32,964円) | (36,274円) |

附属明細表

第1 有価証券明細表

(1) 株式

該当事項はありません。

(2) 株式以外の有価証券

| 種類 | 通貨 | 銘柄 | 券面総額 | 評価額 | 備考 |
|---------------|---------------|---|---------------|----------------|-----------------|
| 国債証券 | オーストラリア・ドル | 4.75% AUSTRALIAN GOVERNMENT BOND 20270421 | 4,800,000.000 | 4,938,192.000 | |
| | | 2.75% AUSTRALIAN GOVERNMENT BOND 20291121 | 6,000,000.000 | 5,668,920.000 | |
| | オーストラリア・ドル 小計 | | | 10,607,112.000 | (1,055,725,858) |
| 国債証券 合計 | | | | 1,055,725,858 | [1,055,725,858] |
| 地方債証券 | オーストラリア・ドル | 4.7% NZ LOCAL GOVT FUND AGENC 20280801 | 1,500,000.000 | 1,510,695.000 | |
| | | 5% NZ LOCAL GOVT FUND AGENC 20340308 | 616,000.000 | 612,710.560 | |
| | | 2.4% Province of Alberta Canada 20301002 | 500,000.000 | 423,535.000 | |
| | | 3% AUSTRALIAN CAPITAL TERRITORY 20280418 | 2,000,000.000 | 1,917,680.000 | |
| オーストラリア・ドル 小計 | | | 4,464,620.560 | (444,363,684) | |

| | | | | | |
|---------------|------------|---|---------------|-----------------------------------|--|
| 地方債証券 合計 | | | | 444,363,684 [444,363,684] | |
| 特殊債券 | オーストラリア・ドル | 4.5% EXPORT DEVELOPMENT CANADA 20280906 | 833,000.000 | 836,906.770 | |
| | | 4.3% SWEDISH EXPORT CREDIT 20280530 | 1,064,000.000 | 1,051,764.000 | |
| | | 5.4% SWEDISH EXPORT CREDIT 20301101 | 1,000,000.000 | 1,031,080.000 | |
| | | 5.25% KOMMUNALBANKEN 20240715 | 1,000,000.000 | 1,001,690.000 | |
| | | 5.4% AIRSERVICES AUSTRALIA 20281115 | 2,000,000.000 | 2,055,860.000 | |
| | | 3% WESTERN AUSTRALIAN TREASURY CORP. 20261021 | 1,000,000.000 | 975,420.000 | |
| | | 3% NEW SOUTH WALES TREASURY CORP. 20290420 | 1,000,000.000 | 947,480.000 | |
| | | 3% NEW SOUTH WALES TREASURY CORP. 20300220 | 9,000,000.000 | 8,407,260.000 | |
| | | 3% South Australia GOV.FIN.AUTH. 20280524 | 3,500,000.000 | 3,358,250.000 | |
| | | 3% TREASURY CORP VICTORIA 20281020 | 3,500,000.000 | 3,332,525.000 | |
| | | 1.5% TREASURY CORP VICTORIA 20310910 | 4,800,000.000 | 3,875,616.000 | |
| | | 1.5% QUEENSLAND TREASURY CORP. 20320302 | 2,000,000.000 | 1,602,620.000 | |
| | | 3.15% INTL. FIN. CORP. 20290626 | 500,000.000 | 470,335.000 | |
| | | 4.75% EUROPEAN INVESTMENT BANK 20240807 | 3,000,000.000 | 3,003,090.000 | |
| | | 1.8% EUROPEAN INVESTMENT BANK 20270119 | 500,000.000 | 468,010.000 | |
| オーストラリア・ドル 小計 | | | | 32,417,906.770 (3,226,554,261) | |
| 特殊債券 合計 | | | | 3,226,554,261 [3,226,554,261] | |
| 社債券 | オーストラリア・ドル | 5.4% NATIONAL AUSTRALIA BANK LTD 20281116 | 1,600,000.000 | 1,642,208.000 | |
| | | 5.708% COOPERATIVE RABOBANK UA 20281121 | 2,000,000.000 | 2,069,000.000 | |

| | | | | |
|--------|---|---------------|-----------------------------------|--|
| | 4.95% TORONTO-DOMINION BANK/THE 20280915 | 2,000,000.000 | 2,009,020.000 | |
| | 5.288% BNP PARIBAS SA 20290215 | 1,860,000.000 | 1,870,174.200 | |
| | 5.411% CREDIT AGRICOLE SA 20290118 | 2,190,000.000 | 2,215,031.700 | |
| | 3.97% UNIVERSITY OF TASMANIA 20320324 | 630,000.000 | 566,804.700 | |
| | 4.05% MONASH UNIVERSITY 20290406 | 840,000.000 | 804,409.200 | |
| | 3.5% Macquarie University 20280907 | 1,000,000.000 | 941,470.000 | |
| | 2.4% COMMONWEALTH BANK OF AUSTRALIA 20270114 | 2,290,000.000 | 2,157,134.200 | |
| | 2.4% WESTPAC BANKING CORP 20270125 | 1,600,000.000 | 1,505,248.000 | |
| | オーストラリア・ドル 小計 | | 15,780,500.000 (1,570,633,165) | |
| 社債券 合計 | | | 1,570,633,165 [1,570,633,165] | |
| 合計 | | | 6,297,276,968 [6,297,276,968] | |

- (注) 1. 各種通貨毎の小計の欄における () 内の金額は、邦貨換算額であります。
2. 合計欄における [] 内の金額は、外貨建有価証券の邦貨換算額の合計額であり、内数で表示しております。
3. 外貨建有価証券の内訳

| 通貨 | 銘柄数 | 組入債券 時価比率 | 合計金額に 対する比率 |
|------------|-------|--------------|----------------|
| オーストラリア・ドル | 国債証券 | 2銘柄 | 100% |
| | 地方債証券 | 4銘柄 | |
| | 特殊債証券 | 15銘柄 | |
| | 社債券 | 10銘柄 | |
| | | | 100% |

第2 信用取引契約残高明細表

該当事項はありません。

第3 デリバティブ取引及び為替予約取引の契約額等及び時価の状況表

「注記表（デリバティブ取引に関する注記）」に記載しております。

「ダイワ高格付カナダドル債マザーファンド」の状況

以下に記載した情報は監査の対象外であります。

貸借対照表

| | 2023年10月5日現在 金額（円） | 2024年4月5日現在 金額（円） |
|-----------------|-----------------------|----------------------|
| 資産の部 | | |
| 流動資産 | | |
| 預金 | 527,419,793 | 870,529,924 |
| コール・ローン | 142,407,346 | 134,605,373 |
| 国債証券 | 11,509,412,537 | 12,702,688,256 |
| 地方債証券 | 33,002,799,190 | 28,966,911,394 |
| 特殊債券 | 5,485,750,659 | 3,249,524,903 |
| 社債券 | 27,373,463,363 | 29,049,819,800 |
| 派生商品評価勘定 | 899,179 | 498,270 |
| 未収入金 | 538,752,554 | - |
| 未収利息 | 580,082,864 | 582,284,424 |
| 前払費用 | 14,072,484 | 35,130,451 |
| 差入委託証拠金 | 116,580,392 | 122,541,615 |
| 流動資産合計 | 79,291,640,361 | 75,714,534,410 |
| 資産合計 | 79,291,640,361 | 75,714,534,410 |
| 負債の部 | | |
| 流動負債 | | |
| 派生商品評価勘定 | 41,423 | 35,699 |
| 未払解約金 | 169,824,204 | 134,871,644 |
| 流動負債合計 | 169,865,627 | 134,907,343 |
| 負債合計 | 169,865,627 | 134,907,343 |
| 純資産の部 | | |
| 元本等 | | |
| 元本 | 1 34,742,478,146 | 30,674,389,454 |
| 剰余金 | | |
| 期末剰余金又は期末欠損金（ ） | 44,379,296,588 | 44,905,237,613 |

| | | |
|---------|----------------|----------------|
| 元本等合計 | 79,121,774,734 | 75,579,627,067 |
| 純資産合計 | 79,121,774,734 | 75,579,627,067 |
| 負債純資産合計 | 79,291,640,361 | 75,714,534,410 |

注記表

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)

| 区分 | 自2023年10月6日 至2024年4月5日 |
|----------------------------|---|
| 1. 有価証券の評価基準及び評価方法 | <p>国債証券、地方債証券、特殊債券及び社債券</p> <p>個別法に基づき、時価で評価しております。</p> <p>時価評価にあたっては、金融商品取引業者、銀行等の提示する価額（但し、売気配相場は使用しない）、価格情報会社の提供する価額又は日本証券業協会発表の売買参考統計値（平均値）等で評価しております。</p> <p>なお、適正な評価額を入手できなかった場合又は入手した評価額が時価と認定できない事由が認められた場合は、委託会社が忠実義務に基づいて合理的な事由をもって時価と認めた価額又は受託会社と協議のうえ両者が合理的な事由をもって時価と認めた価額で評価しております。</p> |
| 2. デリバティブ取引の評価基準及び評価方法 | <p>為替予約取引</p> <p>個別法に基づき、原則として時価で評価しております。</p> <p>時価評価にあたっては、原則として計算日の対顧客先物売買相場において為替予約の受渡日の仲値が発表されている場合には当該仲値、受渡日の仲値が発表されていない場合には発表されている受渡日に最も近い前後二つの日の仲値をもとに計算しております。</p> |
| 3. その他財務諸表作成のための基本となる重要な事項 | <p>外貨建取引等の処理基準</p> <p>外貨建取引については、「投資信託財産の計算に関する規則」（平成12年総理府令第133号）第60条に基づき、取引発生時の外国通貨の額をもって記録する方法を採用しております。但し、同第61条に基づき、外国通貨の売却時において、当該外国通貨に加えて、外貨建資産等の外貨基金勘定及び外貨建各損益勘定の前日の外貨建純資産額に対する当該売却外国通貨の割合相当額を当該外国通貨の売却時の外国為替相場等で円換算し、前日の外貨基金勘定に対する円換算した外貨基金勘定の割合相当の邦貨建資産等の外国投資勘定と、円換算した外貨基金勘定を相殺した差額を為替差損益とする計理処理を採用しております。</p> |

(貸借対照表に関する注記)

| 区分 | 2023年10月5日現在 | 2024年4月5日現在 |
|--|-----------------|-----------------|
| 1. 1 期首 | 2023年4月6日 | 2023年10月6日 |
| 期首元本額 | 38,840,497,467円 | 34,742,478,146円 |
| 期中追加設定元本額 | 10,266,445円 | 91,859,934円 |
| 期中一部解約元本額 | 4,108,285,766円 | 4,159,948,626円 |
| 期末元本額の内訳 | | |
| ファンド名 | | |
| ダイワ世界債券ファンドM (F0Fs用)(適格機関投資家専用) | 138,403,067円 | 133,121,136円 |
| 常陽3分法ファンド | -円 | 47,298,943円 |
| ダイワ高格付カナダドル債オープン(年1回決算型) | 503,336,122円 | 458,257,420円 |
| ダイワ高格付カナダドル債オープン・為替アクティブヘッジ (毎月分配型) | 24,971,707円 | 18,322,516円 |
| ダイワ世界債券ファンドV A (適格機関投資家専用) | 5,747,802円 | 5,589,684円 |
| ダイワ世界債券ファンド(毎月分配型) | 1,317,449,222円 | 1,234,856,542円 |
| ダイワ・グローバル債券ファンド(年2回決算型) | 28,399,360円 | 45,727,211円 |
| ダイワ世界債券ファンド(年2回決算型) | 2,299,342円 | 2,264,241円 |
| ダイワ高格付カナダドル債オープン(毎月分配型) | 27,751,008,100円 | 24,070,684,598円 |
| ダイワ・グローバル債券ファンド(毎月分配型) | 4,970,863,424円 | 4,658,267,163円 |
| 計 | 34,742,478,146円 | 30,674,389,454円 |
| 2. 期末日における受益権の総数 | 34,742,478,146口 | 30,674,389,454口 |

(金融商品に関する注記)

金融商品の状況に関する事項

| 区分 | 自2023年10月6日 至2024年4月5日 |
|-----------------|--|
| 1. 金融商品に対する取組方針 | 当ファンドは、「投資信託及び投資法人に関する法律」第2条第4項に定める証券投資信託であり、投資信託約款に規定する「運用の基本方針」に従っております。 |

| | |
|----------------------------|---|
| 2. 金融商品の内容及びリスク | <p>当ファンドが保有する金融商品の種類は、有価証券、デリバティブ取引、金銭債権及び金銭債務等であり、その詳細をデリバティブ取引に関する注記及び附属明細表に記載しております。</p> <p>これらの金融商品は、価格変動リスク等の市場リスク、信用リスクおよび流動性リスクに晒されております。</p> <p>信託財産の効率的な運用に資すること、および外貨建資産の売買代金等の受取りまたは支払いを目的として、投資信託約款に従って為替予約取引を利用しております。</p> |
| 3. 金融商品に係るリスク管理体制 | <p>複数の部署と会議体が連携する組織的な体制によりリスク管理を行っております。信託財産全体としてのリスク管理を金融商品、リスクの種類毎に行っております。</p> |
| 4. 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明 | <p>金融商品の時価の算定においては、一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等に拠った場合、当該価額が異なることもあります。</p> <p>デリバティブ取引に関する契約額等については、その金額自体がデリバティブ取引に係る市場リスクを示すものではありません。</p> |

金融商品の時価等に関する事項

| 区分 | 2024年4月5日現在 |
|--------------------------|--|
| 1. 金融商品の時価及び貸借対照表計上額との差額 | <p>金融商品はすべて時価で計上されているため、貸借対照表計上額と時価との差額はありません。</p> |
| 2. 金融商品の時価の算定方法 | <p>(1)有価証券 重要な会計方針に係る事項に関する注記に記載しております。</p> <p>(2)デリバティブ取引 デリバティブ取引に関する注記に記載しております。</p> <p>(3)コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務等 これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額を時価としております。</p> |

(有価証券に関する注記)

売買目的有価証券

| 種類 | 2023年10月5日現在 | 2024年4月5日現在 |
|-------|------------------------|------------------------|
| | 当期間の損益に 含まれた評価差額（円） | 当期間の損益に 含まれた評価差額（円） |
| 国債証券 | 808,614,467 | 312,877,137 |
| 地方債証券 | 1,652,934,309 | 696,745,377 |
| 特殊債券 | 362,890,675 | 119,025,905 |
| 社債券 | 329,072,665 | 469,202,016 |
| 合計 | 3,153,512,116 | 1,597,850,435 |

（注）「当期間」とは当親投資信託の計算期間の開始日から期末日までの期間を指しております。

（デリバティブ取引に関する注記）

ヘッジ会計が適用されていないデリバティブ取引

通貨関連

| 種類 | 2023年10月5日現在 | | | | 2024年4月5日現在 | | | |
|---------------|--------------|-----------|-------------|-------------|-------------|-----------|-------------|-------------|
| | 契約額等 (円) | うち 1年超 | 時価 (円) | 評価損益 (円) | 契約額等 (円) | うち 1年超 | 時価 (円) | 評価損益 (円) |
| | | | | | | | | |
| 市場取引以外の 取引 | | | | | | | | |
| 為替予約取引 | | | | | | | | |
| 売建 | 229,100,000 | - | 228,242,244 | 857,756 | 247,900,000 | - | 247,437,429 | 462,571 |
| カナダ・ドル | 229,100,000 | - | 228,242,244 | 857,756 | 247,900,000 | - | 247,437,429 | 462,571 |
| 合計 | 229,100,000 | - | 228,242,244 | 857,756 | 247,900,000 | - | 247,437,429 | 462,571 |

（注） 1. 時価の算定方法

(1) 期末日に対顧客先物売買相場の仲値が発表されている外貨については、以下のよう
に評価しております。

期末日において為替予約の受渡日の対顧客先物売買相場の仲値が発表されてい
る場合は、当該為替予約は当該仲値で評価しております。

期末日において為替予約の受渡日の対顧客先物売買相場の仲値が発表されてい
ない場合は、以下の方法によっております。

- ・ 期末日に為替予約の受渡日を超える対顧客先物売買相場が発表されている
場合には、発表されている先物相場のうち当該日に最も近い前後二つの先
物相場の仲値をもとに計算したレートを用いております。
- ・ 期末日に為替予約の受渡日を超える対顧客先物売買相場が発表されていな
い場合には、当該日に最も近い発表されている対顧客先物売買相場の仲値
を用いております。

- (2) 期末日に対顧客先物売買相場の仲値が発表されていない外貨については、期末日の対顧客電信売買相場の仲値で評価しております。
2. 換算において円未満の端数は切り捨てております。
 3. 契約額等及び時価の合計欄の金額は、各々の合計金額であります。

(1口当たり情報)

| | 2023年10月5日現在 | 2024年4月5日現在 |
|--------------|--------------|-------------|
| 1口当たり純資産額 | 2,2774円 | 2,4639円 |
| (1万口当たり純資産額) | (22,774円) | (24,639円) |

附属明細表

第1 有価証券明細表

(1) 株式

該当事項はありません。

(2) 株式以外の有価証券

| 種類 | 通貨 | 銘柄 | 券面総額 | 評価額 | 備考 |
|---------|-----------|---|----------------|-------------------------------------|----|
| 国債証券 | カナダ・ドル | 1.5% CANADIAN GOVERNMENT BOND 20260601 | 7,000,000.000 | 6,641,950.000 | |
| | | 2% CANADIAN GOVERNMENT BOND 20280601 | 10,000,000.000 | 9,400,700.000 | |
| | | 2.25% CANADIAN GOVERNMENT BOND 20290601 | 10,000,000.000 | 9,429,100.000 | |
| | | 1.5% CANADIAN GOVERNMENT BOND 20311201 | 5,000,000.000 | 4,321,250.000 | |
| | | 2% CANADIAN GOVERNMENT BOND 20320601 | 46,000,000.000 | 40,999,340.000 | |
| | | 2.75% CANADIAN GOVERNMENT BOND 20330601 | 20,000,000.000 | 18,768,000.000 | |
| | | 3.25% CANADIAN GOVERNMENT BOND 20331201 | 25,000,000.000 | 24,406,000.000 | |
| | カナダ・ドル 小計 | | | 113,966,340.000 (12,702,688,256) | |
| 国債証券 合計 | | | | 12,702,688,256 [12,702,688,256] | |
| 地方債証券 | カナダ・ドル | 2.5% Province of Quebec Canada 20260901 | 31,000,000.000 | 29,849,590.000 | |
| | | 1.9% Province of Quebec Canada 20300901 | 35,000,000.000 | 30,884,350.000 | |

| | | | | | |
|------|--------|---|----------------|-------------------------------------|--|
| | | 3.6% PROVINCE OF QUEBEC CANADA 20330901 | 7,000,000.000 | 6,664,280.000 | |
| | | 2.4% ONTARIO PROVINCE 20260602 | 25,000,000.000 | 24,081,500.000 | |
| | | 2.9% ONTARIO PROVINCE 20280602 | 40,000,000.000 | 38,406,000.000 | |
| | | 2.25% ONTARIO PROVINCE 20311202 | 10,000,000.000 | 8,799,900.000 | |
| | | 3.75% ONTARIO PROVINCE 20320602 | 45,000,000.000 | 43,776,000.000 | |
| | | 3.65% ONTARIO PROVINCE 20330602 | 20,000,000.000 | 19,165,600.000 | |
| | | 2.2% Province of Alberta Canada 20260601 | 31,000,000.000 | 29,727,140.000 | |
| | | 2.05% Province of Alberta Canada 20300601 | 10,000,000.000 | 8,938,100.000 | |
| | | 1.65% PROVINCE OF ALBERTA CANADA 20310601 | 23,000,000.000 | 19,593,700.000 | |
| | | カナダ・ドル 小計 | | 259,886,160.000 (28,966,911,394) | |
| | | 地方債証券 合計 | | 28,966,911,394 [28,966,911,394] | |
| 特殊債券 | カナダ・ドル | 1.9% CANADA HOUSING TRUST 20310315 | 33,000,000.000 | 29,154,180.000 | |
| | | カナダ・ドル 小計 | | 29,154,180.000 (3,249,524,903) | |
| | | 特殊債券 合計 | | 3,249,524,903 [3,249,524,903] | |
| 社債券 | カナダ・ドル | 3.226% Toronto-Dominion Bank/The 20240724 | 15,000,000.000 | 14,919,900.000 | |
| | | 4.516% TORONTO-DOMINION BANK/THE 20270129 | 40,000,000.000 | 40,108,800.000 | |
| | | 5.18% METROPOLITAN LIFE GLOBAL FUNDING I 20260615 | 10,000,000.000 | 10,093,500.000 | |
| | | 3.394% METROPOLITAN LIFE GLOBAL FUNDING I 20300409 | 20,000,000.000 | 18,853,800.000 | |
| | | 2% NEW YORK LIFE GLOBAL FUNDING 20280417 | 55,000,000.000 | 50,082,450.000 | |
| | | 2.513% Apple Inc 20240819 | 9,000,000.000 | 8,918,550.000 | |

| | | | | |
|--------|--|----------------|-------------------------------------|--|
| | 3.3% Canadian Imperial Bank of Commerce/Canad 20250526 | 50,000,000.000 | 49,130,500.000 | |
| | 2.7% Bank of Montreal 20240911 | 35,000,000.000 | 34,657,700.000 | |
| | 3.19% BANK OF MONTREAL 20280301 | 10,000,000.000 | 9,603,600.000 | |
| | 2.7% BANK OF MONTREAL 20261209 | 15,000,000.000 | 14,357,100.000 | |
| | 4.109% ROYAL BANK OF CANADA 20251222 | 10,000,000.000 | 9,904,100.000 | |
| | カナダ・ドル 小計 | | 260,630,000.000 (29,049,819,800) | |
| 社債券 合計 | | | 29,049,819,800 [29,049,819,800] | |
| 合計 | | | 73,968,944,353 [73,968,944,353] | |

(注) 1. 各種通貨毎の小計の欄における () 内の金額は、邦貨換算額であります。

2. 合計欄における [] 内の金額は、外貨建有価証券の邦貨換算額の合計額であり、内数で表示しております。

3. 外貨建有価証券の内訳

| 通貨 | 銘柄数 | 組入債券 時価比率 | 合計金額に 対する比率 |
|--------|-------|--------------|----------------|
| カナダ・ドル | 国債証券 | 7銘柄 | 100% |
| | 地方債証券 | 11銘柄 | |
| | 特殊債券 | 1銘柄 | |
| | 社債券 | 11銘柄 | |
| | | | 100% |

第2 信用取引契約残高明細表

該当事項はありません。

第3 デリバティブ取引及び為替予約取引の契約額等及び時価の状況表

「注記表（デリバティブ取引に関する注記）」に記載しております。

「ダイワ・グローバルREIT・マザーファンド」の状況

以下に記載した情報は監査の対象外であります。

貸借対照表

| | 2023年10月5日現在 金額（円） | 2024年4月5日現在 金額（円） |
|-----------------|-----------------------|----------------------|
| 資産の部 | | |
| 流動資産 | | |
| 預金 | 888,100,186 | 482,876,113 |
| コール・ローン | 484,034,462 | 563,566,451 |
| 投資証券 | 83,528,216,430 | 94,671,350,236 |
| 派生商品評価勘定 | 772 | 2,745,400 |
| 未収入金 | 224,113,251 | 366,889,626 |
| 未収配当金 | 167,411,269 | 240,486,095 |
| 流動資産合計 | 85,291,876,370 | 96,327,913,921 |
| 資産合計 | 85,291,876,370 | 96,327,913,921 |
| 負債の部 | | |
| 流動負債 | | |
| 派生商品評価勘定 | 23,254 | - |
| 未払金 | 90,163,097 | 12,506,031 |
| 未払解約金 | 30,000,000 | 115,129,400 |
| 流動負債合計 | 120,186,351 | 127,635,431 |
| 負債合計 | 120,186,351 | 127,635,431 |
| 純資産の部 | | |
| 元本等 | | |
| 元本 | 1 24,322,031,467 | 22,905,902,245 |
| 剰余金 | | |
| 期末剰余金又は期末欠損金（ ） | 60,849,658,552 | 73,294,376,245 |
| 元本等合計 | 85,171,690,019 | 96,200,278,490 |
| 純資産合計 | 85,171,690,019 | 96,200,278,490 |
| 負債純資産合計 | 85,291,876,370 | 96,327,913,921 |

注記表

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)

| 区分 | 自2023年10月6日 至2024年4月5日 |
|--------------------|---------------------------|
| 1. 有価証券の評価基準及び評価方法 | 投資証券 |

| | |
|-----------------------------------|---|
| | <p>移動平均法に基づき、原則として時価で評価しております。</p> <p>時価評価にあたっては、市場価格のある有価証券については外国金融商品市場又は店頭市場における最終相場（最終相場のないものについては、それに準ずる価額）、又は金融商品取引業者等から提示される気配相場に基づいて評価しております。また、市場価格のない有価証券については投資法人が発行する投資証券の1口当たり純資産額に基づいて評価しております。</p> <p>なお、適正な評価額を入手できなかった場合又は入手した評価額が時価と認定できない事由が認められた場合は、委託会社が忠実義務に基づいて合理的な事由をもって時価と認めた価額又は受託会社と協議のうえ両者が合理的な事由をもって時価と認めた価額で評価しております。</p> |
| <p>2. デリバティブ取引の評価基準及び評価方法</p> | <p>為替予約取引</p> <p>個別法に基づき、原則として時価で評価しております。</p> <p>時価評価にあたっては、原則として計算日の対顧客先物売買相場において為替予約の受渡日の仲値が発表されている場合には当該仲値、受渡日の仲値が発表されていない場合には発表されている受渡日に最も近い前後二つの日の仲値をもとに計算しております。</p> |
| <p>3. 収益及び費用の計上基準</p> | <p>受取配当金</p> <p>原則として、配当落ち日において、その金額が確定している場合には当該金額を計上し、未だ確定していない場合には入金日基準で計上しております。</p> |
| <p>4. その他財務諸表作成のための基本となる重要な事項</p> | <p>外貨建取引等の処理基準</p> <p>外貨建取引については、「投資信託財産の計算に関する規則」（平成12年総理府令第133号）第60条に基づき、取引発生時の外国通貨の額をもって記録する方法を採用しております。但し、同第61条に基づき、外国通貨の売却時において、当該外国通貨に加えて、外貨建資産等の外貨基金勘定及び外貨建各損益勘定の前日の外貨建純資産額に対する当該売却外国通貨の割合相当額を当該外国通貨の売却時の外国為替相場等で円換算し、前日の外貨基金勘定に対する円換算した外貨基金勘定の割合相当の邦貨建資産等の外国投資勘定と、円換算した外貨基金勘定を相殺した差額を為替差損益とする計理処理を採用しております。</p> |

(貸借対照表に関する注記)

| 区分 | 2023年10月5日現在 | 2024年4月5日現在 |
|--------|--------------|-------------|
| 1. 1期首 | 2023年4月6日 | 2023年10月6日 |

| | | |
|--|-----------------|-----------------|
| 期首元本額 | 25,523,570,174円 | 24,322,031,467円 |
| 期中追加設定元本額 | 768,924,097円 | 659,019,553円 |
| 期中一部解約元本額 | 1,970,462,804円 | 2,075,148,775円 |
| 期末元本額の内訳 | | |
| ファンド名 | | |
| グローバルREIT・オープン (適格機関投資家専用) | 820,330円 | 814,896円 |
| ダイワ・グローバルREIT・ オープン(毎月分配型) | 18,760,013,401円 | 17,274,834,993円 |
| ダイワ・バランス3資産(外 債・海外リート・好配当日本 株) | 21,961,464円 | -円 |
| 安定重視ポートフォリオ(奇数 月分配型) | 11,304,560円 | 10,859,652円 |
| インカム重視ポートフォリオ (奇数月分配型) | 8,117,418円 | 7,126,660円 |
| 成長重視ポートフォリオ(奇数 月分配型) | 42,474,304円 | 39,952,879円 |
| 6資産バランスファンド(分配 型) | 71,098,756円 | 62,804,314円 |
| 6資産バランスファンド(成長 型) | 214,349,618円 | 201,558,284円 |
| りそな ワールド・リート・ファ ンド | 895,690,449円 | 846,821,792円 |
| 世界6資産均等分散ファンド (毎月分配型) | 19,430,802円 | 17,894,925円 |
| 常陽3分法ファンド | 92,721,677円 | 82,950,823円 |
| ダイワ資産分散インカムオーブ ン(奇数月決算型) | 22,984,827円 | 20,476,611円 |
| ダイワ・グローバルREIT・ オープン(為替ヘッジあり/毎 月分配型) | 39,900,519円 | 36,134,206円 |
| ダイワ・グローバルREIT・ オープン(為替ヘッジなし/資 産成長型) | 578,405,447円 | 746,101,222円 |
| ダイワ・グローバルREIT・ オープン(為替ヘッジあり/資 産成長型) | 808,050,867円 | 855,107,069円 |
| ダイワ・グローバルREIT・ オープン(為替ヘッジなし/奇 数月決算型) | 277,747円 | 2,468,287円 |

| | | |
|--------------------------------------|-----------------|-----------------|
| DCダイワ・ワールドアセット (六つの羽/安定コース) | 376,165,964円 | 366,841,126円 |
| DCダイワ・ワールドアセット (六つの羽/6分散コース) | 494,240,493円 | 492,265,554円 |
| DCダイワ・ワールドアセット (六つの羽/成長コース) | 787,513,267円 | 795,340,985円 |
| グローバルREITファンド 2021-07(適格機関投資家専用) | 825,267,450円 | 816,572,408円 |
| ライフハーモニー(ダイワ世界 資産分散ファンド)(分配型) | 207,708,483円 | 192,397,394円 |
| ダイワ外国3資産バランス・ ファンド(部分為替ヘッジあ り) | 17,368,171円 | 13,367,880円 |
| ダイワ外国3資産バランス・ ファンド(為替ヘッジなし) | 26,165,453円 | 23,210,285円 |
| 計 | 24,322,031,467円 | 22,905,902,245円 |
| 2. 期末日における受益権の総数 | 24,322,031,467口 | 22,905,902,245口 |

(金融商品に関する注記)

金融商品の状況に関する事項

| 区分 | 自2023年10月6日 至2024年4月5日 |
|-------------------|---|
| 1. 金融商品に対する取組方針 | 当ファンドは、「投資信託及び投資法人に関する法律」第2条第4項に定める証券投資信託であり、投資信託約款に規定する「運用の基本方針」に従っております。 |
| 2. 金融商品の内容及びリスク | 当ファンドが保有する金融商品の種類は、有価証券、デリバティブ取引、金銭債権及び金銭債務等であり、その詳細をデリバティブ取引に関する注記及び附属明細表に記載しております。 これらの金融商品は、価格変動リスク等の市場リスク、信用リスクおよび流動性リスクに晒されております。 外貨建資産の売買代金等の受取りまたは支払いを目的として、投資信託約款に従って為替予約取引を利用しております。 |
| 3. 金融商品に係るリスク管理体制 | 複数の部署と会議体が連携する組織的な体制によりリスク管理を行っております。信託財産全体としてのリスク管理を金融商品、リスクの種類毎に行っております。 |

| | |
|----------------------------|---|
| 4. 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明 | 金融商品の時価の算定においては、一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等に拠った場合、当該価額が異なることもあります。 デリバティブ取引に関する契約額等については、その金額自体がデリバティブ取引に係る市場リスクを示すものではありません。 |
|----------------------------|---|

金融商品の時価等に関する事項

| 区分 | 2024年4月5日現在 |
|--------------------------|--|
| 1. 金融商品の時価及び貸借対照表計上額との差額 | 金融商品はすべて時価で計上されているため、貸借対照表計上額と時価との差額はありません。 |
| 2. 金融商品の時価の算定方法 | <p>(1)有価証券 重要な会計方針に係る事項に関する注記に記載しております。</p> <p>(2)デリバティブ取引 デリバティブ取引に関する注記に記載しております。</p> <p>(3)コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務等 これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額を時価としております。</p> |

(有価証券に関する注記)

売買目的有価証券

| 種類 | 2023年10月5日現在 | 2024年4月5日現在 |
|------|--------------------|--------------------|
| | 当期間の損益に含まれた評価差額（円） | 当期間の損益に含まれた評価差額（円） |
| 投資証券 | 7,227,311,777 | 237,772,303 |
| 合計 | 7,227,311,777 | 237,772,303 |

(注)「当期間」とは当親投資信託の計算期間の開始日から期末日までの期間を指しております。

(デリバティブ取引に関する注記)

ヘッジ会計が適用されていないデリバティブ取引

通貨関連

| 種類 | 2023年10月5日現在 | | | | 2024年4月5日現在 | | | |
|-----------|--------------|-----------|-----|------|-------------|-----------|-----|------|
| | 契約額等 | | 時価 | 評価損益 | 契約額等 | | 時価 | 評価損益 |
| | (円) | うち 1年超 | (円) | (円) | (円) | うち 1年超 | (円) | (円) |
| 市場取引以外の取引 | | | | | | | | |

| | | | | | | | | |
|------------|------------|---|------------|--------|-------------|---|-------------|-----------|
| 為替予約取引 | | | | | | | | |
| 売建 | 6,680,901 | - | 6,680,129 | 772 | 530,967,500 | - | 528,222,100 | 2,745,400 |
| アメリカ・ドル | - | - | - | - | 530,967,500 | - | 528,222,100 | 2,745,400 |
| オーストラリア・ドル | 6,680,901 | - | 6,680,129 | 772 | - | - | - | - |
| 買建 | 6,680,901 | - | 6,657,647 | 23,254 | - | - | - | - |
| アメリカ・ドル | 6,680,901 | - | 6,657,647 | 23,254 | - | - | - | - |
| 合計 | 13,361,802 | - | 13,337,776 | 22,482 | 530,967,500 | - | 528,222,100 | 2,745,400 |

(注) 1. 時価の算定方法

(1) 期末日に対顧客先物売買相場の仲値が発表されている外貨については、以下のよう
に評価しております。

期末日において為替予約の受渡日の対顧客先物売買相場の仲値が発表されている
場合は、当該為替予約は当該仲値で評価しております。

期末日において為替予約の受渡日の対顧客先物売買相場の仲値が発表されてい
ない場合は、以下の方法によっております。

- ・ 期末日に為替予約の受渡日を超える対顧客先物売買相場が発表されている
場合には、発表されている先物相場のうち当該日に最も近い前後二つの先
物相場の仲値をもとに計算したレートを用いております。
- ・ 期末日に為替予約の受渡日を超える対顧客先物売買相場が発表されてい
ない場合には、当該日に最も近い発表されている対顧客先物売買相場の仲値
を用いております。

(2) 期末日に対顧客先物売買相場の仲値が発表されていない外貨については、期末日の
対顧客電信売買相場の仲値で評価しております。

2. 換算において円未満の端数は切り捨てております。
3. 契約額等及び時価の合計欄の金額は、各々の合計金額であります。

(1口当たり情報)

| | 2023年10月5日現在 | 2024年4月5日現在 |
|--------------|--------------|-------------|
| 1口当たり純資産額 | 3.5018円 | 4.1998円 |
| (1万口当たり純資産額) | (35,018円) | (41,998円) |

附属明細表

第1 有価証券明細表

(1) 株式

該当事項はありません。

(2) 株式以外の有価証券

| 種類 | 通貨 | 銘柄 | 券面総額 | 評価額 | 備考 |
|--------------------------|------------|-----------------------------------|------------|-------------------------------------|----|
| 投資証券 | アメリカ・ドル | SIMON PROPERTY GROUP INC | 170,177 | 25,177,687.150 | |
| | | EQUINIX INC | 26,475 | 20,678,034.000 | |
| | | AMERICAN TOWER CORP | 47,351 | 9,010,895.300 | |
| | | HOST HOTELS & RESORTS INC | 292,259 | 5,868,560.720 | |
| | | KIMCO REALTY CORP | 346,490 | 6,444,714.000 | |
| | | HEALTHCARE REALTY TRUST INC CLASS | 573,934 | 7,989,161.280 | |
| | | INVITATION HOMES INC | 636,413 | 21,892,607.200 | |
| | | AMERICOLD REALTY TRUST | 218,297 | 5,191,102.660 | |
| | | VICI PROPERTIES INC | 451,590 | 13,213,523.400 | |
| | | APARTMENT INCOME REIT CO | 119,353 | 3,756,038.910 | |
| | | REXFORD INDUSTRIAL REALTY IN | 30,027 | 1,455,108.420 | |
| | | STAG INDUSTRIAL INC | 46,322 | 1,723,178.400 | |
| | | DIGITAL CORE REIT UNITS | 13,463,656 | 8,078,193.600 | |
| | | IRON MOUNTAIN INC | 191,400 | 15,063,180.000 | |
| | | SUN COMMUNITIES INC | 70,446 | 8,658,517.860 | |
| | | PROLOGIS INC | 243,611 | 30,375,855.590 | |
| | | CAMDEN PROPERTY TRUST | 23,169 | 2,221,212.030 | |
| | | SITE CENTERS CORP | 124,751 | 1,745,266.490 | |
| | | EASTGROUP PROPERTIES INC | 8,929 | 1,549,985.110 | |
| | | ESSEX PROPERTY TRUST INC | 41,369 | 9,762,256.620 | |
| | | WELLTOWER INC | 332,085 | 30,033,767.400 | |
| | | HIGHWOODS PROPERTIES INC | 101,201 | 2,463,232.340 | |
| | | MID-AMERICA APARTMENT COMM | 15,940 | 2,021,670.200 | |
| | | REALTY INCOME CORP | 365,071 | 19,210,036.020 | |
| | | PUBLIC STORAGE | 22,469 | 6,305,700.160 | |
| | | UDR INC | 316,058 | 11,501,350.620 | |
| WP CAREY INC | 107,875 | 5,943,912.500 | | | |
| AGREE REALTY CORP | 47,169 | 2,652,312.870 | | | |
| DIGITAL REALTY TRUST INC | 163,560 | 22,878,772.800 | | | |
| EXTRA SPACE STORAGE INC | 102,611 | 14,829,341.720 | | | |
| | アメリカ・ドル 小計 | | | 317,695,175.370 (47,968,794,529) | |

| | | | | |
|----------------|------------------------------|-----------|-------------------------------------|--|
| イギリス・ポンド | LAND SECURITIES GROUP PLC | 1,264,048 | 8,134,148.880 | |
| | SEGRO PLC | 1,785,683 | 15,792,580.450 | |
| | UNITE GROUP PLC/THE | 539,105 | 5,137,670.650 | |
| | DERWENT LONDON PLC | 126,679 | 2,665,326.160 | |
| | SAFESTORE HOLDINGS PLC | 528,327 | 3,994,152.120 | |
| | BIG YELLOW GROUP PLC | 374,476 | 3,879,571.360 | |
| | LONDONMETRIC PROPERTY PLC | 3,965,237 | 7,930,474.000 | |
| | TRITAX BIG BOX REIT PLC | 6,195,777 | 9,640,629.010 | |
| イギリス・ポンド 小計 | | | 57,174,552.630 (10,918,052,570) | |
| オーストラリア・ドル | NATIONAL STORAGE REIT | 5,344,791 | 12,506,810.940 | |
| | GPT GROUP | 3,318,980 | 14,570,322.200 | |
| | MIRVAC GROUP | 6,712,188 | 15,773,641.800 | |
| | STOCKLAND | 4,762,581 | 22,479,382.320 | |
| | GOODMAN GROUP | 2,125,799 | 69,449,853.330 | |
| | CHARTER HALL GROUP | 1,284,100 | 16,770,346.000 | |
| | INGENIA COMMUNITIES GROUP | 3,262,234 | 16,474,281.700 | |
| オーストラリア・ドル 小計 | | | 168,024,638.290 (16,723,492,249) | |
| カナダ・ドル | DREAM INDUSTRIAL REAL ESTATE | 816,420 | 10,450,176.000 | |
| | FIRST CAPITAL REAL ESTATE IN | 399,054 | 6,233,223.480 | |
| | BOARDWALK REAL ESTATE INVEST | 145,875 | 10,613,865.000 | |
| カナダ・ドル 小計 | | | 27,297,264.480 (3,042,553,098) | |
| シンガポール・ドル | CAPITALAND INTEGRATED COMMER | 7,394,200 | 14,640,516.000 | |
| | MAPLETREE LOGISTICS TRUST | 6,189,600 | 9,284,400.000 | |
| | FRASERS CENTREPOINT TRUST | 3,566,700 | 7,739,739.000 | |
| | PARKWAYLIFE REAL ESTATE | 4,498,477 | 15,654,699.960 | |
| シンガポール・ドル 小計 | | | 47,319,354.960 (5,301,187,335) | |
| ニュージーランド・ドル | GOODMAN PROPERTY TRUST | 4,550,904 | 10,376,061.120 | |
| ニュージーランド・ドル 小計 | | | 10,376,061.120 (945,051,647) | |

| | | | | |
|----------|-----------------------------|-----------|------------------------------------|--|
| ユーロ | SHURGARD SELF STORAGE LTD | 65,981 | 2,774,501.050 | |
| | UNIBAIL-RODAMCO-WESTFIELD | 146,064 | 10,665,593.280 | |
| | GECINA SA | 64,195 | 6,040,749.500 | |
| | KLEPIERRE | 330,356 | 7,789,794.480 | |
| | MERCIALYS | 180,896 | 1,886,745.280 | |
| | AEDIFICA | 115,233 | 6,677,752.350 | |
| | WAREHOUSES DE PAUW SCA | 282,145 | 7,442,985.100 | |
| | MONTEA NV | 28,056 | 2,303,397.600 | |
| | MERLIN PROPERTIES SOCIMI SA | 546,342 | 5,307,712.530 | |
| ユーロ 小計 | | | 50,889,231.170 (8,331,584,927) | |
| 香港・ドル | LINK REIT | 2,199,792 | 74,682,938.400 | |
| 香港・ドル 小計 | | | 74,682,938.400 (1,440,633,881) | |
| 投資証券 合計 | | | 94,671,350,236 [94,671,350,236] | |
| 合計 | | | 94,671,350,236 [94,671,350,236] | |

投資証券における券面総額欄の数値は、証券数を表示しております。

- (注) 1. 各種通貨毎の小計の欄における () 内の金額は、邦貨換算額であります。
2. 合計欄における [] 内の金額は、外貨建有価証券の邦貨換算額の合計額であり、内数で表示しております。
3. 外貨建有価証券の内訳

| 通貨 | 銘柄数 | 組入 投資証券 時価比率 | 合計金額に 対する比率 |
|-------------|-----------|--------------------|----------------|
| アメリカ・ドル | 投資証券 30銘柄 | 100% | 50.7% |
| イギリス・ポンド | 投資証券 8銘柄 | 100% | 11.5% |
| オーストラリア・ドル | 投資証券 7銘柄 | 100% | 17.7% |
| カナダ・ドル | 投資証券 3銘柄 | 100% | 3.2% |
| シンガポール・ドル | 投資証券 4銘柄 | 100% | 5.6% |
| ニュージーランド・ドル | 投資証券 1銘柄 | 100% | 1.0% |
| ユーロ | 投資証券 9銘柄 | 100% | 8.8% |
| 香港・ドル | 投資証券 1銘柄 | 100% | 1.5% |

第2 信用取引契約残高明細表

該当事項はありません。

第3 デリバティブ取引及び為替予約取引の契約額等及び時価の状況表

「注記表（デリバティブ取引に関する注記）」に記載しております。

2【ファンドの現況】

【純資産額計算書】

2024年4月30日

| | |
|-----------------|----------------|
| 資産総額 | 1,052,221,617円 |
| 負債総額 | 761,322円 |
| 純資産総額（ - ） | 1,051,460,295円 |
| 発行済数量 | 905,883,280口 |
| 1単位当たり純資産額（ / ） | 1.1607円 |

(参考) ダイワ・グローバルREIT・マザーファンド

純資産額計算書

2024年4月30日

| | |
|-----------------|-----------------|
| 資産総額 | 97,384,737,442円 |
| 負債総額 | 165,348,986円 |
| 純資産総額（ - ） | 97,219,388,456円 |
| 発行済数量 | 22,743,799,021口 |
| 1単位当たり純資産額（ / ） | 4.2745円 |

(参考) ダイワ高格付米ドル債マザーファンド

純資産額計算書

2024年4月30日

| | |
|-----------------|-----------------|
| 資産総額 | 21,069,564,606円 |
| 負債総額 | 8,867,022円 |
| 純資産総額（ - ） | 21,060,697,584円 |
| 発行済数量 | 9,224,801,018口 |
| 1単位当たり純資産額（ / ） | 2.2831円 |

(参考) ダイワ高格付豪ドル債マザーファンド

純資産額計算書

2024年4月30日

| | |
|-----------------|----------------|
| 資産総額 | 6,518,370,239円 |
| 負債総額 | 1,502,270円 |
| 純資産総額(-) | 6,516,867,969円 |
| 発行済数量 | 1,760,413,939口 |
| 1単位当たり純資産額(/) | 3.7019円 |

(参考) ダイワ高格付カナダドル債マザーファンド

純資産額計算書

2024年4月30日

| | |
|-----------------|-----------------|
| 資産総額 | 76,527,333,736円 |
| 負債総額 | 121,080,129円 |
| 純資産総額(-) | 76,406,253,607円 |
| 発行済数量 | 30,295,884,216口 |
| 1単位当たり純資産額(/) | 2.5220円 |

第4【内国投資信託受益証券事務の概要】

(1) 名義書換えの手続き等
該当事項はありません。

(2) 受益者に対する特典
ありません。

(3) 譲渡制限の内容
譲渡制限はありません。

(4) 受益証券の再発行

受益者は、委託会社がやむを得ない事情等により受益証券を発行する場合を除き、無記名式受益証券から記名式受益証券への変更の請求、記名式受益証券から無記名式受益証券への変更の請求、受益証券の再発行の請求を行なわないものとします。

(5) 受益権の譲渡

受益者は、その保有する受益権を譲渡する場合には、当該受益者の譲渡の対象とする受益権が記載または記録されている振替口座簿にかかる振替機関等に振替の申請をするものとします。

上記の申請のある場合には、上記の振替機関等は、当該譲渡にかかる譲渡人の保有する受益権の口数の減少および譲受人の保有する受益権の口数の増加につき、その備える振替口座簿に記載または記録するものとします。ただし、上記の振替機関等が振替先口座を開設したものでない場合には、譲受人の振替先口座を開設した他の振替機関等（当該他の振替機関等の上位機関を含みます。）に社振法の規定にしたがい、譲受人の振替先口座に受益権の口数の増加の記載または記録が行なわれるよう通知するものとします。

上記の振替について、委託会社は、当該受益者の譲渡の対象とする受益権が記載または記録されている振替口座簿にかかる振替機関等と譲受人の振替先口座を開設した振替機関等が異なる場合等において、委託会社が必要と認めるときまたはやむを得ない事情があると判断したときは、振替停止日や振替停止期間を設けることができます。

(6) 受益権の譲渡の対抗要件

受益権の譲渡は、振替口座簿への記載または記録によらなければ、委託会社および受託会社に対抗することができません。

(7) 受益権の再分割

委託会社は、受託会社と協議のうえ、社振法に定めるところにしたがい、一定日現在の受益権を均等に再分割できるものとします。

(8) 償還金

償還金は、償還日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者（償還日以前において一部解約が行なわれた受益権にかかる受益者を除きます。また、当該償還日以前に設定された受益権で取得申込代金支払前のため販売会社の名義で記載または記録されている受益権については原則として取得申込者として）に支払います。

(9) 質権口記載または記録の受益権の取扱いについて

振替機関等の振替口座簿の質権口に記載または記録されている受益権にかかる収益分配金の支払い、一部解約の実行の請求の受付け、一部解約金および償還金の支払い等については、約款の規定によるほか、民法その他の法令等にしたがって取扱われます。

第三部【委託会社等の情報】

第1【委託会社等の概況】

1 【委託会社等の概況】

a. 資本金の額

2024年4月末日現在

資本金の額 151億7,427万2,500円

発行可能株式総数 799万9,980株

発行済株式総数 260万8,525株

過去5年間における資本金の額の増減：該当事項はありません。

b. 委託会社の機構

会社の意思決定機構

業務執行上重要な事項は、取締役会の決議をもって決定します。取締役は、株主総会において選任され、その任期は選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結のときまでです。

取締役会は、4名以内の代表取締役を選定し、代表取締役は、会社を代表し、取締役会の決議にしたがい業務を執行します。

また、取締役、執行役員等から構成される経営会議は、経営全般にかかる基本的事項を審議し、決定します。経営会議は、分科会を設置し、専門的な事項についてはその権限を委ねることができます。

投資運用の意思決定機構

投資運用の意思決定機構の概要は、以下のとおりとなっています。

イ. 商品会議

ファンド設立時に経営会議の分科会である商品会議を開催し、ファンドの新規設定を決定します。

ロ. 商品担当役員

商品担当役員は、ファンド設立の趣旨に沿って、各ファンド運営上の諸方針を記載した基本計画書を決定します。

ハ. 運用会議

CIOが議長となり、原則として月1回運用会議を開催し、基本的な運用方針を決定します。

ニ. 運用部長・ファンドマネージャー

ファンドマネージャーは、基本計画書に定められた各ファンドの諸方針と運用会議で決定された基本的な運用方針にしたがって運用計画書を作成します。運用部長は、ファンドマネージャーから提示を受けた運用計画書について、基本計画書および運用会議の決定事項との整合性等を確認し、承認します。

ホ. リスクマネジメント会議

経営会議の分科会として、ファンドの運用リスクの状況・運用リスク管理等の状況についての報告を行ない、必要事項を審議・決定します。

2 【事業の内容及び営業の概況】

委託会社は、「投資信託及び投資法人に関する法律」に定める投資信託委託会社として、証券投資信託の設定を行なうとともに「金融商品取引法」に定める金融商品取引業者としてその運用（投資運用業）を行なっています。また「金融商品取引法」に定める投資助言業務等の関連する業務を行なっています。

2024年4月末日現在、委託会社が運用を行なっている投資信託（親投資信託を除きます。）は次のとおりです。

| 基本的性格 | 本数（本） | 純資産額の合計額（百万円） |
|------------|-------|---------------|
| 単位型株式投資信託 | 87 | 290,292 |
| 追加型株式投資信託 | 797 | 28,895,262 |
| 株式投資信託 合計 | 884 | 29,185,555 |
| 単位型公社債投資信託 | 98 | 177,125 |
| 追加型公社債投資信託 | 14 | 1,477,602 |
| 公社債投資信託 合計 | 112 | 1,654,727 |
| 総合計 | 996 | 30,840,282 |

3【委託会社等の経理状況】

1．当社の財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和38年大蔵省令第59号。以下「財務諸表等規則」という。）並びに同規則第2条の規定に基づき、「金融商品取引業等に関する内閣府令」（平成19年8月6日内閣府令第52号）に基づいて作成しております。

また、当社の中間財務諸表は、「中間財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和52年大蔵省令第38号。以下「中間財務諸表等規則」という。）並びに同規則第38条及び第57条の規定により、「金融商品取引業等に関する内閣府令」（平成19年8月6日内閣府令第52号）に基づいて作成しております。

2．当社は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、第64期事業年度（2022年4月1日から2023年3月31日まで）の財務諸表についての監査を、有限責任 あずさ監査法人により受けております。

また、第65期事業年度に係る中間会計期間（2023年4月1日から2023年9月30日まで）の中間財務諸表について、有限責任 あずさ監査法人により中間監査を受けております。

3．財務諸表及び中間財務諸表の記載金額は、百万円未満の端数を切り捨てて表示しております。

(1)【貸借対照表】

(単位:百万円)

| | 前事業年度 (2022年3月31日) | 当事業年度 (2023年3月31日) |
|-----------|-----------------------|-----------------------|
| 資産の部 | | |
| 流動資産 | | |
| 現金・預金 | 3,168 | 1,982 |
| 有価証券 | 486 | 346 |
| 前払費用 | 332 | 393 |
| 未収委託者報酬 | 13,811 | 12,525 |
| 未収収益 | 52 | 47 |
| 関係会社短期貸付金 | 24,900 | 22,100 |
| その他 | 45 | 59 |
| 流動資産計 | 42,799 | 37,455 |
| 固定資産 | | |
| 有形固定資産 | 1 | 196 |
| 建物 | 4 | 3 |
| 器具備品 | 198 | 193 |
| 無形固定資産 | 1,770 | 1,482 |
| ソフトウェア | 1,738 | 1,351 |
| ソフトウェア仮勘定 | 31 | 131 |
| 投資その他の資産 | 16,617 | 13,824 |

| | | |
|---------|--------|--------|
| 投資有価証券 | 10,755 | 8,260 |
| 関係会社株式 | 3,705 | 3,475 |
| 出資金 | 177 | 177 |
| 長期差入保証金 | 1,067 | 1,066 |
| 繰延税金資産 | 885 | 824 |
| その他 | 26 | 20 |
| 固定資産計 | 18,591 | 15,503 |
| 資産合計 | 61,390 | 52,959 |

(単位:百万円)

| | 前事業年度 (2022年3月31日) | 当事業年度 (2023年3月31日) |
|--------------|-----------------------|-----------------------|
| 負債の部 | | |
| 流動負債 | | |
| 預り金 | 65 | 101 |
| 未払金 | 9,856 | 5,874 |
| 未払収益分配金 | 26 | 38 |
| 未払償還金 | 12 | 12 |
| 未払手数料 | 4,917 | 4,525 |
| その他未払金 | 2 | 1,297 |
| 未払費用 | 4,246 | 3,987 |
| 未払法人税等 | 980 | 560 |
| 未払消費税等 | 1,016 | 327 |
| 賞与引当金 | 866 | 692 |
| その他 | 2 | 2 |
| 流動負債計 | 17,033 | 11,545 |
| 固定負債 | | |
| 退職給付引当金 | 2,399 | 2,276 |
| 役員退職慰労引当金 | 13 | 51 |
| その他 | 1 | 0 |
| 固定負債計 | 2,415 | 2,329 |
| 負債合計 | 19,449 | 13,874 |
| 純資産の部 | | |
| 株主資本 | | |
| 資本金 | 15,174 | 15,174 |
| 資本剰余金 | | |
| 資本準備金 | 11,495 | 11,495 |
| 資本剰余金合計 | 11,495 | 11,495 |

| | | |
|--------------|--------|--------|
| 利益剰余金 | | |
| 利益準備金 | 374 | 374 |
| その他利益剰余金 | | |
| 繰越利益剰余金 | 13,925 | 11,505 |
| 利益剰余金合計 | 14,299 | 11,879 |
| 株主資本合計 | 40,969 | 38,549 |
| 評価・換算差額等 | | |
| その他有価証券評価差額金 | 971 | 534 |
| 評価・換算差額等合計 | 971 | 534 |
| 純資産合計 | 41,941 | 39,084 |
| 負債・純資産合計 | 61,390 | 52,959 |

(2) 【損益計算書】

(単位:百万円)

| | 前事業年度 (自 2021年4月1日 至 2022年3月31日) | 当事業年度 (自 2022年4月1日 至 2023年3月31日) |
|----------|--|--|
| 営業収益 | | |
| 委託者報酬 | 74,402 | 69,845 |
| その他営業収益 | 545 | 559 |
| 営業収益計 | 74,948 | 70,405 |
| 営業費用 | | |
| 支払手数料 | 31,234 | 29,405 |
| 広告宣伝費 | 650 | 662 |
| 調査費 | 9,104 | 9,638 |
| 調査費 | 1,252 | 1,469 |
| 委託調査費 | 7,851 | 8,169 |
| 委託計算費 | 1,729 | 1,783 |
| 営業雑経費 | 2,051 | 1,658 |
| 通信費 | 189 | 181 |
| 印刷費 | 468 | 468 |
| 協会費 | 46 | 51 |
| 諸会費 | 15 | 17 |
| その他営業雑経費 | 1,331 | 939 |
| 営業費用計 | 44,768 | 43,147 |
| 一般管理費 | | |
| 給料 | 5,948 | 5,788 |
| 役員報酬 | 306 | 317 |
| 給料・手当 | 4,281 | 4,369 |
| 賞与 | 493 | 409 |
| 賞与引当金繰入額 | 866 | 692 |

| | | |
|--------------|--------|--------|
| 福利厚生費 | 867 | 874 |
| 交際費 | 46 | 66 |
| 旅費交通費 | 48 | 95 |
| 租税公課 | 527 | 476 |
| 不動産賃借料 | 1,300 | 1,300 |
| 退職給付費用 | 408 | 488 |
| 役員退職慰労引当金繰入額 | 10 | 38 |
| 固定資産減価償却費 | 606 | 625 |
| 諸経費 | 1,864 | 2,193 |
| 一般管理費計 | 11,628 | 11,946 |
| 営業利益 | 18,551 | 15,310 |

(単位:百万円)

| | 前事業年度 (自 2021年4月1日 至 2022年3月31日) | 当事業年度 (自 2022年4月1日 至 2023年3月31日) |
|--------------|--|--|
| 営業外収益 | | |
| 投資有価証券売却益 | 327 | 286 |
| 有価証券償還益 | 40 | 150 |
| その他 | 264 | 171 |
| 営業外収益計 | 631 | 608 |
| 営業外費用 | | |
| 投資有価証券売却損 | 59 | 244 |
| 有価証券償還損 | 0 | 2 |
| その他 | 34 | 31 |
| 営業外費用計 | 93 | 277 |
| 経常利益 | 19,089 | 15,642 |
| 特別損失 | | |
| 関係会社整理損失 | - | 229 |
| 投資有価証券評価損 | 331 | 257 |
| 特別損失計 | 331 | 486 |
| 税引前当期純利益 | 18,757 | 15,155 |
| 法人税、住民税及び事業税 | 5,950 | 4,589 |
| 法人税等調整額 | 69 | 248 |
| 法人税等合計 | 6,019 | 4,838 |
| 当期純利益 | 12,738 | 10,317 |

(3) 【株主資本等変動計算書】

前事業年度(自 2021年4月1日 至 2022年3月31日)

| | 株主資本 | | | | | 株主資本 合計 |
|-------------------------|--------|--------|-------|-----------------------------|-------------|------------|
| | 資本金 | 資本剰余金 | 利益剰余金 | | | |
| | | 資本準備金 | 利益準備金 | その他利益 剰余金 繰越利益 剰余金 | 利益剰余金 合計 | |
| 当期首残高 | 15,174 | 11,495 | 374 | 10,574 | 10,948 | 37,618 |
| 当期変動額 | | | | | | |
| 剰余金の配当 | - | - | - | △ 9,388 | △ 9,388 | △ 9,388 |
| 当期純利益 | - | - | - | 12,738 | 12,738 | 12,738 |
| 株主資本以外の項目の 当期変動額（純額） | - | - | - | - | - | - |
| 当期変動額合計 | - | - | - | 3,350 | 3,350 | 3,350 |
| 当期末残高 | 15,174 | 11,495 | 374 | 13,925 | 14,298 | 40,969 |

| | 評価・換算差額等 | | 純資産合計 |
|-------------------------|----------------------|----------------|---------|
| | その他有価 証券評価 差額金 | 評価・換算 差額等合計 | |
| 当期首残高 | 947 | 947 | 38,566 |
| 当期変動額 | | | |
| 剰余金の配当 | - | - | △ 9,388 |
| 当期純利益 | - | - | 12,738 |
| 株主資本以外の項目の 当期変動額（純額） | 24 | 24 | 24 |
| 当期変動額合計 | 24 | 24 | 3,374 |
| 当期末残高 | 971 | 971 | 41,941 |

当事業年度（自 2022年4月1日 至 2023年3月31日）

| | 株主資本 | | | | | 株主資本 合計 |
|-------------------------|--------|--------|-------|-----------------------------|-------------|------------|
| | 資本金 | 資本剰余金 | 利益剰余金 | | 利益剰余金 合計 | |
| | | 資本準備金 | 利益準備金 | その他利益 剰余金 繰越利益 剰余金 | | |
| 当期首残高 | 15,174 | 11,495 | 374 | 13,925 | 14,299 | 40,969 |
| 当期変動額 | | | | | | |
| 剰余金の配当 | - | - | - | △ 12,737 | △ 12,737 | △ 12,737 |
| 当期純利益 | - | - | - | 10,317 | 10,317 | 10,317 |
| 株主資本以外の項目の 当期変動額（純額） | - | - | - | - | - | - |
| 当期変動額合計 | - | - | - | △ 2,419 | △ 2,419 | △ 2,419 |
| 当期末残高 | 15,174 | 11,495 | 374 | 11,505 | 11,879 | 38,549 |

| | 評価・換算差額等 | | 純資産合計 |
|-------------------------|----------------------|----------------|----------|
| | その他有価 証券評価 差額金 | 評価・換算 差額等合計 | |
| 当期首残高 | 971 | 971 | 41,941 |
| 当期変動額 | | | |
| 剰余金の配当 | - | - | △ 12,737 |
| 当期純利益 | - | - | 10,317 |
| 株主資本以外の項目の 当期変動額（純額） | △ 436 | △ 436 | △ 436 |
| 当期変動額合計 | △ 436 | △ 436 | △ 2,856 |
| 当期末残高 | 534 | 534 | 39,084 |

注記事項

（重要な会計方針）

1．有価証券の評価基準及び評価方法

（1）子会社株式及び関連会社株式

移動平均法による原価法により計上しております。

（2）その他有価証券

市場価格のない株式等以外のもの

決算日の市場価格等に基づく時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）を採用しております。

市場価格のない株式等

移動平均法による原価法を採用しております。

2．固定資産の減価償却の方法

（1）有形固定資産

定額法によっております。

なお、主な耐用年数は以下の通りであります。

建物 15～18年

器具備品 4～20年

(2) 無形固定資産

定額法によっております。なお、自社利用のソフトウェアについては社内における利用可能期間（5年間）に基づく定額法によっております。

3. 引当金の計上基準

(1) 賞与引当金

役員及び従業員に対する賞与の支給に備えるため、支給見込額を計上しております。

(2) 退職給付引当金

従業員の退職給付に備えるため、当社の退職金規程に基づく当事業年度末要支給額を計上しております。これは、当社の退職金は、将来の昇給等による給付額の変動がなく、貢献度、能力及び実績等に応じて事業年度ごとに各人別の勤務費用が確定するためであります。また、執行役員・参与及び上席参事についても、当社の退職金規程に基づく当事業年度末要支給額を計上しております。

(3) 役員退職慰労引当金

役員の退職慰労金の支給に備えるため、当社の役員退職慰労金規程に基づく当事業年度末要支給額を計上しております。

4. 収益及び費用の計上基準

当社の顧客との契約から生じる収益に関する主要な事業における主な履行義務の内容及び当該履行義務を充足する通常の時点（収益を認識する通常の時点）は以下のとおりであります。

当社は証券投資信託の信託約款に基づき、証券投資信託の運用について履行義務を負っております。委託者報酬は、日々の純資産総額に対する一定割合として認識され、確定した報酬を受け取ります。当社が日々サービスを提供する時に当該履行義務が充足されるため、証券投資信託の運用期間にわたり収益を認識しております。

(重要な会計上の見積り)

該当事項はありません。

(会計方針の変更に関する注記)

(時価の算定に関する会計基準の適用指針の適用)

「時価の算定に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第31号 2021年6月17日。以下「時価算定会計基準適用指針」という。）を当事業年度の期首から適用し、時価算定会計基準適用指針第27-2項に定める経過的な取扱いに従って、時価算定会計基準適用指針が定める新たな会計方針を将来にわたって適用することといたしました。この変更による当事業年度の財務諸表に与える影響はありません。

なお、「金融商品関係」注記の金融商品の時価のレベルごとの内訳等に関する事項における投資信託に関する注記事項においては、時価算定会計基準適用指針第27-3項に従って、前事業年度に係るものについては記載してありません。

(貸借対照表関係)

1 有形固定資産の減価償却累計額

| 前事業年度 | 当事業年度 |
|--------------|--------------|
| (2022年3月31日) | (2023年3月31日) |

| | | |
|------|--------|--------|
| 建物 | 37百万円 | 38百万円 |
| 器具備品 | 283百万円 | 296百万円 |

2 関係会社項目

関係会社に対する資産及び負債には区分掲記されたもののほか次のものがあります。

| | 前事業年度 (2022年3月31日) | 当事業年度 (2023年3月31日) |
|-----|-----------------------|-----------------------|
| 未払金 | 4,694百万円 | 1,178百万円 |

3 保証債務

前事業年度(2022年3月31日)

子会社であるDaiwa Asset Management(Singapore)Ltd.の債務1,900百万円に対して保証を行っております。

当事業年度(2023年3月31日)

子会社であるDaiwa Asset Management(Singapore)Ltd.の債務2,112百万円に対して保証を行っております。

(株主資本等変動計算書関係)

前事業年度(自2021年4月1日至2022年3月31日)

1. 発行済株式の種類及び総数に関する事項

(単位:千株)

| | 当事業年度期首 株式数 | 当事業年度 増加株式数 | 当事業年度 減少株式数 | 当事業年度末 株式数 |
|-------|----------------|----------------|----------------|---------------|
| 発行済株式 | | | | |
| 普通株式 | 2,608 | - | - | 2,608 |
| 合計 | 2,608 | - | - | 2,608 |

2. 配当に関する事項

(1) 配当金支払額

| 決議 | 株式の種類 | 剰余金の配当 の総額(百万 円) | 1株当たり 配当額(円) | 基準日 | 効力発生日 |
|----------------------|-------|------------------------|-----------------|----------------|----------------|
| 2021年6月22日 定時株主総会 | 普通株式 | 9,388 | 3,599 | 2021年 3月31日 | 2021年 6月23日 |

(2) 基準日が当事業年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌事業年度となるもの

2022年6月23日開催の定時株主総会の議案として、普通株式の配当に関する事項を次のとおり提案しております。

| | |
|-----------|------------|
| 剰余金の配当の総額 | 12,737百万円 |
| 配当の原資 | 利益剰余金 |
| 1株当たり配当額 | 4,883円 |
| 基準日 | 2022年3月31日 |

効力発生日

2022年6月24日

当事業年度（自 2022年4月1日 至 2023年3月31日）

1．発行済株式の種類及び総数に関する事項

（単位：千株）

| | 当事業年度期首 株式数 | 当事業年度 増加株式数 | 当事業年度 減少株式数 | 当事業年度末 株式数 |
|-------|----------------|----------------|----------------|---------------|
| 発行済株式 | | | | |
| 普通株式 | 2,608 | - | - | 2,608 |
| 合 計 | 2,608 | - | - | 2,608 |

2．配当に関する事項

（1）配当金支払額

| 決議 | 株式の種類 | 剰余金の配当の 総額（百万円） | 1株当たり 配当額（円） | 基準日 | 効力発生日 |
|----------------------|-------|--------------------|-----------------|----------------|----------------|
| 2022年6月23日 定時株主総会 | 普通株式 | 12,737 | 4,883 | 2022年 3月31日 | 2022年 6月24日 |

（2）基準日が当事業年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌事業年度となるもの

2023年6月26日開催の定時株主総会の議案として、普通株式の配当に関する事項を次のとおり提案しております。

| | |
|-----------|------------|
| 剰余金の配当の総額 | 10,316百万円 |
| 配当の原資 | 利益剰余金 |
| 1株当たり配当額 | 3,955円 |
| 基準日 | 2023年3月31日 |
| 効力発生日 | 2023年6月27日 |

（金融商品関係）

1．金融商品の状況に関する事項

（1）金融商品に対する取組方針

当社は、投資運用業及び投資助言・代理業などの資産運用に関する事業を行っております。資金運用については安全性の高い金融商品に限定しております。

（2）金融商品の内容及びそのリスク

証券投資信託に係る運用報酬の未決済額である未収委託者報酬は、運用するファンドの財産が信託されており、「投資信託及び投資法人に関する法律」、その他関係法令等により一定の制限が設けられているためリスクは極めて軽微であります。有価証券及び投資有価証券は、証券投資信託、株式であります。証券投資信託は事業推進目的で保有しており、価格変動リスク及び為替変動リスクに晒されております。株式は上場株式、非上場株式、子会社株式並びに関連会社株式を保有しており、上場株式は価格変動リスク及び発行体の信用リスクに、非上場株式、子会社株式及び関連会社株式は発行体の信用リスクに晒されております。関係会社短期貸付金は、親会社に対して貸付を行っているものであります。

未払手数料は証券投資信託の販売に係る代行手数料の未払額であります。その他未払金は主にグループ通算制度における通算親法人へ支払う法人税の未払額であります。未払費用は主にファンド

運用に係る業務を委託したこと等により発生する費用の未払額であります。これらは、そのほとんどが1年以内の支払期日であります。

（3）金融商品に係るリスク管理体制

市場リスクの管理

（ ）為替変動リスクの管理

当社は、財務リスク管理規程に従い、個別の案件ごとに為替変動リスク管理の検討を行っております。

（ ）価格変動リスクの管理

当社は、財務リスク管理規程に従い、個別の案件ごとに価格変動リスク管理の検討を行っており、定期的に時価や発行体の財務状況等を把握しリスクマネジメント会議において報告を行っております。

信用リスクの管理

発行体の信用リスクは財務リスク管理規程に従い、定期的に財務状況等を把握しリスクマネジメント会議において報告を行っております。

2．金融商品の時価等及び時価のレベルごとの内訳等に関する事項

貸借対照表計上額、時価並びにレベルごとの内訳等については、次のとおりであります。また、金融商品の時価は、時価の算定に用いたインプットの観察可能性及び重要性に応じて、以下3つのレベルに分類しております。

レベル1の時価：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、活発な市場において形成される当該時価の算定の対象となる資産又は負債に関する相場価格により算定した時価

レベル2の時価：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、レベル1のインプット以外の時価の算定に係るインプットを用いて算定した時価

レベル3の時価：観察できない時価の算定に係るインプットを使用して算定した時価

時価の算定に重要な影響を与えるインプットを複数使用している場合には、それらのインプットがそれぞれ属するレベルのうち、時価の算定における優先順位が最も低いレベルに時価を分類しております。

前事業年度（2022年3月31日）

（1）時価をもって貸借対照表価額とする金融資産及び金融負債

（単位：百万円）

| | 貸借対照表計上額 | | | |
|--------------|----------|------|------|----|
| | レベル1 | レベル2 | レベル3 | 合計 |
| 有価証券及び投資有価証券 | 66 | - | - | 66 |
| 資産合計 | 66 | - | - | 66 |

当事業年度（2023年3月31日）

（1）時価をもって貸借対照表価額とする金融資産及び金融負債

（単位：百万円）

| | 貸借対照表計上額 | | | |
|--------------|----------|-------|------|-------|
| | レベル1 | レベル2 | レベル3 | 合計 |
| 有価証券及び投資有価証券 | 57 | 7,882 | - | 7,939 |
| 資産合計 | 57 | 7,882 | - | 7,939 |

(2) 時価をもって貸借対照表価額としない金融資産及び金融負債

現金・預金、未収委託者報酬、関係会社短期貸付金、未払金及び未払費用は、短期間（1年以内）で決済されるため時価が帳簿価額に近似するものであることから、記載を省略しております。

(注1) 時価の算定に用いた評価技法及びインプットの説明

有価証券及び投資有価証券

株式は活発な市場における無調整の相場価格を利用できることから、その時価をレベル1に分類しております。当社が保有している証券投資信託は基準価額を用いて評価しており、当該基準価額は活発な市場における相場価格とは認められないため、その時価をレベル2に分類しております。

(注2) 市場価格のない株式等の貸借対照表計上額は次のとおりであり、金融商品の時価等及び時価のレベルごとの内訳等に関する事項で開示している表中の投資有価証券には含めておりません。

(単位：百万円)

| 区分 | 前事業年度 | 当事業年度 |
|--------|-------|-------|
| 非上場株式等 | 666 | 666 |
| 子会社株式 | 1,677 | 1,448 |
| 関連会社株式 | 2,027 | 2,027 |

(有価証券関係)

1. 子会社株式及び関連会社株式

前事業年度（2022年3月31日）

子会社株式（貸借対照表計上額 1,677百万円）及び関連会社株式（貸借対照表計上額 2,027百万円）は、市場価格がないことから、記載しておりません。

当事業年度（2023年3月31日）

子会社株式（貸借対照表計上額 1,448百万円）及び関連会社株式（貸借対照表計上額 2,027百万円）は、市場価格がないことから、記載しておりません。

2. その他有価証券

前事業年度（2022年3月31日）

| | 貸借対照表計上額 (百万円) | 取得原価 (百万円) | 差額 (百万円) |
|---------------------|-------------------|---------------|-------------|
| 貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの | | | |
| (1) 株式 | 66 | 55 | 11 |
| (2) その他 | 6,755 | 4,917 | 1,838 |
| 小計 | 6,822 | 4,972 | 1,850 |

| | | | |
|-----------------------------|--------|-------|-------|
| 貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの その他 | 3,753 | 4,208 | 454 |
| 小計 | 3,753 | 4,208 | 454 |
| 合計 | 10,575 | 9,180 | 1,395 |

(注) 非上場株式(貸借対照表計上額 666百万円)については、市場価格がないことから、上表の「その他有価証券」には含めておりません。

当事業年度(2023年3月31日)

| | 貸借対照表計上額 (百万円) | 取得原価 (百万円) | 差額 (百万円) |
|----------------------|-------------------|---------------|-------------|
| 貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの | | | |
| (1) 株式 | 57 | 55 | 1 |
| (2) その他 | 5,084 | 3,923 | 1,161 |
| 小計 | 5,141 | 3,978 | 1,163 |
| 貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの | | | |
| その他 | 2,798 | 3,190 | 392 |
| 小計 | 2,798 | 3,190 | 392 |
| 合計 | 7,939 | 7,168 | 771 |

(注) 非上場株式(貸借対照表計上額 666百万円)については、市場価格がないことから、上表の「その他有価証券」には含めておりません。

3. 売却したその他有価証券

前事業年度(自 2021年4月1日 至 2022年3月31日)

| 種類 | 売却額 (百万円) | 売却益の合計額 (百万円) | 売却損の合計額 (百万円) |
|-------------------|--------------|------------------|------------------|
| (1) 株式 | - | - | - |
| (2) その他 証券投資信託 | 1,719 | 327 | 59 |
| 合計 | 1,719 | 327 | 59 |

当事業年度(自 2022年4月1日 至 2023年3月31日)

| 種類 | 売却額 (百万円) | 売却益の合計額 (百万円) | 売却損の合計額 (百万円) |
|-------------------|--------------|------------------|------------------|
| (1) 株式 | - | - | - |
| (2) その他 証券投資信託 | 2,359 | 296 | 244 |
| 合計 | 2,359 | 296 | 244 |

4. 減損処理を行った有価証券

前事業年度において、証券投資信託について331百万円の減損処理を行っております。

当事業年度において、証券投資信託について257百万円、関係会社株式について229百万円の減損処理を行っております。

(退職給付関係)

1. 採用している退職給付制度の概要

当社は、非積立型の確定給付制度(退職一時金制度であります)及び確定拠出制度を採用しております。

2. 確定給付制度

(1) 退職給付債務の期首残高と期末残高の調整表

| | 前事業年度 (自 2021年4月1日 至 2022年3月31日) | 当事業年度 (自 2022年4月1日 至 2023年3月31日) |
|-------------|--|--|
| 退職給付債務の期首残高 | 2,452百万円 | 2,399百万円 |
| 勤務費用 | 152 | 150 |
| 退職給付の支払額 | 303 | 322 |
| その他 | 98 | 48 |
| 退職給付債務の期末残高 | 2,399 | 2,276 |

(2) 退職給付債務及び年金資産の期末残高と貸借対照表に計上された退職給付引当金の調整表

| | 前事業年度 (自 2021年4月1日 至 2022年3月31日) | 当事業年度 (自 2022年4月1日 至 2023年3月31日) |
|-------------------------|--|--|
| 非積立型制度の退職給付債務 | 2,399百万円 | 2,276百万円 |
| 貸借対照表に計上された負債と 資産の純額 | 2,399 | 2,276 |
| 退職給付引当金 | 2,399 | 2,276 |
| 貸借対照表に計上された負債と 資産の純額 | 2,399 | 2,276 |

(3) 退職給付費用及びその内訳項目の金額

| | 前事業年度 (自 2021年4月1日 至 2022年3月31日) | 当事業年度 (自 2022年4月1日 至 2023年3月31日) |
|-----------------|--|--|
| 勤務費用 | 152百万円 | 150百万円 |
| その他 | 67 | 153 |
| 確定給付制度に係る退職給付費用 | 219 | 303 |

(注) その他には、臨時に支払った割増退職金等を含んでおります。

3. 確定拠出制度

当社の確定拠出制度への要拠出額は、前事業年度189百万円、当事業年度184百万円であります。

(税効果会計関係)

1. 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別内訳

(単位: 百万円)

| | 前事業年度 (2022年3月31日) | 当事業年度 (2023年3月31日) |
|--------------|-----------------------|-----------------------|
| 繰延税金資産 | | |
| 退職給付引当金 | 734 | 697 |
| 賞与引当金 | 227 | 182 |
| 投資有価証券評価損 | 144 | 177 |
| 関係会社株式評価損 | - | 155 |
| 未払事業税 | 213 | 114 |
| 出資金評価損 | 94 | 94 |
| システム関連費用 | 111 | 68 |
| その他 | 437 | 309 |
| 繰延税金資産小計 | 1,963 | 1,799 |
| 評価性引当額 | 356 | 459 |
| 繰延税金資産合計 | 1,607 | 1,339 |
| 繰延税金負債 | | |
| その他有価証券評価差額金 | 562 | 356 |
| 連結法人間取引(譲渡益) | 159 | 159 |
| 繰延税金負債合計 | 722 | 515 |
| 繰延税金資産の純額 | 885 | 824 |

2. 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間に重要な差異があるときの、当該差異の原因となった主要な項目別の内訳

前事業年度(2022年3月31日)

法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間の差異が法定実効税率の100分の5以下であるため注記を省略しております。

当事業年度(2023年3月31日)

法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間の差異が法定実効税率の100分の5以下であるため注記を省略しております。

3. 法人税及び地方法人税の会計処理又はこれらに関する税効果会計の会計処理

当社は、当事業年度から、グループ通算制度を適用しております。また、「グループ通算制度を適用する場合の会計処理及び開示に関する取扱い」(実務対応報告第42号 2021年8月12日)に従って、法人税及び地方法人税の会計処理又はこれらに関する税効果会計の会計処理並びに開示を行っております。

(収益認識関係)

(1) 顧客との契約から生じる収益を分解した情報

当社は、証券投資信託に関する運用その他の業務を行っております。営業収益の内訳は、証券投資信託に関する運用に係る業務が69,845百万円、その他559百万円であります。

(2) 収益を理解するための基礎となる情報

(重要な会計方針)の4.収益及び費用の計上基準に記載のとおりであります。

- (3) 顧客との契約に基づく履行義務の充足と当該契約から生じるキャッシュ・フローとの関係並びに当事業年度末において存在する顧客との契約から当事業年度の末日後に認識すると見込まれる収益の金額及び時期に関する情報
- 重要性が乏しいため記載を省略しております。

(セグメント情報等)

[セグメント情報]

当社は、資産運用に関する事業の単一セグメントであるため記載を省略しております。

[関連情報]

1. サービスごとの情報

単一のサービス区分の営業収益が損益計算書の営業収益の90%を超えるため、記載を省略しております。

2. 地域ごとの情報

(1) 営業収益

内国籍証券投資信託又は本邦顧客からの営業収益が損益計算書の営業収益の90%を超えるため、記載を省略しております。

(2) 有形固定資産

本邦に所在している有形固定資産の金額が貸借対照表の有形固定資産の金額の90%を超えるため、記載を省略しております。

3. 主要な顧客ごとの情報

営業収益のうち、損益計算書の営業収益の10%以上を占める相手先がないため、記載はありません。

[報告セグメントごとの固定資産の減損損失に関する情報]

前事業年度（自 2021年4月1日 至 2022年3月31日）

該当事項はありません。

当事業年度（自 2022年4月1日 至 2023年3月31日）

該当事項はありません。

[報告セグメントごとののれんの償却額及び未償却残高に関する情報]

該当事項はありません。

[報告セグメントごとの負ののれん発生益に関する情報]

該当事項はありません。

(関連当事者情報)

1. 関連当事者との取引

(ア) 財務諸表提出会社の親会社

前事業年度(自 2021年4月1日 至 2022年3月31日)

| 属性 | 会社等の名称 | 住所 | 資本金または出資金 (百万円) | 事業の内容 | 議決権等の所有 (被所有)割合 (%) | 関係内容 | | 取引の内容 | 取引金額 (百万円) | 科目 | 期末残高 (百万円) |
|-----|---------------|---------|--------------------|---------|---------------------------|--------|--------|-----------------------|-----------------|---------------------------|-----------------|
| | | | | | | 役員の兼任等 | 事業上の関係 | | | | |
| 親会社 | (株)大和証券グループ本社 | 東京都千代田区 | 247,397 | 証券持株会社業 | 被所有 100.0 | あり | 経営管理 | 資金の貸付 利息の受取(注) | 19,000 0 | 関係会社短期貸付金 受取利息関係会社 | 24,900 0 |

取引条件及び取引条件の決定方針等

(注) 貸付利息については市場金利を勘案して合理的に決定し、返済期間は1年以内としております。なお、担保は受け入れておりません。

当事業年度(自 2022年4月1日 至 2023年3月31日)

| 属性 | 会社等の名称 | 住所 | 資本金または出資金 (百万円) | 事業の内容 | 議決権等の所有 (被所有)割合 (%) | 関係内容 | | 取引の内容 | 取引金額 (百万円) | 科目 | 期末残高 (百万円) |
|-----|---------------|---------|--------------------|---------|---------------------------|--------|--------|-----------------------|-----------------|---------------------------|-----------------|
| | | | | | | 役員の兼任等 | 事業上の関係 | | | | |
| 親会社 | (株)大和証券グループ本社 | 東京都千代田区 | 247,397 | 証券持株会社業 | 被所有 100.0 | あり | 経営管理 | 資金の貸付 利息の受取(注) | 17,100 0 | 関係会社短期貸付金 受取利息関係会社 | 22,100 0 |

取引条件及び取引条件の決定方針等

(注) 貸付利息については市場金利を勘案して合理的に決定し、返済期間は1年以内としております。なお、担保は受け入れておりません。

(イ) 財務諸表提出会社の子会社

前事業年度(自 2021年4月1日 至 2022年3月31日)

| 種類 | 会社等の名称 | 所在地 | 資本金又は出資金 (百万円) | 事業の内容 | 議決権等の所有(被所有)割合 (%) | 関連当事者との関係 | 取引の内容 | 取引金額 (百万円) | 科目 | 期末残高 (百万円) |
|-----|---|-----------|-------------------|---------|-----------------------|-----------|---------|---------------|----|---------------|
| 子会社 | Daiwa Asset Management (Singapore) Ltd. | Singapore | 133 | 金融商品取引業 | 所有直接100.0 | 経営管理 | 債務保証(注) | 1,900 | - | - |

取引条件及び取引条件の決定方針等

(注) シンガポール通貨庁(MAS)に対する当社からの保証状により、当該関連当事者の債務不履行、及びMASへの全ての損害等に対して保証しております。なお、債務総額は当該関連当事者の総運用資産額に応じて保証状にて定めるとおりに決定しております。

当事業年度(自 2022年4月1日 至 2023年3月31日)

| 種類 | 会社等の名称 | 所在地 | 資本金又は出資金(百万円) | 事業の内容 | 議決権等の所有(被所有)割合(%) | 関連当事者との関係 | 取引の内容 | 取引金額(百万円) | 科目 | 期末残高(百万円) |
|-----|---|-----------|---------------|---------|-------------------|-----------|---------|-----------|----|-----------|
| 子会社 | Daiwa Asset Management (Singapore) Ltd. | Singapore | 133 | 金融商品取引業 | 所有直接100.0 | 経営管理 | 債務保証(注) | 2,112 | - | - |

取引条件及び取引条件の決定方針等

(注) シンガポール通貨庁(MAS)に対する当社からの保証状により、当該関連当事者の債務不履行、及びMASへの全ての損害等に対して保証しております。なお、債務総額は当該関連当事者の総運用資産額に応じて保証状にて定めるとおりに決定しております。

(ウ) 財務諸表提出会社と同一の親会社をもつ会社

前事業年度(自 2021年4月1日 至 2022年3月31日)

| 属性 | 会社等の名称 | 所在地 | 資本金又は出資金(百万円) | 事業の内容 | 議決権等の所有(被所有)割合(%) | 関連当事者との関係 | 取引の内容 | 取引金額(百万円) | 科目 | 期末残高(百万円) |
|-------------|---------|---------|---------------|---------|-------------------|----------------------------|---------------------------------|-----------------|------------------|----------------|
| 同一の親会社をもつ会社 | 大和証券(株) | 東京都千代田区 | 100,000 | 金融商品取引業 | - | 証券投資信託受益証券の募集販売 本社ビルの管理 | 証券投資信託の代行手数料(注2) 不動産の賃借料(注3) | 15,348 1,062 | 未払手数料 長期差入保証金 | 3,028 1,054 |
| 同一の親会社をもつ会社 | (株)大和総研 | 東京都江東区 | 3,898 | 情報サービス業 | - | ソフトウェアの開発・保守 | ソフトウェアの購入・保守(注4) | 1,065 | 未払費用 | 91 |

取引条件及び取引条件の決定方針等

(注1) 上記金額のうち、取引金額には消費税等が含まれておらず、期末残高には消費税等が含まれておりません。

(注2) 証券投資信託の代行手数料については、証券投資信託の信託約款に定める受益者が負担する信託報酬のうち、当社が受け取る委託者報酬から代理事務に係る手数料として代行手数料を支払います。委託者報酬の配分は、両者協議のうえ合理的に決定しております。

(注3) 差入保証金および賃借料については、近隣相場等を勘案し交渉の上、決定しております。

(注4) ソフトウェアの購入については、市場の実勢価格を勘案して、その都度交渉の上、購入価格を決定しております。

当事業年度（自 2022年4月1日 至 2023年3月31日）

| 属性 | 会社等の 名称 | 所在地 | 資本金又は 出資金 (百万円) | 事業の内 容 | 議決権等 の所有(被 所有)割合 (%) | 関連当事者 との関係 | 取引の内 容 | 取引金額 (百万円) | 科目 | 期末残高 (百万円) |
|-------------------------|------------|-----------------|-----------------------|-------------|-------------------------------|--------------------------|----------------------------------|---------------|-------------|---------------|
| 同一の 親会社 をもつ 会社 | 大和証券 株 | 東京都 千代田 区 | 100,000 | 金融商品 取引業 | - | 証券投資信 託受益証券 の募集販売 | 証券投資 信託の代 行手数料 (注2) | 13,072 | 未払手数 料 | 2,663 |
| | | | | | | 本社ビルの 管理 | 不動産の 賃借料 (注3) | 1,062 | 長期差入 保証金 | 1,054 |
| 同一の 親会社 をもつ 会社 | 株大和総 研 | 東京都 江東区 | 3,898 | 情報サー ビス業 | - | ソフト ウェアの 開発・保 守 | ソフト ウェアの 購入・保 守 (注4) | 883 | 未払費用 | 81 |

取引条件及び取引条件の決定方針等

(注1) 上記金額のうち、取引金額には消費税等が含まれておらず、期末残高には消費税等が含まれておりません。

(注2) 証券投資信託の代行手数料については、証券投資信託の信託約款に定める受益者が負担する信託報酬のうち、当社が受け取る委託者報酬から代理事務に係る手数料として代行手数料を支払います。委託者報酬の配分は、両者協議のうえ合理的に決定しております。

(注3) 差入保証金および賃借料については、近隣相場等を勘案し交渉の上、決定しております。

(注4) ソフトウェアの購入については、市場の実勢価格を勘案して、その都度交渉の上、購入価格を決定しております。

2. 親会社に関する注記

株式会社大和証券グループ本社（東京証券取引所、名古屋証券取引所に上場）

(1株当たり情報)

| 前事業年度 (自 2021年4月1日 至 2022年3月31日) | | 当事業年度 (自 2022年4月1日 至 2023年3月31日) | |
|--|------------|--|------------|
| 1株当たり純資産額 | 16,078.50円 | 1株当たり純資産額 | 14,983.42円 |
| 1株当たり当期純利益 | 4,883.43円 | 1株当たり当期純利益 | 3,955.35円 |

(注1) 潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額については、潜在株式が存在しないため記載しておりません。

(注2) 1株当たり当期純利益金額の算定上の基礎は、以下の通りであります。

| 前事業年度 (自 2021年4月1日 至 2022年3月31日) | 当事業年度 (自 2022年4月1日 至 2023年3月31日) |
|--|--|
| | |

| | | |
|-----------------|-----------|-----------|
| 当期純利益(百万円) | 12,738 | 10,317 |
| 普通株式の期中平均株式数(株) | 2,608,525 | 2,608,525 |

(重要な後発事象)

該当事項はありません。

中間財務諸表

(1) 中間貸借対照表

(単位:百万円)

| | 当中間会計期間 (2023年9月30日) | |
|-----------------|-------------------------|--------|
| 資産の部 | | |
| 流動資産 | | |
| 現金・預金 | | 2,879 |
| 有価証券 | | 110 |
| 未収委託者報酬 | | 14,148 |
| 関係会社短期貸付金 | | 17,800 |
| その他 | | 629 |
| 流動資産合計 | | 35,568 |
| 固定資産 | | |
| 有形固定資産 | 1 | 184 |
| 無形固定資産 | | |
| ソフトウェア | | 1,009 |
| その他 | | 203 |
| 無形固定資産合計 | | 1,213 |
| 投資その他の資産 | | |
| 投資有価証券 | | 8,477 |
| 関係会社株式 | | 3,475 |
| 繰延税金資産 | | 628 |
| その他 | | 1,216 |
| 投資その他の資産合計 | | 13,797 |
| 固定資産合計 | | 15,196 |
| 資産合計 | | 50,764 |

(単位:百万円)

当中間会計期間
(2023年9月30日)

| | |
|--------------|--------|
| 負債の部 | |
| 流動負債 | |
| 未払金 | 5,255 |
| 未払費用 | 4,567 |
| 未払法人税等 | 2,453 |
| 賞与引当金 | 727 |
| その他 | 2 725 |
| 流動負債合計 | 13,864 |
| 固定負債 | |
| 退職給付引当金 | 2,228 |
| 役員退職慰労引当金 | 58 |
| 固定負債合計 | 2,287 |
| 負債合計 | 16,152 |
| 純資産の部 | |
| 株主資本 | |
| 資本金 | 15,174 |
| 資本剰余金 | |
| 資本準備金 | 11,495 |
| 資本剰余金合計 | 11,495 |
| 利益剰余金 | |
| 利益準備金 | 374 |
| その他利益剰余金 | |
| 繰越利益剰余金 | 6,594 |
| 利益剰余金合計 | 6,968 |
| 株主資本合計 | 33,638 |
| 評価・換算差額等 | |
| その他有価証券評価差額金 | 973 |
| 評価・換算差額等合計 | 973 |
| 純資産合計 | 34,612 |
| 負債・純資産合計 | 50,764 |

(2) 中間損益計算書

(単位:百万円)

| | |
|-------|---------------|
| | 当中間会計期間 |
| | (自 2023年4月1日 |
| | 至 2023年9月30日) |
| 営業収益 | |
| 委託者報酬 | 36,557 |

| | | |
|--------------|---|--------|
| その他営業収益 | | 322 |
| 営業収益合計 | | 36,879 |
| 営業費用 | | |
| 支払手数料 | | 15,250 |
| その他営業費用 | | 7,380 |
| 営業費用合計 | | 22,631 |
| 一般管理費 | 1 | 6,087 |
| 営業利益 | | 8,160 |
| 営業外収益 | 2 | 128 |
| 営業外費用 | 3 | 116 |
| 経常利益 | | 8,172 |
| 特別利益 | | - |
| 特別損失 | 4 | 258 |
| 税引前中間純利益 | | 7,914 |
| 法人税、住民税及び事業税 | | 2,505 |
| 法人税等調整額 | | 2 |
| 中間純利益 | | 5,405 |

(3) 中間株主資本等変動計算書

当中間会計期間（自 2023年4月1日 至 2023年9月30日）

（単位：百万円）

| | 株主資本 | | | | | |
|-------------------------------|--------|--------|-------|-----------------------------|-------------|--------|
| | 資本金 | 資本剰余金 | 利益剰余金 | | | 株主資本合計 |
| | | 資本準備金 | 利益準備金 | その他利益 剰余金 繰越利益 剰余金 | 利益剰余金 合計 | |
| 当期首残高 | 15,174 | 11,495 | 374 | 11,505 | 11,879 | 38,549 |
| 当中間期変動額 | | | | | | |
| 剰余金の配当 | - | - | - | 10,316 | 10,316 | 10,316 |
| 中間純利益 | - | - | - | 5,405 | 5,405 | 5,405 |
| 株主資本以外の 項目の当中間期 変動額（純額） | - | - | - | - | - | - |

| | | | | | | |
|---------|--------|--------|-----|-------|-------|--------|
| 当中間期変動額 | - | - | - | 4,910 | 4,910 | 4,910 |
| 合計 | | | | | | |
| 当中間期末残高 | 15,174 | 11,495 | 374 | 6,594 | 6,594 | 33,638 |

| | 評価・換算差額等 | | 純資産合計 |
|-----------------------|--------------|------------|--------|
| | その他有価証券評価差額金 | 評価・換算差額等合計 | |
| 当期首残高 | 534 | 534 | 39,084 |
| 当中間期変動額 | | | |
| 剰余金の配当 | - | - | 10,316 |
| 中間純利益 | - | - | 5,405 |
| 株主資本以外の項目の当中間期変動額（純額） | 438 | 438 | 438 |
| 当中間期変動額合計 | 438 | 438 | 4,472 |
| 当中間期末残高 | 973 | 973 | 34,612 |

注記事項

（重要な会計方針）

1．有価証券の評価基準及び評価方法

（1）子会社及び関連会社株式

移動平均法による原価法により計上しております。

（2）その他有価証券

市場価格のない株式等以外のもの

中間決算日の市場価格等に基づく時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）を採用しております。

市場価格のない株式等

移動平均法による原価法を採用しております。

2．固定資産の減価償却の方法

（1）有形固定資産

定額法によっております。

なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。

| | |
|------|--------|
| 建物 | 10～18年 |
| 器具備品 | 4～20年 |

（2）無形固定資産

定額法によっております。なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間（5年間）に基づく定額法によっております。

3．引当金の計上基準

(1) 賞与引当金

役員及び従業員に対する賞与の支給に備えるため、支給見込額の当中間会計期間負担額を計上しております。

(2) 退職給付引当金

従業員の退職給付に備えるため、当社の退職金規程に基づく当中間会計期間末要支給額を計上しております。これは、当社の退職金は、将来の昇給等による給付額の変動がなく、貢献度、能力及び実績等に応じて事業年度ごとに各人別の勤務費用が確定するためであります。また、執行役員・参与及び上席参事についても、当社の退職金規程に基づく当中間会計期間末要支給額を計上しております。

(3) 役員退職慰労引当金

役員の退職慰労金の支給に備えるため、当社の役員退職慰労金規程に基づく当中間会計期間末要支給額を計上しております。

4．収益及び費用の計上基準

当社の顧客との契約から生じる収益に関する主要な事業における主な履行義務の内容及び当該履行義務を充足する通常の時点（収益を認識する通常の時点）は以下のとおりであります。

当社は証券投資信託の信託約款に基づき、証券投資信託の運用について履行義務を負っております。委託者報酬は、日々の純資産総額に対する一定割合として認識され、確定した報酬を受け取ります。当社が日々サービスを提供する時に当該履行義務が充足されるため、証券投資信託の運用期間にわたり収益を認識しております。

5．グループ通算制度の適用

当社は、株式会社大和証券グループ本社を通算親会社とするグループ通算制度を適用しております。

(中間貸借対照表関係)

1 減価償却累計額

| | 当中間会計期間 (2023年9月30日現在) |
|--------|---------------------------|
| 有形固定資産 | 340百万円 |

2 消費税等の取扱い

仮払消費税等及び仮受消費税等は、相殺のうえ、金額的重要性が乏しいため、流動負債の「その他」に含めて表示しております。

3 保証債務

当中間会計期間（2023年9月30日現在）

子会社であるDaiwa Asset Management(Singapore)Ltd.の債務2,299百万円に対して保証を行っております。

（中間損益計算書関係）

1 減価償却実施額

| | 当中間会計期間 (自 2023年4月1日 至 2023年9月30日) |
|--------|--|
| 有形固定資産 | 10百万円 |
| 無形固定資産 | 230百万円 |

2 営業外収益の主要項目

| | 当中間会計期間 (自 2023年4月1日 至 2023年9月30日) |
|-----------|--|
| 投資有価証券売却益 | 35百万円 |
| 有価証券償還益 | 32百万円 |
| 雑収入 | 32百万円 |
| 受取配当金 | 25百万円 |

3 営業外費用の主要項目

| | 当中間会計期間 (自 2023年4月1日 至 2023年9月30日) |
|---------|--|
| 有価証券償還損 | 103百万円 |

4 特別損失の項目

| | 当中間会計期間 (自 2023年4月1日 至 2023年9月30日) |
|-----------|--|
| ソフトウェア除却損 | 153百万円 |
| 投資有価証券評価損 | 104百万円 |

（中間株主資本等変動計算書関係）

当中間会計期間（自 2023年4月1日 至 2023年9月30日）

1．発行済株式の種類及び総数に関する事項

（単位：千株）

| | 当事業年度期首 株式数 | 当中間会計期間 増加株式数 | 当中間会計期間 減少株式数 | 当中間会計期間末 株式数 |
|-------|----------------|------------------|------------------|-----------------|
| 発行済株式 | | | | |
| 普通株式 | 2,608 | - | - | 2,608 |
| 合計 | 2,608 | - | - | 2,608 |

2．配当に関する事項

配当金支払額

| 決議 | 株式の種類 | 配当金の総額 (百万円) | 1株当たり 配当額 (円) | 基準日 | 効力発生日 |
|----------------------|-------|-----------------|---------------------|----------------|----------------|
| 2023年6月26日 定時株主総会 | 普通株式 | 10,316 | 3,955 | 2023年 3月31日 | 2023年 6月27日 |

(金融商品関係)

当中間会計期間(2023年9月30日)

金融商品の時価等及び時価のレベルごとの内訳等に関する事項

中間貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額並びにレベルごとの内訳等については、次のとおりであります。また、金融商品の時価は、時価の算定に用いたインプットの観察可能性及び重要性に応じて、以下3つのレベルに分類しております。

レベル1の時価：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、活発な市場において形成される当該時価の算定の対象となる資産又は負債に関する相場価格により算定した時価

レベル2の時価：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、レベル1のインプット以外の時価の算定に係るインプットを用いて算定した時価

レベル3の時価：観察できない時価の算定に係るインプットを使用して算定した時価

時価の算定に重要な影響を与えるインプットを複数使用している場合には、それらのインプットがそれぞれ属するレベルのうち、時価の算定における優先順位が最も低いレベルに時価を分類しております。

(1) 時価をもって中間貸借対照表価額とする金融資産及び金融負債

(単位：百万円)

| | 中間貸借対照表計上額 | | | |
|--------------|------------|-------|------|-------|
| | レベル1 | レベル2 | レベル3 | 合計 |
| 有価証券及び投資有価証券 | 111 | 7,809 | - | 7,921 |
| 資産合計 | 111 | 7,809 | - | 7,921 |

(2) 時価をもって中間貸借対照表価額としない金融資産及び金融負債

現金・預金、未収委託者報酬、短期貸付金、未払金及び未払費用は、短期間(1年以内)で決済されるため時価が帳簿価額に近似するものであることから、記載を省略しております。

(注1) 時価の算定に用いた評価技法及びインプットの説明

有価証券及び投資有価証券

株式は活発な市場における無調整の相場価格を利用できることから、その時価をレベル1に分類しております。当社が保有している証券投資信託は基準価額を用いて評価しており、当該基準価額は活発な市場における相場価格とは認められないため、その時価をレベル2に分類しております。

（注2）市場価格のない株式等の中間貸借対照表計上額は次のとおりであり、金融商品の時価等及び時価のレベルごとの内訳等に関する事項で開示している表中の投資有価証券には含めておりません。

（単位：百万円）

| 区分 | 当中間会計期間 |
|--------|---------|
| 非上場株式 | 666 |
| 子会社株式 | 1,448 |
| 関連会社株式 | 2,027 |

（有価証券関係）

当中間会計期間（2023年9月30日）

1．子会社株式及び関連会社株式

子会社株式（中間貸借対照表計上額 1,448百万円）及び関連会社株式（中間貸借対照表計上額 2,027百万円）は、市場価格がないことから、記載しておりません。

2．その他有価証券

| | 中間貸借対照表 計上額（百万円） | 取得原価 （百万円） | 差額 （百万円） |
|------------------------|---------------------|---------------|-------------|
| 中間貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの | | | |
| （1）株式 | 111 | 55 | 56 |
| （2）その他 | 5,511 | 3,839 | 1,672 |
| 小計 | 5,623 | 3,894 | 1,728 |
| 中間貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの | | | |
| その他 | 2,297 | 2,623 | 325 |
| 小計 | 2,297 | 2,623 | 325 |
| 合計 | 7,921 | 6,518 | 1,403 |

（注）非上場株式（中間貸借対照表計上額 666百万円）については、市場価格がないことから、上表の「その他有価証券」には含めておりません。

（収益認識関係）

（1）顧客との契約から生じる収益を分解した情報

当社は、証券投資信託に関する運用その他の業務を行っております。営業収益の内訳は、証券投資信託に関する運用に係る業務が36,557百万円、その他322百万円であります。

（2）収益を理解するための基礎となる情報

（重要な会計方針）の4．収益及び費用の計上基準に記載のとおりであります。

- (3) 顧客との契約に基づく履行義務の充足と当該契約から生じるキャッシュ・フローとの関係並びに当中間会計期間末において存在する顧客との契約から当中間会計期間の末日後に認識すると見込まれる収益の金額及び時期に関する情報
重要性が乏しいため記載を省略しております。

(セグメント情報等)

[セグメント情報]

当中間会計期間(自 2023年4月1日 至 2023年9月30日)

当社は、資産運用に関する事業の単一セグメントであるため記載を省略しております。

[関連情報]

当中間会計期間(自 2023年4月1日 至 2023年9月30日)

1. サービスごとの情報

単一のサービス区分の営業収益が中間損益計算書の営業収益の90%を超えるため、記載を省略しております。

2. 地域ごとの情報

(1) 営業収益

内国籍証券投資信託又は本邦顧客からの営業収益が中間損益計算書の営業収益の90%を超えるため、記載を省略しております。

(2) 有形固定資産

本邦に所在している有形固定資産の金額が中間貸借対照表の有形固定資産の金額の90%を超えるため、記載を省略しております。

3. 主要な顧客ごとの情報

営業収益のうち、中間損益計算書の営業収益の10%以上を占める相手先がないため、記載はありません。

[報告セグメントごとの固定資産の減損損失に関する情報]

当中間会計期間(自 2023年4月1日 至 2023年9月30日)

該当事項はありません。

[報告セグメントごとののれんの償却額及び未償却残高に関する情報]

当中間会計期間(自 2023年4月1日 至 2023年9月30日)

該当事項はありません。

[報告セグメントごとの負ののれん発生益に関する情報]

当中間会計期間(自 2023年4月1日 至 2023年9月30日)

該当事項はありません。

(1株当たり情報)

| 当中間会計期間 (自 2023年4月1日 至 2023年9月30日) | |
|--|------------|
| 1株当たり純資産額 | 13,268.89円 |
| 1株当たり中間純利益 | 2,072.34円 |

(注1) 潜在株式調整後1株当たり中間純利益については、潜在株式が存在しないため記載していません。

(注2) 1株当たり中間純利益の算定上の基礎は、以下の通りであります。

| 当中間会計期間 (自 2023年4月1日 至 2023年9月30日) | |
|--|-----------|
| 中間純利益(百万円) | 5,405 |
| 普通株式に係る中間純利益(百万円) | 5,405 |
| 普通株主に帰属しない金額(百万円) | - |
| 普通株式の期中平均株式数(株) | 2,608,525 |

(重要な後発事象)

該当事項はありません。

4 【利害関係人との取引制限】

委託会社は、「金融商品取引法」の定めるところにより、利害関係人との取引について、次に掲げる行為が禁止されています。

自己又はその取締役若しくは執行役との間における取引を行なうことを内容とした運用を行なうこと（投資者の保護に欠け、若しくは取引の公正を害し、又は金融商品取引業の信用を失墜させるおそれがないものとして内閣府令で定めるものを除きます。）。

運用財産相互間において取引を行なうことを内容とした運用を行なうこと（投資者の保護に欠け、若しくは取引の公正を害し、又は金融商品取引業の信用を失墜させるおそれがないものとして内閣府令で定めるものを除きます。）。

通常の取引の条件と異なる条件であって取引の公正を害するおそれのある条件で、委託会社の親法人等（委託会社の総株主等の議決権の過半数を保有していることその他の当該金融商品取引業者と密接な関係を有する法人その他の団体として政令で定める要件に該当する者をいいます。以下において同じ。）又は子法人等（委託会社が総株主等の議決権の過半数を保有していることその他の当該金融商品取引業者と密接な関係を有する法人その他の団体として政令で定める要件に該当する者をいいます。以下同じ。）と有価証券の売買その他の取引又は店頭デリバティブ取引を行なうこと。

委託会社の親法人等又は子法人等の利益を図るため、その行なう投資運用業に関して運用の方針、運用財産の額若しくは市場の状況に照らして不必要な取引を行なうことを内容とした運用を行なうこと。

上記 に掲げるもののほか、委託会社の親法人等又は子法人等が関与する行為であって、投資者の保護に欠け、若しくは取引の公正を害し、又は金融商品取引業の信用を失墜させるおそれのあるものとして内閣府令で定める行為。

5 【その他】

a. 定款の変更、事業譲渡または事業譲受、出資の状況その他の重要事項

提出日前1年以内において、定款の変更、事業譲渡または事業譲受、出資の状況その他の重要事項に該当する事実はありません。

b. 訴訟事件その他委託会社に重要な影響を及ぼすことが予想される事実

訴訟事件その他委託会社に重要な影響を及ぼすことが予想される事実はありません。

第2【その他の関係法人の概況】

1【名称、資本金の額及び事業の内容】

| | 名 称 | 資本金の額 (2023年03月末日現在) | 事業の内容 | 備考 |
|---------|-------------------|-------------------------|-------|----|
| 受託会社 | 三井住友信託銀行株式会社 | 342,037百万円 | (注6) | |
| 再信託受託会社 | 株式会社日本カスト ディ銀行 | 51,000百万円 | (注6) | |
| 販売会社 | 株式会社常陽銀行 | 85,113百万円 | (注3) | |

(注1) 金融商品取引法に定める第一種金融商品取引業を営んでいます。

(注2) 主として中小企業向け融資業を営んでいます。

(注3) 銀行法に基づき銀行業を営んでいます。

(注4) 全国の信用金庫の中央金融機関として、信用金庫の余裕資金の効率運用と信用金庫間の資金の需給調整、信用金庫業界の信用力の維持向上および業務機能の補完を図っています。

(注5) 協同組合による金融事業に関する法律に基づき金融事業を営んでいます。

(注6) 銀行法に基づき銀行業を営むとともに、金融機関の信託業務の兼営等に関する法律に基づき信託業務を営んでいます。

(注7) 信用金庫法に基づく金融業を営んでいます。

(注8) 保険業法に基づき損害保険業を営んでいます。

(注9) 保険業法に基づき生命保険業を営んでいます。

(注10) 全国の農業協同組合、漁業協同組合、森林組合などの協同組織の全国金融機関として、余裕資金の効率運用と資金の需給調整、当該協同組織の信用力の維持向上及び業務機能の補完を図っています。

(注11) 労働金庫連合会は、労働金庫法に基づき設立された労働金庫の系統中央金融機関です。

(注12) 農業協同組合法に基づき信用事業等を営んでいます。

2【関係業務の概要】

受託会社は、信託契約の受託者であり、委託会社の指図に基づく信託財産の管理・処分、信託財産の計算等を行いません。なお、外国における資産の保管は、その業務を行なうに十分な能力を有すると認められる外国の金融機関が行なう場合があります。

再信託受託会社は、受託会社と再信託契約を締結し、信託事務の一部（信託財産の管理等）を行いません。

販売会社は、受益権の募集の取扱い、信託契約の一部解約に関する事務、収益分配金・償還金・一部解約金の支払いに関する事務等を行いません。

3【資本関係】

該当事項はありません。

第3【その他】

(1) 目論見書の表紙から本文の前までの記載等について

- ・ 金融商品取引法（昭和23年法律第25号）第13条の規定に基づく目論見書である旨を記載することがあります。
 - ・ 目論見書の別称として「投資信託説明書（交付目論見書）」または「投資信託説明書（請求目論見書）」という名称を用いることがあります。
 - ・ 委託会社等の情報、受託会社に関する情報を記載することがあります。
 - ・ 詳細な情報の入手方法として、以下の事項を記載することがあります。
 - 委託会社のホームページアドレス、電話番号及び受付時間等
 - 請求目論見書の入手方法及び投資信託約款が請求目論見書に掲載されている旨
 - ・ 使用開始日を記載することがあります。
 - ・ 届出の効力に関する事項について、次に掲げるいずれかの内容を記載することがあります。
 - 届出をした日及び当該届出の効力の発生の有無を確認する方法
 - 届出をした日、届出が効力を生じている旨及び効力発生日
 - ・ 次の事項を記載することがあります。
 - 投資信託の財産は受託会社において信託法に基づき分別管理されている旨
 - 請求目論見書は投資者の請求により販売会社から交付される旨及び当該請求を行った場合にはその旨の記録をしておくべきである旨
 - 「ご購入に際しては、本書の内容を十分にお読みください。」との趣旨を示す記載
 - ・ 委託会社、当ファンドのロゴ・マーク等を記載することがあります。
 - ・ ファンドの形態等を記載することがあります。
 - ・ 図案を採用することがあります。
 - ・ ファンドの管理番号等を記載することがあります。
 - ・ 委託会社のインターネットホームページのアドレスに加え、他のインターネットのアドレス（当該アドレスをコード化した図形等も含みます。）を掲載することがあります。
 - ・ UD FONT マークおよび説明文を記載することがあります。
- (2) 当ファンドは、評価機関等の評価を取得、使用する場合があります。
- (3) 交付目論見書に最新の運用実績を記載することがあります。
- (4) 請求目論見書に当ファンドの投資信託約款の全文を記載します。
- (5) 交付目論見書に、以下の内容を記載することがあります。

大和アセットマネジメントでは、毎月分配型のファンドを、次の方にふさわしい運用商品と考えています。

年金の補完などを目的として、定期的に資産を取り崩すニーズがある方。

以下の分配金の仕組みを理解し、投資信託の運用を続けながら分配金を毎月受け取りたい方。

- ・ ファンドの購入価額や運用状況によっては、分配金の一部または全部が実質的には元本の一部払い戻しに相当する場合があります。

（複利効果を重視して長期的な資産形成をお考えの方には、毎月分配型のファンドは適していません。）

- ・ 分配金は計算期間中の収益を超えて支払われることがあり、分配金の水準は必ずしもファンドの収益率を示すものではありません。

独立監査人の監査報告書

2023年5月26日

大和アセットマネジメント株式会社
取締役会 御中

有限責任 あずさ監査法人

東京事務所

| | | |
|--------------------|-------|-------|
| 指定有限責任社員 業務執行社員 | 公認会計士 | 間瀬 友未 |
| 指定有限責任社員 業務執行社員 | 公認会計士 | 深井 康治 |

監査意見

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「委託会社等の経理状況」に掲げられている大和アセットマネジメント株式会社の2022年4月1日から2023年3月31日までの第64期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、重要な会計方針及びその他の注記について監査を行った。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、大和アセットマネジメント株式会社の2023年3月31日現在の財政状態及び同日をもって終了する事業年度の経営成績を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、監査した財務諸表を含む開示書類に含まれる情報のうち、財務諸表及びその監査報告書以外の情報である。

当監査法人は、その他の記載内容が存在しないと判断したため、その他の記載内容に対するいかなる作業も実施していない。

財務諸表に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての財務諸表に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・経営者が継続企業を前提として財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する財務諸表の注記事項が適切でない場合は、財務諸表に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた財務諸表の表示、構成及び内容、並びに財務諸表が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

(注) 1. 上記の監査報告書の原本は当社が別途保管しております。

(注) 2. XBRLデータは監査の対象には含まれていません。

独立監査人の監査報告書

2024年5月31日

大和アセットマネジメント株式会社
取締役会 御中

有限責任 あずさ監査法人

東京事務所

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 秋山 範之指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 竹内 知明**監査意見**

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「ファンドの経理状況」に掲げられている常陽3分法ファンドの2023年10月6日から2024年4月5日までの特定期間の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益及び剰余金計算書、注記表並びに附属明細表について監査を行った。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、常陽3分法ファンドの2024年4月5日現在の信託財産の状態及び同日をもって終了する特定期間の損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、大和アセットマネジメント株式会社及びファンドから独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、有価証券報告書及び有価証券届出書（訂正有価証券届出書を含む。）に含まれる情報のうち、財務諸表及びその監査報告書以外の情報である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。

当監査法人の財務諸表に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

財務諸表監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と財務諸表又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうかを検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての財務諸表に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・経営者が継続企業を前提として財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する財務諸表の注記事項が適切でない場合は、財務諸表に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、ファンドは継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた財務諸表の表示、構成及び内容、並びに財務諸表が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、経営者に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

利害関係

大和アセットマネジメント株式会社及びファンドと当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

(注) 1 . 上記の監査報告書の原本は当社が別途保管しております。

(注) 2 . XBRLデータは監査の対象には含まれていません。

独立監査人の中間監査報告書

2023年11月27日

大和アセットマネジメント株式会社
取締役会 御中

有限責任 あずさ監査法人

東京事務所

| | | |
|--------------------|-------|-------|
| 指定有限責任社員 業務執行社員 | 公認会計士 | 間瀬 友未 |
| 指定有限責任社員 業務執行社員 | 公認会計士 | 渡部 啓太 |

中間監査意見

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「委託会社等の経理状況」に掲げられている大和アセットマネジメント株式会社の2023年4月1日から2024年3月31日までの第65期事業年度の中間会計期間（2023年4月1日から2023年9月30日まで）に係る中間財務諸表、すなわち、中間貸借対照表、中間損益計算書、中間株主資本等変動計算書、重要な会計方針及びその他の注記について中間監査を行った。

当監査法人は、上記の中間財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠して、大和アセットマネジメント株式会社の2023年9月30日現在の財政状態及び同日をもって終了する中間会計期間（2023年4月1日から2023年9月30日まで）の経営成績に関する有用な情報を表示しているものと認める。

中間監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間監査の基準に準拠して中間監査を行った。中間監査の基準における当監査法人の責任は、「中間財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、中間監査の意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

中間財務諸表に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠して中間財務諸表を作成し有用な情報を表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない中間財務諸表を作成し有用な情報を表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

中間財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業的前提に基づき中間財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

中間財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した中間監査に基づいて、全体として中間財務諸表の有用な情報の表示に関して投資者の判断を損なうような重要な虚偽表示がないかどうかの合理的な保証を得て、中間監査報告書において独立の立場から中間財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、中間財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間監査の基準に従って、中間監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・不正又は誤謬による中間財務諸表の重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応する中間監査手続を立案し、実施する。中間監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、中間監査の意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。なお、中間監査手続は、年度監査と比べて監査手続の一部が省略され、監査人の判断により、不正又は誤謬による中間財務諸表の重要な虚偽表示リスクの評価に基づいて、分析的手続等を中心とした監査手続に必要に応じて追加の監査手続が選択及び適用される。
- ・中間財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な中間監査手続を立案するために、中間財務諸表の作成と有用な情報の表示に関連する内部統制を検討する。
- ・経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・経営者が継続企業を前提として中間財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、中間監査報告書において中間財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する中間財務諸表の注記事項が適切でない場合は、中間財務諸表に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、中間監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・中間財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた中間財務諸表の表示、構成及び内容、並びに中間財務諸表が基礎となる取引や会計事象に関して有用な情報を表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した中間監査の範囲とその実施時期、中間監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む中間監査上の重要な発見事項、及び中間監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

(注) 1. 上記の監査報告書の原本は当社が別途保管しております。

(注) 2. XBRLデータは監査の対象には含まれていません。